

土浦市バリアフリー基本構想

平成 21 年 3 月

土 浦 市

はじめに

急速な高齢化と少子化が同時に進行し、これまで経験したことのない人口減少社会となった現在、高齢者や障害者を含めたすべての人々が、安心して生活できる社会を実現することが急務となっています。

このようなことから、本市では、21世紀にふさわしい地域福祉の先進都市を目指し、平成12年3月に「土浦市人にやさしいまちづくり計画」を策定し、公共施設等のバリアフリー化の事業を推進してまいりました。

平成18年12月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行され、高齢者、障害者等のさらなる利便性、快適性の向上が求められていることから、このたび、JR土浦駅、荒川沖駅及び神立駅の3駅周辺を重点整備地区とした「土浦市バリアフリー基本構想」を策定しました。

今後、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」と「土浦市バリアフリー基本構想」を柱に、高齢者や障害者を含むあらゆる人々が、社会活動に参加し、自己実現できるように、道路や建物などの物理的なバリアフリー化とともに、心のバリアフリー化を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、今回の基本構想策定にあたり、御尽力いただきました「土浦市バリアフリー基本構想策定協議会」の委員並びに関係者の皆様をはじめ、まち歩き点検ワークショップ等に参加いただき、貴重な御意見を頂きました市民の皆様に深く感謝申し上げます。



平成21年3月 土浦市長 中川 清

目次

序章 土浦市バリアフリー基本構想策定の目的	1
1. 策定の目的と体制	1
2. バリアフリー新法について	4
第1章 重点整備地区の設定	9
1. 重点整備地区の要件	9
2. 3駅周辺の位置づけ	11
3. 重点整備地区の設定	20
第2章 意見交換会	22
1. 第1回意見交換会のまとめ（目的施設・移動経路等の検討）	22
2. 第2回意見交換会のまとめ（まち歩き点検ワークショップ）	29
3. 第3回意見交換会のまとめ（利用者要望のとりまとめ）	47
第3章 土浦駅周辺地区の移動等円滑化基本構想	65
1. 地区の概況	65
2. 移動等円滑化に関する現状と課題	72
3. 基本的な方針	77
4. 重点整備地区と生活関連施設・経路の設定	78
5. 生活関連施設・経路等の整備方針	83
6. 移動等円滑化のために実施すべき特定事業及びその他の事業	86
7. その他移動等円滑化のために必要な事項	93
第4章 荒川沖駅周辺地区の移動等円滑化基本構想	94
1. 地区の概況	94
2. 移動等円滑化に関する現状と課題	98
3. 基本的な方針	104
4. 重点整備地区と生活関連施設・経路の設定	105
5. 生活関連施設・経路等の整備方針	109
6. 移動等円滑化のために実施すべき特定事業及びその他の事業	112
第5章 神立駅周辺地区の移動等円滑化基本構想	119
1. 地区の概況	119
2. 移動等円滑化に関する現状と課題	124
3. 基本的な方針	128
4. 重点整備地区と生活関連施設・経路の設定	129
5. 生活関連施設・経路等の整備方針	133
6. 移動等円滑化のために実施すべき特定事業及びその他の事業	137
7. その他移動等円滑化のために必要な事項	143

第6章	重点整備地区以外のバリアフリー化の推進	144
1.	市民会館・協同病院、市役所周辺のバリアフリー化	144
2.	神立病院周辺のバリアフリー化.....	144
3.	大規模商業施設周辺のバリアフリー化	145
第7章	心のバリアフリー化の推進	146
1.	市民への普及・意識醸成	146
2.	情報の提供及び共有	146
3.	基本構想の周知・P R	146
4.	協働によるバリアフリーの実現.....	147
第8章	今後の事業展開	148
1.	特定事業計画の策定・事業の推進.....	148
2.	総合的なバリアフリーまちづくりの展開	149
3.	総合的な推進体制の整備	149
4.	利用者の視点を十分反映したバリアフリー化.....	149
5.	スパイラルアップの導入	150
6.	移動等円滑化基準に則した都市施設等の整備推進と地域にあった仕様の検討	151
7.	社会状況の変化等に応じた基本構想の見直し.....	151
資料編	153

序章 土浦市バリアフリー基本構想策定の目的

1. 策定の目的と体制

(1) 策定の背景

本市では、これまで、「すべての人が安全で快適に暮らせるバリアフリーの推進」を図るため、「人にやさしいまちづくり計画」に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進してきた。

このようななか、高齢者や障害者などを含めたすべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指し、平成18年12月に「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行された。

このバリアフリー新法において基本構想策定に対する住民提案が制度化されたことを受け、平成19年7月に「バリアフリー新法にもとづく基本構想の策定を実現させる会」より、土浦駅周辺地区の基本構想策定の提案がされた。

(2) 策定の目的

本市では、これらの背景を受け、「人にやさしいまちづくり計画」や「第7次総合計画」との整合性を図りながら、土浦駅、荒川沖駅、神立駅の3駅を中心に基本構想を策定することとした。本基本構想の目的は、バリアフリー新法が施行されより高い水準のバリアフリー化が求められていること、基本構想策定に対する住民提案があることを踏まえ、本市における総合的なバリアフリー化の推進を図るため、市民、関係団体、公共交通事業者、施設管理者等との協働により、バリアフリー新法に基づく基本構想を策定することを目的とする。

(3) バリアフリーの理念

本市では、「人にやさしいまちづくり計画」に合わせて駅舎や道路等の公共空間のバリアフリー化を図るとともに、利便性・快適性など利用者の視点を活かしたソフト的取り組みを実施し、まちづくりへのバリアフリーの視点の導入、多様な主体の参画などにより、質の高い総合的なユニバーサルデザインのまちの実現を目指す。

(4) 対象地域

調査対象地域は、土浦市全域とする。

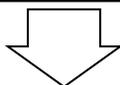
市域の中から、バリアフリー新法で規定される要件に照らし合わせ、重点的かつ一体的に整備を図る地区（重点整備地区）を設定し、具体的な検討を行う。

(5) 策定内容

【重点整備地区に係わる検討】

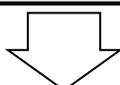
1. 重点整備地区の設定

- ・生活関連施設等の立地状況、上位・関連計画等を踏まえ、重点整備地区を抽出



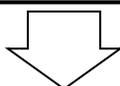
2. ワークショップの開催

- ・高齢者、障害者、地域住民等で、バリアフリー化を図る経路・施設等を歩いて点検するなどワークショップを行い、その問題・課題を整理
 - ①目的施設・移動経路等の検討
 - ②まち歩き点検ワークショップ
 - ③利用者要望のとりまとめ



3. バリアフリー化を図る経路・施設等の検討

- ・バリアフリー化を図るべき生活関連施設を設定
- ・バリアフリー化を図るべき生活関連施設間の主要な経路を設定



4. 移動等円滑化基本構想の検討

- ・重点整備地区を対象にバリアフリー化のために実施する具体的な施策等を検討

【全市に係わる検討】

5. バリアフリー化の推進策の検討

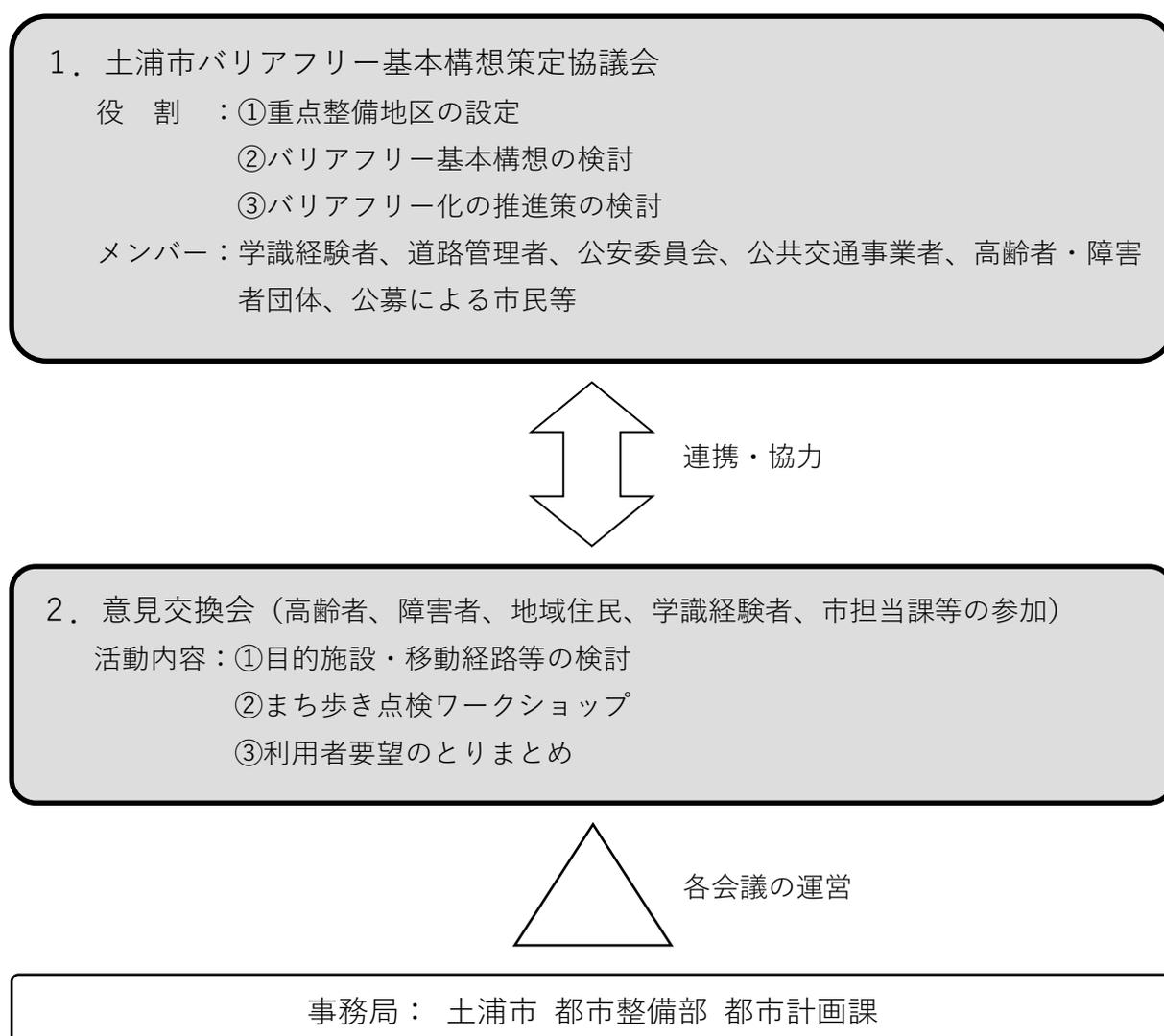
- ・基本構想を推進するための進行管理や、重点整備地区以外のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーなど、全市的なバリアフリーの取組みを検討

(6) 策定体制

本基本構想の策定にあたっては、学識経験者、道路管理者、公安委員会、公共交通事業者、高齢者・障害者団体、公募による市民等から構成される「土浦市バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、検討を進める。

また、利用者等の意見を聴き、課題ニーズを把握するため、意見交換会を実施する。意見交換会は、高齢者、障害者、地域住民等を主体として、学識経験者等も加わり、行う。

図 序-1 策定体制



2. バリアフリー新法について

(1) バリアフリー新法の概要

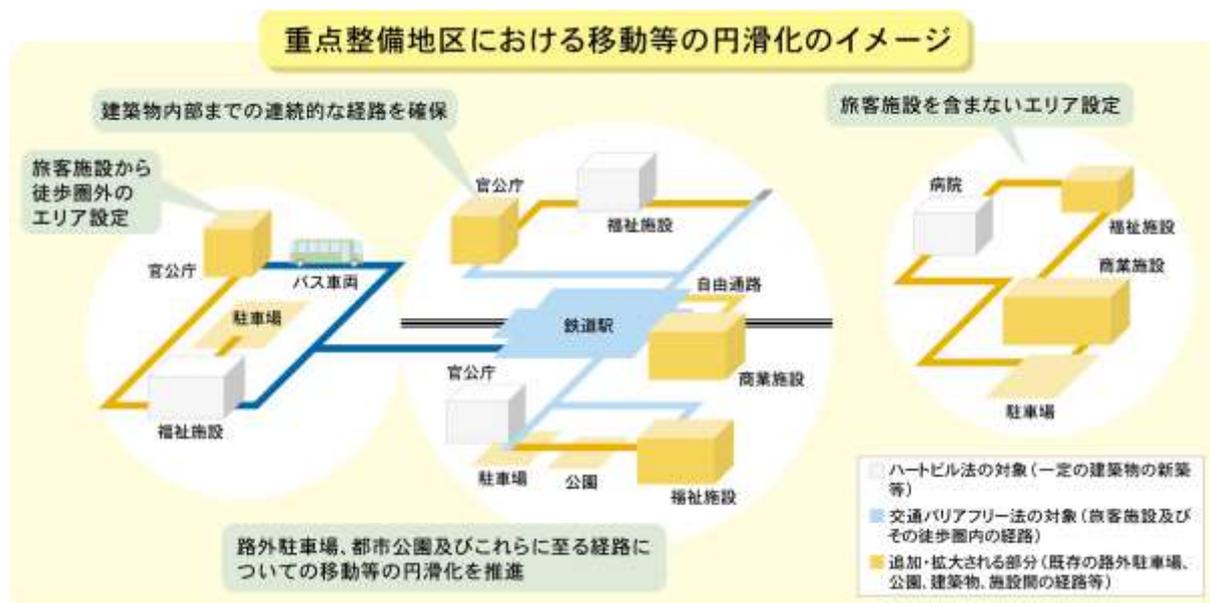
バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）とは、高齢者、障害者、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものである。

① 公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけている。また、既存のこれらの施設等については、基準適合するように努力義務が課される。

② 面的な整備を図るべき重点整備地区におけるバリアフリー化の推進

市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができる。



資料) 時の動き平成 18 年 12 月号「心のバリアフリーによるユニバーサルデザイン社会の実現を目指して」内閣府

(2) バリアフリー基本構想の概要

バリアフリー基本構想とは、重点整備地区において、鉄道駅等の旅客施設、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容等を定めるものである。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化の実現を推進することになる。

■ 重点整備地区の要件（法第2条第21号）

- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

■ 生活関連施設に該当する施設（基本方針※ 三・2・(1)）

- ・生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

■ 生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区（基本方針※ 三・2・(1)）

- ・生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

※基本方針：「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成18年12月15日、国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第一号）

図 バリアフリー整備イメージ

第1章 重点整備地区の設定

1. 重点整備地区の要件

バリアフリー新法に基づき国土交通大臣が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」で、以下に示す3つの要件を満たす地区において、重点整備地区を設定することができる規定されている。

【重点整備地区の要件】

原則として、以下の要件を満たす地区

- ①地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区
- ②原則として、生活関連施設（特別特定建築物）がおおむね3つ以上所在する地区
- ③当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区

(1) 主要な施設の設定

重点整備地区には、3つ以上の生活関連施設があることが原則である。

生活関連施設は、不特定多数の市民、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において訪れる交通施設及び公共施設等である。

生活関連施設の候補として考えられる主要な施設を下表の通り設定する。

表 1-1 主要な施設の区分（主に『つちうらくらしの便利帳』に掲載している施設と商業施設）

施設種類	主な施設	選定の考え方（選定基準）
①旅客施設	・鉄道駅	・バスターミナル等が無い場合、旅客施設として鉄道駅のみを抽出
②官公庁施設	・市役所施設 ・国、県の施設	・窓口等が設置されている施設 ・その他、警察署、裁判所、税務署等
③福祉・保健	・福祉作業所等	・通所福祉施設、保健センター等 (入所施設を除く)
④文化・コミュニティ	・ホール ・公民館等	・市の公共施設
⑤病院	・病院	・病院（ベット数20以上）
⑥商業施設	・スーパーマーケット等	・大規模小売店舗（概ね1,000㎡以上）
⑦学校	・養護学校	・特別支援学校
⑧公園	・主要な公園	・近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園

参考：移動等円滑化の促進に関する基本方針では、生活関連施設として以下の施設が例示されている。旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校など

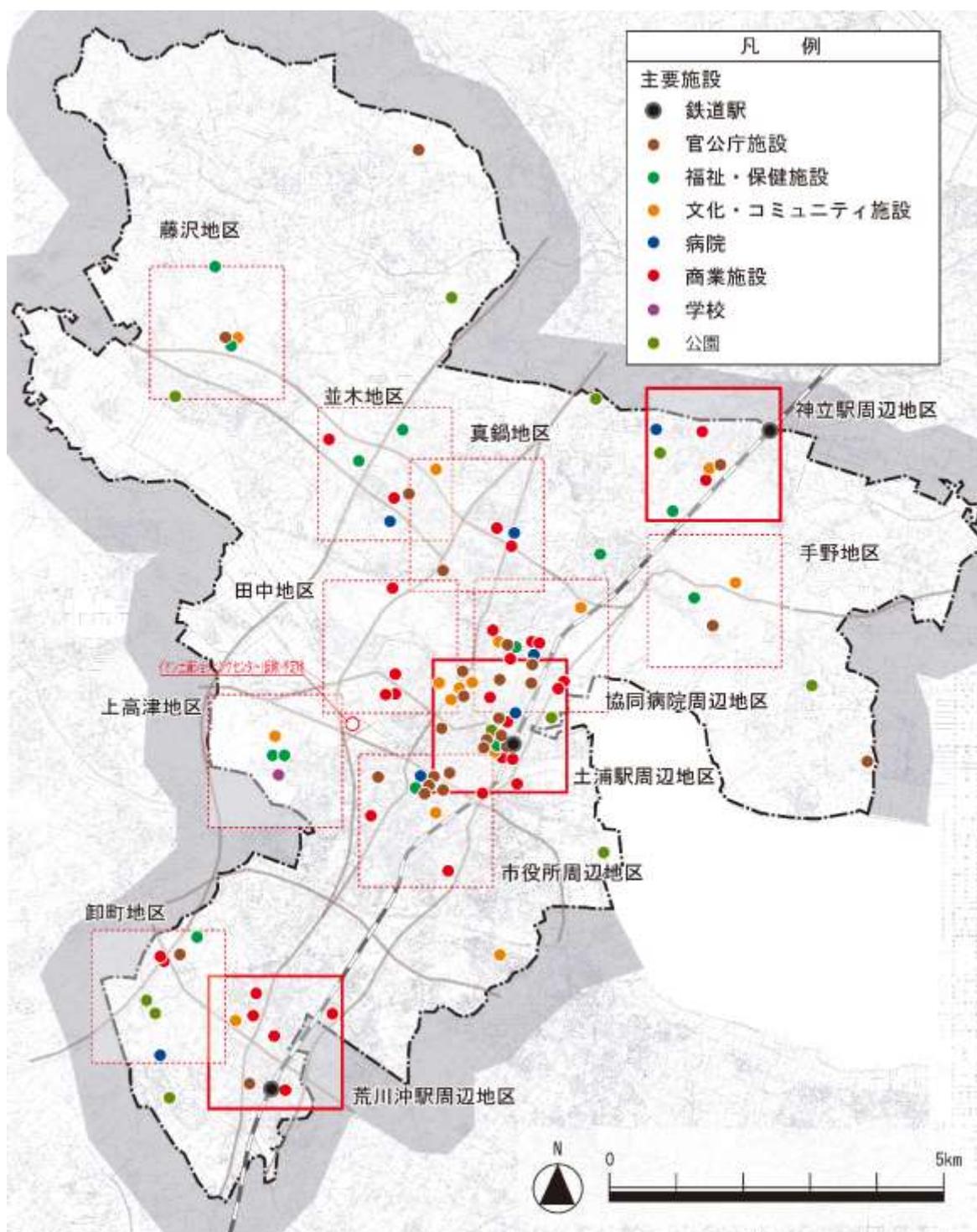
(2) 主要な施設の分布状況

重点整備地区は、面積が400ha未満であることが原則となる。

400haの区域（南北2km、東西2kmの正方形の区域）に、3つ以上の施設が立地している地区を抽出すると下図の通りとなる。

これらの分布状況を見ると、3駅周辺がその条件を満たしている。また、3駅周辺以外にも条件を満たす地区がある。

図 1-1 主要な施設の分布状況



2. 3 駅周辺の位置づけ

土浦市の上位計画で位置づけられているまちづくりの方向や現状を踏まえて、バリアフリーまちづくりの方向を設定する。

(1) 上位・関連計画における位置づけ

① 第7次土浦市総合計画（計画期間：平成20年度～29年度）

第7次土浦市総合計画では、3駅周辺を商業・業務拠点として位置づけ、県南地域の拠点、市民の生活拠点を形成することとしている。

また、バリアフリーの推進を方針の一つに位置づけ、人にやさしいまちづくり計画に基づく公共施設等のバリアフリー化、バリアフリー新法に基づく基本構想による総合的なバリアフリー化を推進することとしている。

1) 拠点の位置づけ

第7次土浦市総合計画では、土地利用構想として、土地利用ゾーニング、拠点、ネットワーク、都市軸など、目指すべき都市構造を位置づけている。

そのなかで、不特定多数の市民等が集まり活動する商業・業務拠点として、3駅周辺等を位置づけている。

【第7次土浦市総合計画での商業・業務拠点の記述内容】

- 土浦駅東西地区を中心とした都心部では、地域の特性を生かした魅力ある商業・福祉機能が集積し、多くの人々が集い交流する県南地域の拠点としての機能向上を図ります。
- 荒川沖駅周辺地区では、既存の商業・業務地の機能を強化し、地域住民の日常利便性を向上させ、生活拠点としての魅力の創出を図ります。
- 神立駅周辺地区では、市北部の生活拠点や隣接市との交流拠点として、広域性を視野に入れた商業・業務地としての機能強化・形成に努めます。

2) バリアフリーの方針

具体的な施策内容を示す基本計画のなかで、「すべての人が安全で快適に暮らせるバリアフリーの推進」を位置づけ、施策内容、主要事業を示している。

【施策内容】

- ・すべての人が使いやすい施設の整備（人にやさしいまちづくり計画）
- ・自由に移動できる交通環境の整備
- ・やさしい心の醸成
- ・多様な要望への支援体制の充実

【主要事業】

- ・人にやさしいまちづくり事業：公共施設等のバリアフリー化の推進
- ・総合的なバリアフリーの推進：バリアフリー新法に基づく基本構想策定及び推進

図 1-2 第 7 次土浦市総合計画で位置づけている土地利用構想図



凡 例	
水辺ふれあいゾーン	
緑のふれあいゾーン	
農業・田園ゾーン	
市街地ゾーン	
工業流通ゾーン	
霞ヶ浦	

凡 例	
水・緑・憩い・交流拠点	
農業拠点	
工業拠点	
商業・業務拠点	
流通拠点	
研究・業務拠点	

凡 例	
常磐自動車道	
広域幹線道路(整備済・整備中)	
広域幹線道路(計 画)	
広域幹線道路(構 想)	
補助幹線道路(整備済 / 計画)	
大規模自転車道(整備済 / 計画)	

出典：第 7 次土浦市総合計画

② 土浦市都市計画マスタープラン（平成16年10月策定）

土浦市都市計画マスタープランでは、3駅周辺を「都心部、荒川沖副都心、神立副都心」として位置づけている。

また、3駅周辺においてバリアフリーの市街地を形成することを方針としている。

1) 拠点の位置づけ

土浦市都市計画マスタープランでは、都市の将来像において、土浦駅周辺、荒川沖駅周辺、神立駅周辺の3駅周辺を「都心部、荒川沖副都心、神立副都心」として位置づけている。

2) バリアフリーの方針

土浦市都市計画マスタープランでは、都市基盤整備の目標を掲げ、3駅周辺地区等での市街地づくりの方針を示している。その中で、バリアフリーの方針が示されている。

【市街地づくりの方針に示されているバリアフリー関連事項】

○中心市街地（土浦駅周辺）

- ・「人にやさしいまちづくり計画」に基づき、誰もが安全・快適に移動できる回遊性のある、バリアフリーの市街地を形成します。
- ・歩道の段差解消、スロープ等の設置を図り、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者動線を確保します。

○荒川沖市街地（荒川沖駅周辺）

- ・「人にやさしいまちづくり計画」に基づき、荒川沖駅西口地区の整備と一体的に、誰もが安全・快適に移動できる回遊性のある、バリアフリー市街地を形成します。

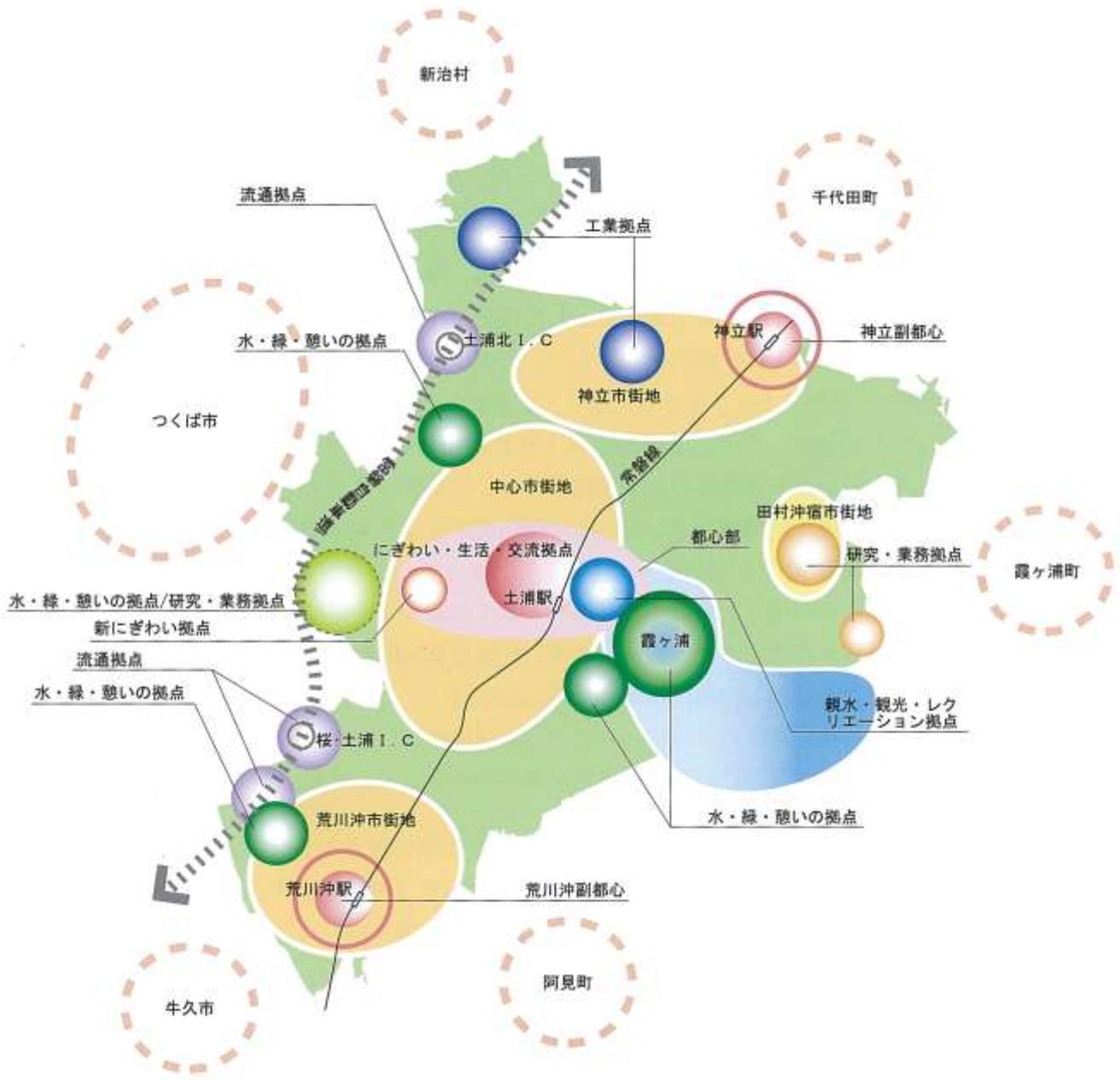
○神立市街地（神立駅周辺）

- ・「人にやさしいまちづくり計画」に基づき、駅東西を連絡する移動システムの整備など、誰もが安全・快適に移動できる回遊性のある、バリアフリーの市街地を形成します。

※上記の土浦市都市計画マスタープランは、合併前の土浦市域を対象とした計画である。旧新治村においても都市計画マスタープランを策定した。

そのなかでは、誰にもやさしい安心・安全・快適環境の形成を方針に位置づけ、生活空間へのユニバーサルデザインの導入を推進することとしている。

図 1-3 土浦市都市計画マスタープランで位置づけている「拠点の配置」



出典：土浦市都市計画マスタープラン

③ 人にやさしいまちづくり計画（平成12年3月策定）

人にやさしいまちづくり計画では、公共建築物の整備方針を位置づけ、施設の整備・改修にあわせたバリアフリー化を位置づけ整備を推進してきた。

さらには、3駅周辺地区を重点整備地区に位置づけ、このうち、土浦駅周辺地区と荒川沖駅周辺地区については、具体的な区域を設定し整備を推進してきた。

【基本方針】

- 1) すべての人が使いやすい施設の整備を図る
市民の利用が多く、日常生活を送る上で欠かせない公共施設、民間便利施設、公園等は、すべての人が利用できるための効果的な整備を推進する。
- 2) 自由に往来のできる交流促進地区の整備を図る
歩行空間の快適性を高めるため、エレベーター・エスカレーター等の整備の推進、わかりやすい施設案内計画などの整備を図る。
- 3) 交流促進地区を結ぶ交通環境の整備を図る
交流促進地区*を公共交通等で移動できるような交通環境の整備・誘導を図る。
※JR各3駅、市庁舎、各支所・出張所、各地区公民館など人にやさしいまちづくりの展開のために、先行的に整備を進めることで地域の交流を促進し、かつ、周辺の波及効果も高い施設を有する地区
- 4) わかりやすい情報提供を図る
広報活用、各種イベントの開催等のわかりやすい情報提供に努め、市民のやさしい心の醸成を図る。
- 5) 多様な要望への支援体制の充実を図る
「人にやさしいまちづくり計画」を効率的かつ効果的に推進するために、庁内関係部局の連携を強化し、明確な支援体制づくりを検討していく。

【計画の背景】

平成 5年3月	茨城県人にやさしいまちづくり整備指針作成
平成 6年6月	(通称) ハートビル法制定
平成 8年3月	茨城県人にやさしいまちづくり条例制定
平成12年3月	土浦市人にやさしいまちづくり計画策定
平成17年3月	人にやさしいまちづくり計画施設整備改善プログラム見直し
平成18年3月	旧新治村との合併に伴う施設整備プログラムの追加
平成18年6月	(通称) バリアフリー新法制定

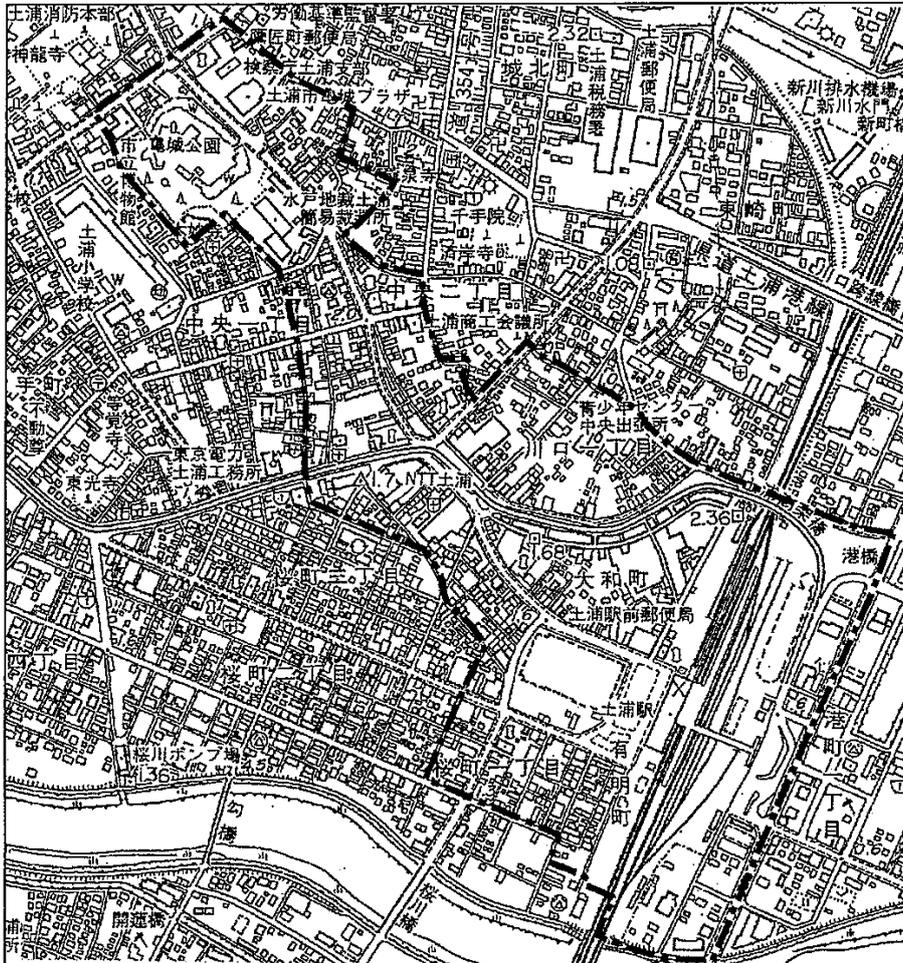
【主な事業実施内容】

- ・土浦駅（エレベーター）
- ・荒川沖駅（エレベーター、エスカレーター）
- ・土浦駅西口駅前広場（誘導ブロック）
- ・南支所（自動扉、トイレ、障害者駐車スペース）
- ・亀城プラザ（トイレ、受付カウンター、障害者駐車スペース、誘導ブロック）

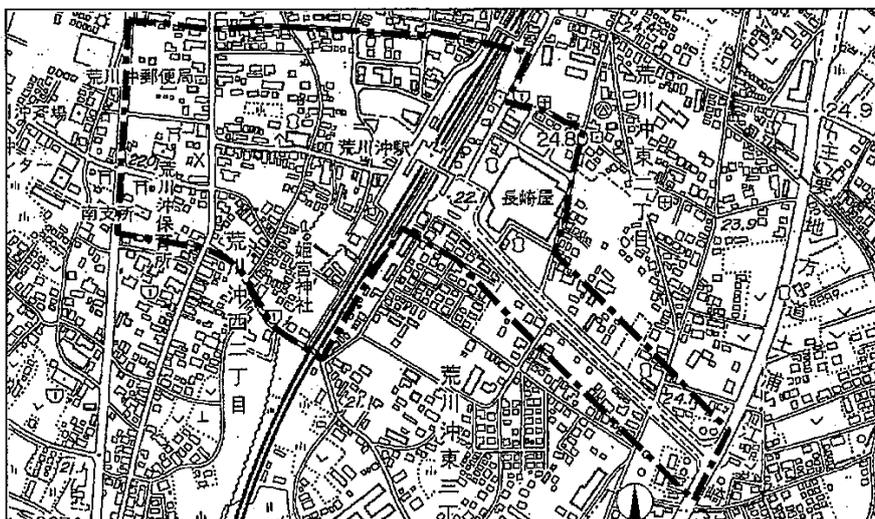
- ・ 亀城公園（トイレ、水飲み場）
- ・ 博物館（トイレ、障害者駐車スペース）
- ・ 学校・幼稚園のバリアフリー化

図 1-4 重点整備地区の区域（人にやさしいまちづくり計画）

重点整備区域図(土浦駅周辺地区)



重点整備区域図(荒川沖駅周辺地区)

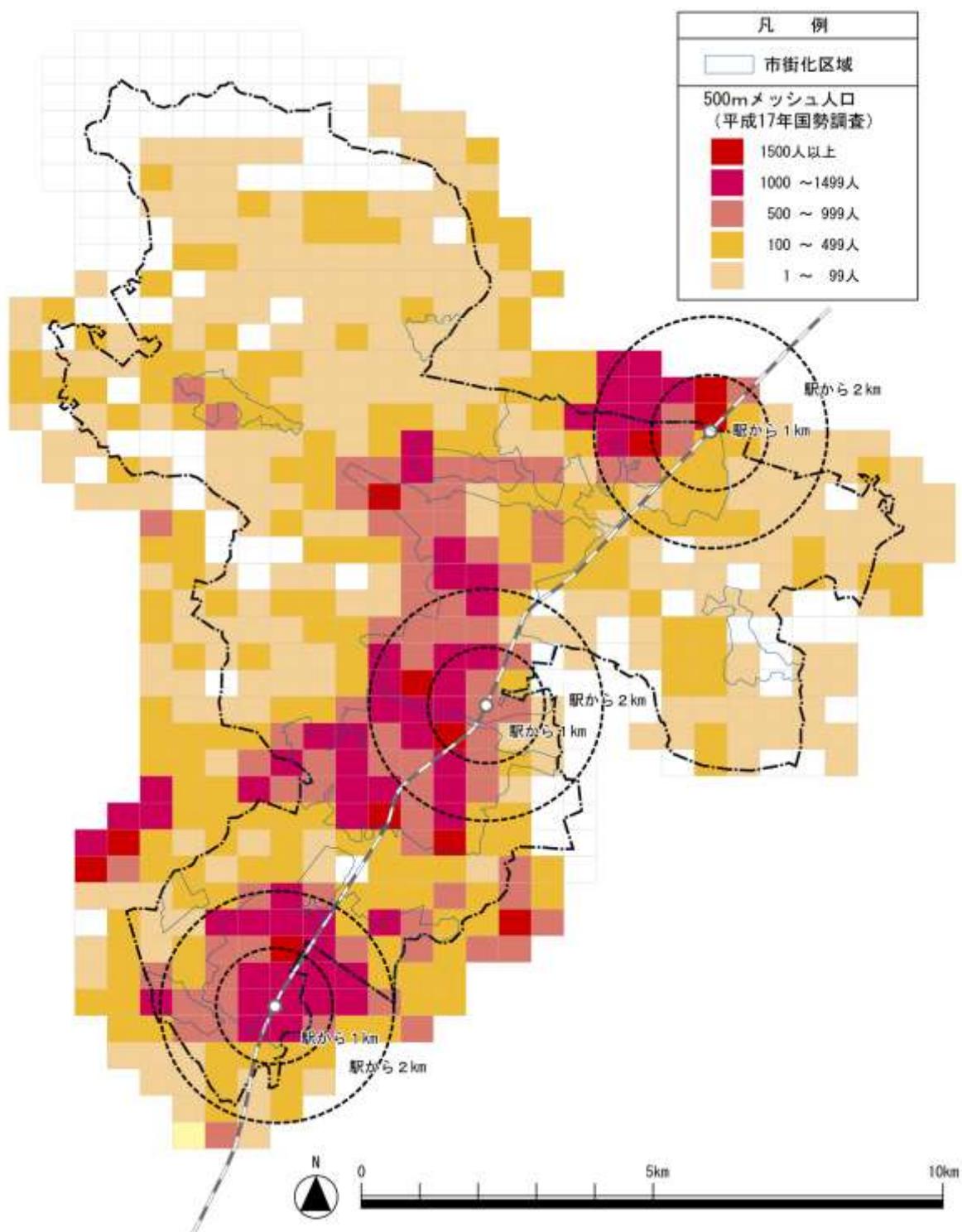


(2) バリアフリーに関連する土浦市の現状

① 人口の分布状況

市内の人口分布の状況を見ると、3 駅周辺に人口密度の高いエリアが多いことから、駅周辺が多くの市民の生活の拠点となっていると考えられる。

図 1-5 人口の分布（平成 17 年国勢調査）



② 交通ネットワークの状況

市内の公共交通ネットワークは、JR常磐線の3駅を中心に、駅前、市内、隣接市を結ぶバス路線が配置されている。また、3駅周辺（都心部、荒川沖副都心、神立副都心）の拠点間を効果的に連絡しながら、各市街地内や市街地間及び広域間を連絡する都市の骨格的な道路ネットワークの形成が位置づけられている。

これらのことから、市域内においても3駅周辺地区が不特定多数の市民等が集まりやすい地区であると考えられる。

図 1-6 公共交通網

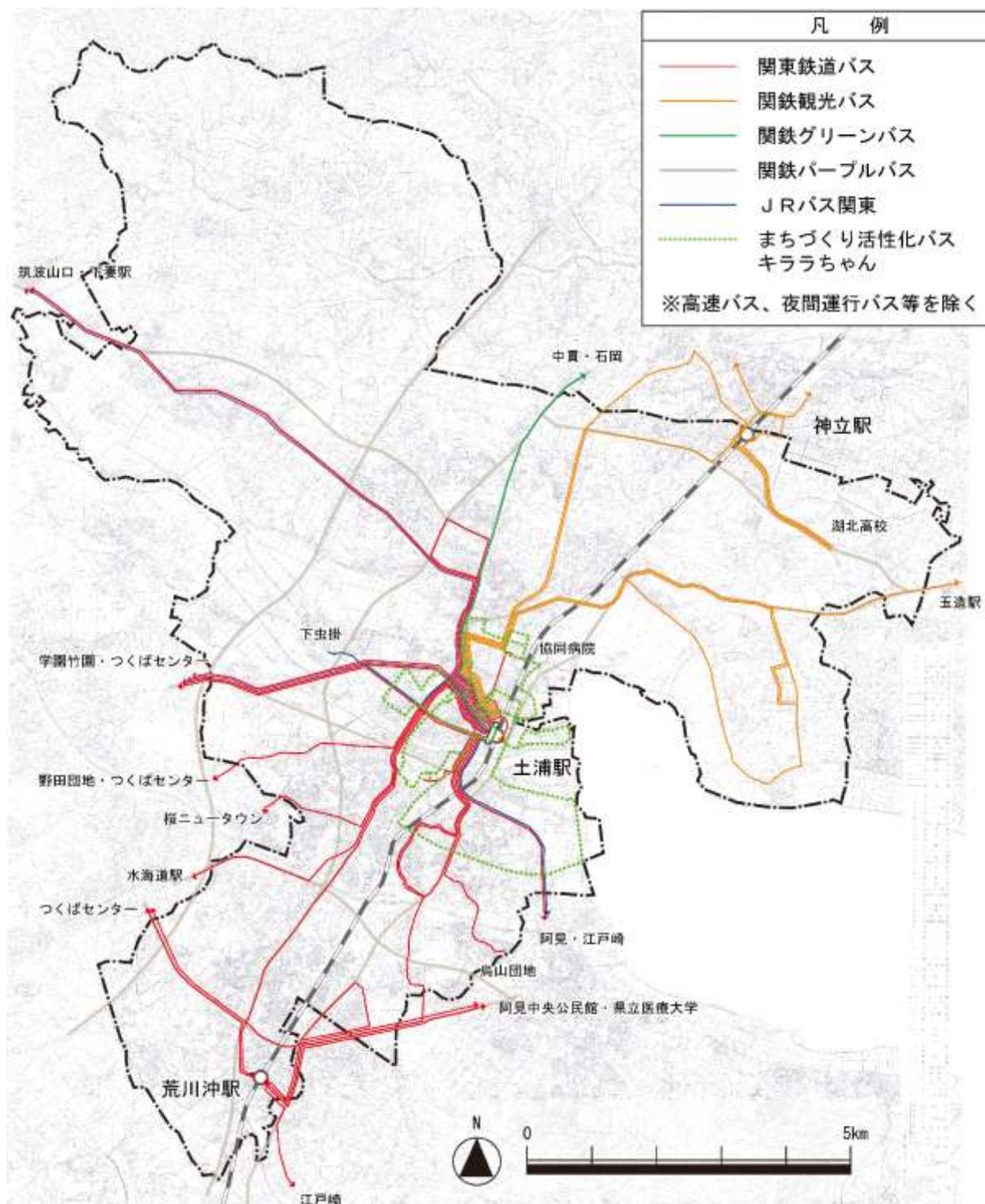


図 1-7 交通体系の方向



出典：平成 17 年度土浦市総合交通体系調査報告書

注：土浦市、旧新治村都市計画マスタープラン・新市建設計画等をもとに作成

3. 重点整備地区の設定

(1) バリアフリーまちづくりの方向

短期間に市全域にわたるバリアフリー化を行うことは難しい。そのため、以下の観点から、本市では3駅周辺を中心としたバリアフリー化に重点を置く。

3 駅周辺を中心にバリアフリー交通体系を構築する

① 3 駅周辺を中心とした移動性の確保

公共交通網の充実と連携などにより、3 駅へ移動できる交通環境を形成する。

さらに鉄道駅・鉄道車両のバリアフリー化を推進し、最寄り駅周辺まで来れば、市内の3 駅周辺地区や市外へ自立した移動ができる交通環境をつくる。

これらにより、高齢者、障害者を含む全ての人が移動しやすいバリアフリー交通網を形成する。

② 3 駅周辺の面的・一体的なバリアフリー化

交通結節点であり、かつ周辺に居住者が多く、市民の生活活動の拠点となっている3 駅周辺について、鉄道駅や駅前広場、移動経路となる道路、高齢者、障害者を含む多くの人を訪れる施設を含めて、面的・一体的にバリアフリー化された地区を形成する。

③ 3 駅周辺と他地区の連携

高齢者、障害者を含む多くの人を訪れる施設について、個々の施設や周辺道路等のバリアフリー化を推進する。

あわせて、バリアフリー化された移動交通手段を確保することにより、3 駅周辺と他地区の連携を図り、全市的にバリアフリーまちづくりを進めていく。

図 1-8 バリアフリー交通体系のイメージ



(2) 重点整備地区の設定

重点整備地区の要件、上位・関連計画やバリアフリーに関連する土浦市の現状からみたバリアフリーまちづくりの方向を踏まえて、土浦駅周辺、荒川沖駅周辺、神立駅周辺を重点整備地区に設定する。

○重点整備地区の要件との整合

3 駅周辺は、概ね400ha内に3つ以上の主要な施設が立地しており、さらに、駅から他の施設の間など、施設相互間の移動が徒歩で行われるという重点整備地区の要件に当てはまる。

表 1-2 重点整備地区の要件との整合

	重点整備地区の要件		
	主要な施設が 3つ以上立地	面積 400ha 未満	徒歩での 施設間移動
荒川沖駅周辺	○	○	○
土浦駅周辺	○	○	○
神立駅周辺	○	○	○
他の主要な施設集積地区	○	○	—

○他地区の対応

3 駅周辺以外にも、主要な施設が集積している地区がある。

しかし、これらの地区の主要な施設の多くは敷地内に駐車場を備え、自動車等での来訪が多く、かつ複数の施設間を徒歩により行き来するという利用は少ない。

これらのことから、まずは3 駅周辺に重点整備地区を絞り、面的・一体的な整備を推進する。

一方で、他の地区については、個々の施設のバリアフリー化の推進、及び駐車場から施設への経路、最寄りバス停等から施設への経路のバリアフリー化を推進することとする。

また、それらの地区において、交通ターミナルの立地等により、交通が集中しかつ施設間の移動が徒歩で行われる状況となる場合には、重点整備地区の設定を検討することとする。

第2章 意見交換会

1. 第1回意見交換会のまとめ（目的施設・移動経路等の検討）

第1回意見交換会は、3地区（土浦駅周辺地区、荒川沖駅周辺地区、神立駅周辺地区）合同で、次のとおり実施した。

【日 時】

- ・平成20年10月23日（木） 午後1時30分～午後4時30分

【会 場】

- ・ウララ2・7階 男女共同参画センター研修室

【参加者】

	土 浦	荒川沖	神 立	合 計
参加者	18名	12名	11名	41名
	・協議会委員、オブザーバー、土浦市高齢者クラブ連合会、土浦市障害者(児)福祉団体連合会、地区住民代表、事業者、学識経験者等が参加した。			

【説 明】

- ・バリアフリー新法、バリアフリー基本構想の概要について

【検討内容】

- ・高齢者、障害者等がよく利用する施設、または、不特定かつ多数の者が利用する施設で、駅から施設までの移動が徒歩で行われる施設（目的施設）の設定
- ・駅から目的施設まで、あるいは、目的施設から目的施設までの徒歩による移動経路の設定
- ・設定した目的施設及び経路を踏まえ、まち歩き点検の際の点検ルート・点検ポイントの検討

【検討結果】

- ・検討結果は、土浦駅周辺地区、荒川沖駅周辺地区、神立駅周辺地区の順で、次ページ以降に示す。

図 2-1 第 1 回意見交換会のまとめ(土浦駅周辺地区)

図 2-2 第 1 回意見交換会のまとめ(荒川沖駅周辺地区)

図 2-3 第 1 回意見交換会のまとめ(神立駅周辺地区)

2. 第2回意見交換会のまとめ（まち歩き点検ワークショップ）

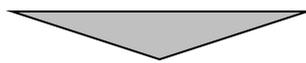
① 目的

- ・ 駅及び駅から徒歩圏内の道路などの移動及び利用に関わるバリアやバリアフリーの現状を把握する。
- ・ 関係者が一緒に歩いて現地を点検することで、高齢者、障害者など当事者が抱える問題の共通認識を深める。
- ・ 参加者から問題点や改善すべき点などの意見・提案を聞き、基本構想策定のための資料とする。

② 点検の流れ

【現地点検（午前）】

- ・ 班ごとに決められたルートについて、駅や駅周辺の道路などを対象に、移動のしやすさ、わかりやすさ、施設・設備の使いやすさなどを点検



【点検結果のまとめ（午後）】

- ・ 現地点検終了後、現地で確認した良い点、問題点、改善点などを、参加者全員で、図面を用いて整理

③ 開催概要

	土浦駅周辺地区	荒川沖駅周辺地区	神立駅周辺地区
開催日時	平成20年11月13日 午前10時～午後4時	平成20年11月14日 午前10時～午後4時	
参加者	31名	29名	13名
	・ 協議会委員、オブザーバー、土浦市高齢者クラブ連合会、土浦市障害者（児）福祉団体連合会、地区住民代表、事業者、学識経験者等が参加した。		
ルート数	3コース	2コース	2コース

(1) 土浦駅周辺地区の点検結果

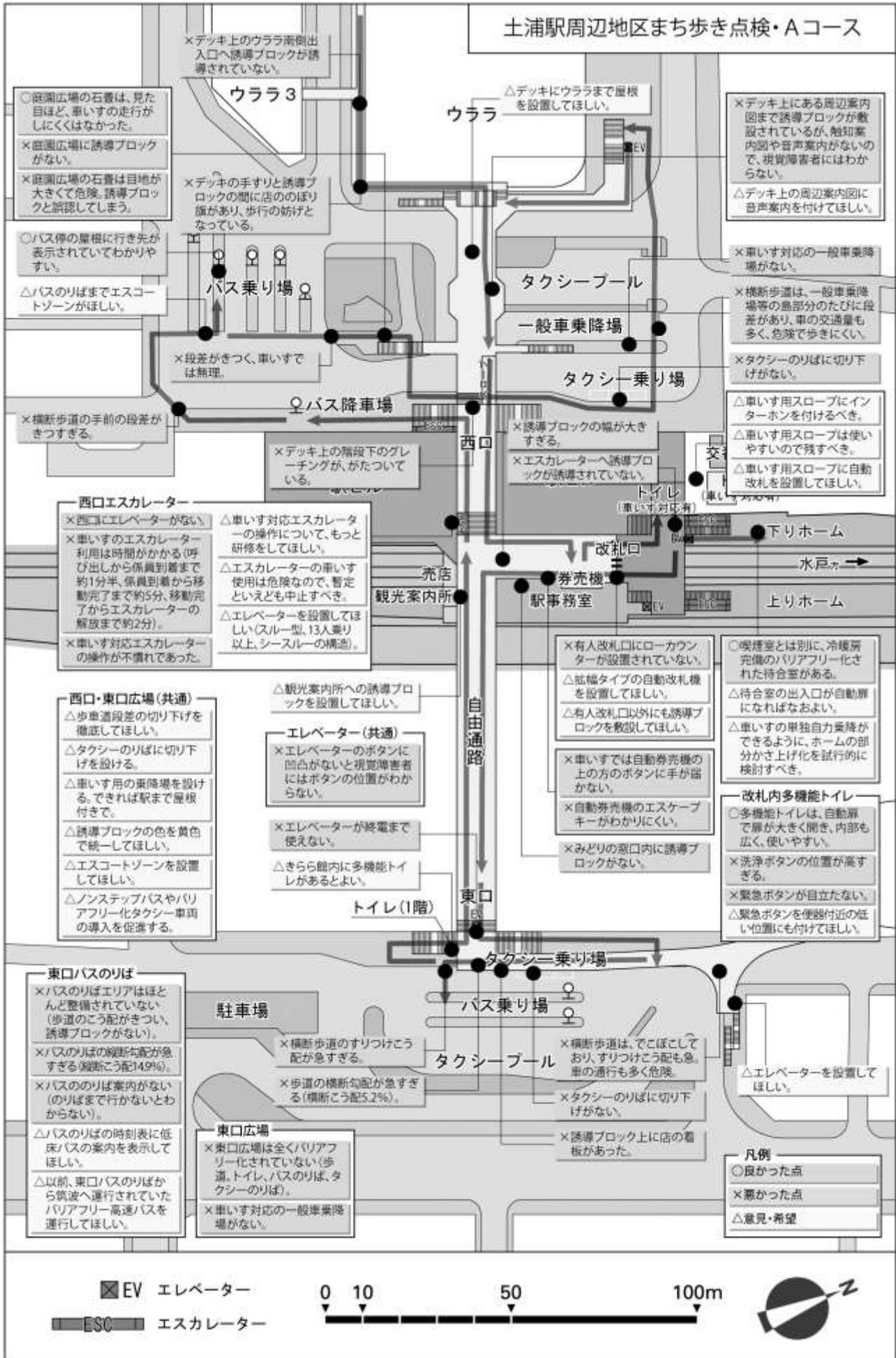
指摘箇所・項目	主な指摘事項
土浦駅	<ul style="list-style-type: none"> ・自動券売機の上の方のボタンが車いすでは届かない。 ・有人改札が拡幅改札口になっているが、自動改札機にも拡幅改札口を設けてほしい。 ・有人改札にローカウンターが設置されていない。 ・自動改札機にも誘導ブロックを敷設してほしい。 ・多機能トイレは、自動扉で、内部も広く、使いやすい。 ・一般トイレの出入口に段差がある。 ・ホームと車両の段差及び隙間をできる限り小さくしてほしい。
東西自由通路	<ul style="list-style-type: none"> ・西口にエレベーターがない。 ・西口の車いす対応エスカレーターの係員の操作が不慣れであった。 ・東口のエレベーターが終電まで利用できない。
駅前広場 《西口・東口共通》	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす対応の一般車乗降場がない。 ・タクシー乗り場に切り下げがない。 ・横断歩道の歩車道境界の段差が大きい箇所がある。 ・歩道のすりつけ勾配や横断勾配が急な箇所がある。 ・駅とバス乗り場間等の主要な歩行経路にエスコートゾーンを設置してほしい。 ・バス乗り場の時刻表に低床バスの運行情報を表示してほしい。 ・ノンステップバスやバリアフリー化タクシー車両の導入を進めてほしい。
《西口》	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックが破損している箇所がある。 ・庭園広場を横断する方向に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
《東口》	<ul style="list-style-type: none"> ・バス乗り場の案内がない。 ・多機能トイレを設置してほしい。
《ペDESTリアンデッキ》	<ul style="list-style-type: none"> ・自由通路からウララまで屋根を設置してほしい。 ・ペDESTリアンデッキ上にある周辺案内図に触知案内や音声案内がないので、視覚障害者にはわからない。 ・ペDESTリアンデッキの通路上にのぼり旗やテーブルがあり、車いすや視覚障害者の通行の妨げとなっている。

指摘箇所・項目	主な指摘事項
道 路	
《共通》	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道の歩車道境界の段差が大きい箇所がある。 ・歩道のすりつけ勾配や横断勾配が急な箇所がある。 ・歩道の舗装が破損していたり、凸凹になっている箇所がある。 ・視覚障害者誘導用ブロックが破損している箇所がある。 ・歩道上に駐輪、看板・商品のはみ出しがあり、通行の妨げとなっている。 ・歩行者の青時間が短い信号機がある。
《国道 125 号》	<ul style="list-style-type: none"> ・関東つくば銀行前の横断歩道に歩行者用信号を設置してほしい。
ザ・モール 505	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れて使用できない車いす対応トイレがある。 ・目の粗いグレーチングがある。 ・エレベーターやトイレの案内表示がない。
亀城公園	<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイトのトイレを設置するなどトイレを改修してほしい。 ・出入口付近に公園全体の案内図を設置してほしい。
沿道施設	
《亀城プラザ》	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道との境にあるグレーチングの目が粗い。
《駅前郵便局》	<ul style="list-style-type: none"> ・入口の傾斜がきつい。
《常陽銀行》	<ul style="list-style-type: none"> ・入口にある車止めの幅が狭く、車いすでは通行できない。
《茨城銀行》	<ul style="list-style-type: none"> ・入口にあるスロープの傾斜がきつく、幅も狭い。
全 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチなど休憩できる場所を設けてほしい。 ・自転車の運転マナーが悪い。 ・市民のモラルやマナーの向上が必要である。

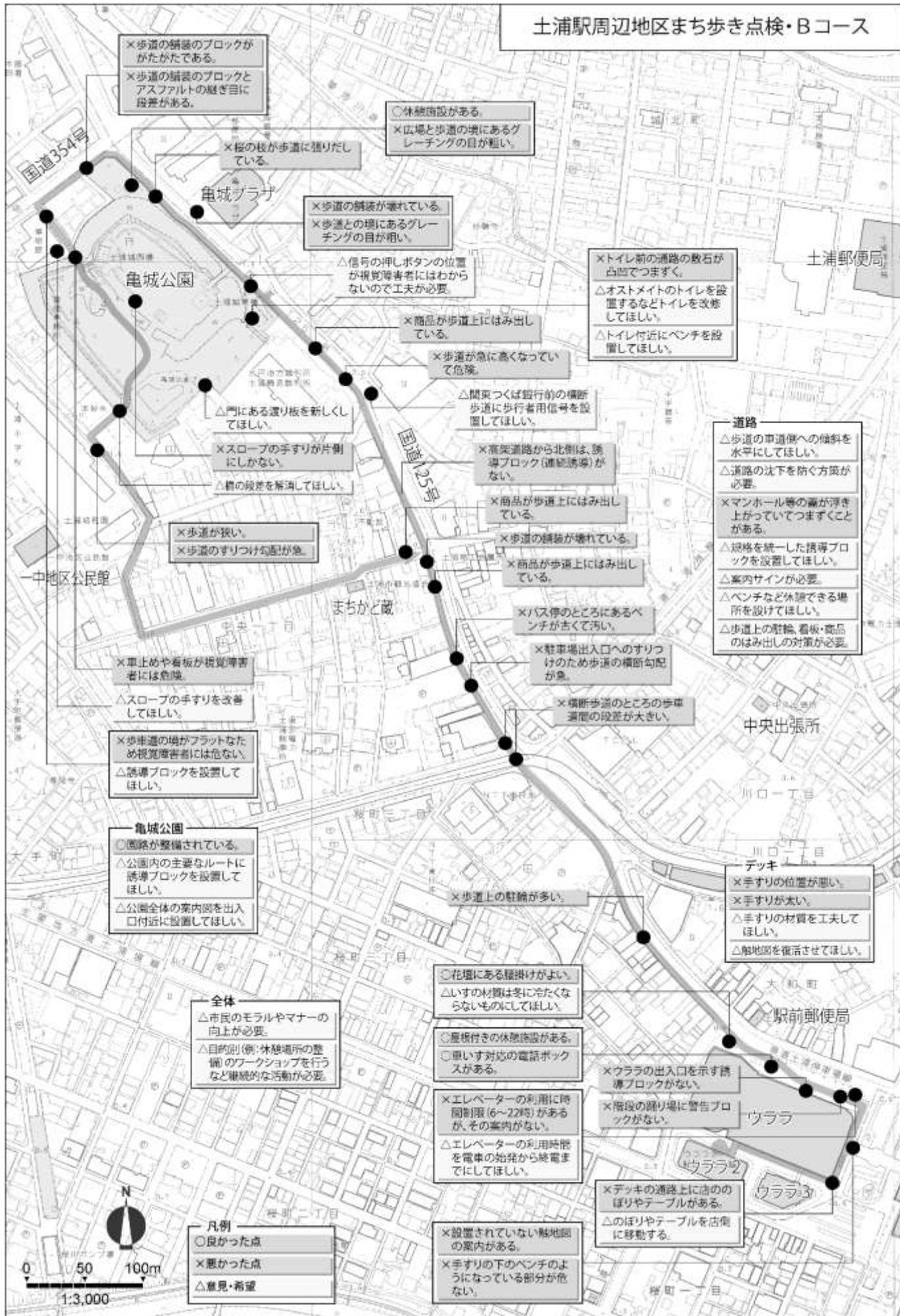
※エスコートゾーン：

道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列

土浦駅周辺地区まち歩き点検・Aコース



土浦駅周辺地区まち歩き点検・Bコース



×歩道の舗装のブロックが
かたがたである。
×歩道の舗装のブロックと
アスファルトの継ぎ目に
段差がある。

○休憩施設がある。
×広場と歩道の境にあるグ
レーチングの目が粗い。

×桜の枝が歩道に張りだ
している。

×歩道の舗装が壊れている。
×歩道との境にあるグ
レーチングの目が粗い。

△信号の押しボタンの位置
が視覚障害者にはわから
ないので工夫が必要。

×トイレ前の通路の敷石が
凸凹でつまずく。
△オストメイトのトイレを設
置するなどトイレを改修
してほしい。
△トイレ付近にベンチを設
置してほしい。

×商品が歩道にはみ出し
ている。

×歩道が急に高くなって
いて危険。

△門にある選り板を新しく
してほしい。

×スロープの手すりが片側
にしかない。

△積の段差を解消してほ
しい。

△関東つくば銀行前の横断
歩道に歩行者用信号を設
置してほしい。

×高架道路から北側は、誘
導ブロック(導線誘導)が
ない。

×商品が歩道にはみ出し
ている。

×歩道の舗装が壊れている。
×商品が歩道にはみ出し
ている。

×バス停のところにベン
チが古くて汚い。

×駐車場出入口へのすり
つけのため歩道の横断勾配
が急。

×横断歩道のところの歩
道幅の段差が大きい。

×歩道が狭い。
×歩道のすりつけ勾配が急。

×車上めや看板が視覚障
害者には危険。
△スロープの手すりを改善
してほしい。

×歩道との境がフラットな
ため視覚障害者には危
ない。
△誘導ブロックを設置し
てほしい。

亀城公園
○園路が整備されている。
△公園内の主要なルートに
誘導ブロックを設置し
てほしい。
△公園全体の案内図を出入
口付近に設置してほしい。

×歩道上の駐輪が多い。

デッキ
×手すりの位置が悪い。
×手すりが太い。
△手すりの材質を工夫し
てほしい。
△触地図を復活させてほ
しい。

○花壇にある縁掛けがよい。
△いすの材質は冬に冷た
くならないものにしてほ
しい。

○屋根付きの休憩施設がある。
○重いすの対応の電話ボ
ックスがある。

×エレベーターの利用に時
間制限(6~22時)がある
が、その案内がない。
△エレベーターの利用時間
を電車の始発から終電ま
でにしてほしい。

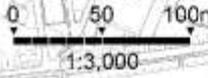
×ウララの出入口を示す誘
導ブロックがない。
×階段の踊り場に警告ブ
ロックがない。

×デッキの通路の上に店
のぼりやテーブルがある。
△のぼりやテーブルを店
内に移動する。

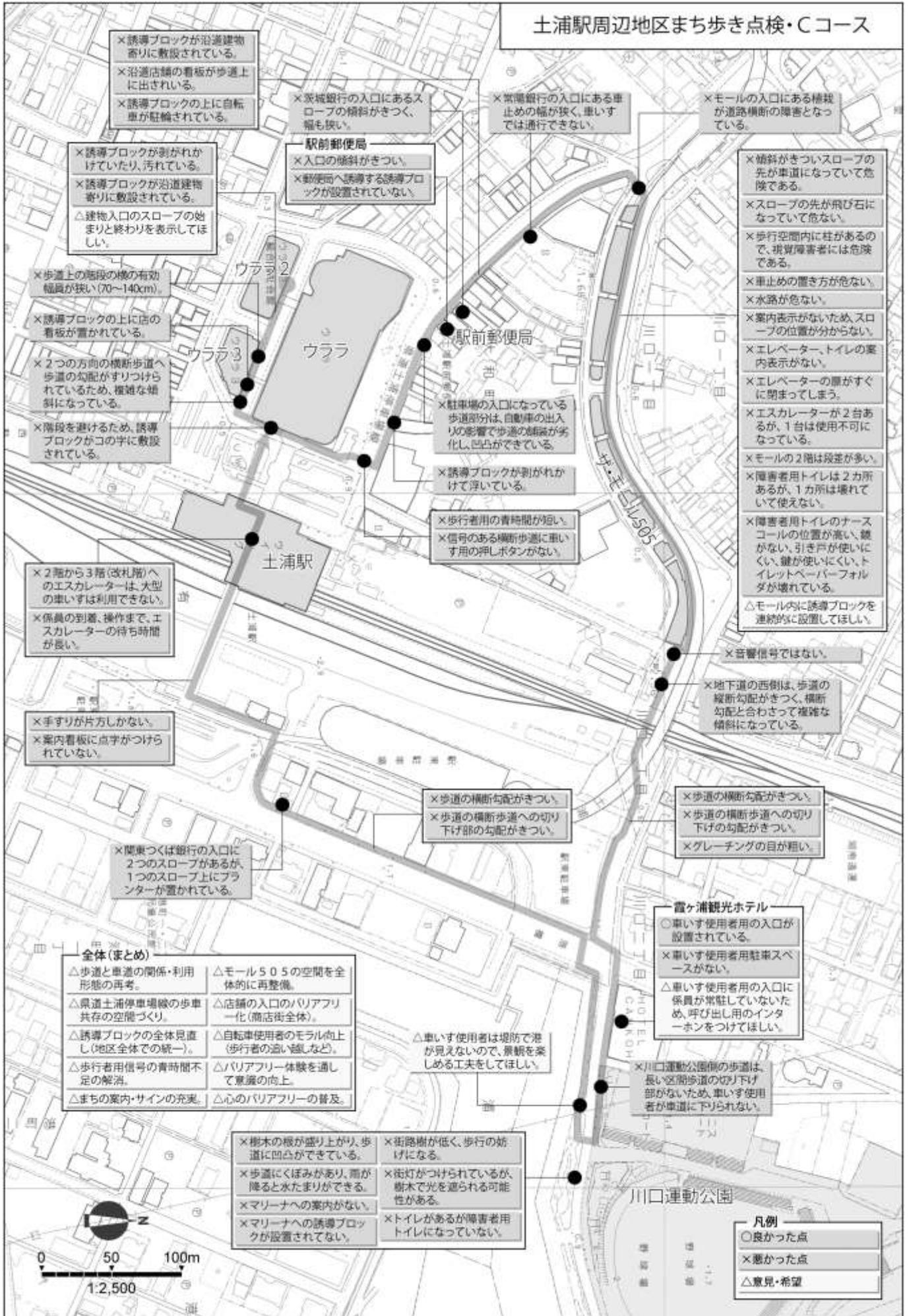
全体
△市民のモラルやマナーの
向上が必要。
△目的別(例:休憩場所)の整
備のアクションを行う
など継続的な活動が必要。

×設置されていない触地図
の案内がある。
×手すりの下のベンチのよ
うになっている部分が危
ない。

凡例
○良かった点
×悪かった点
△意見・希望



土浦駅周辺地区まち歩き点検・Cコース



×誘導ブロックが沿道建物寄りに敷設されている。
 ×沿道店舗の看板が歩道に出されている。
 ×誘導ブロックの上に自転車が駐輪されている。

×茨城銀行の入口にあるスロープの傾斜がきつく、幅も狭い。
駅前郵便局
 ×入口の傾斜がきつい。
 ×郵便向へ誘導する誘導ブロックが設置されていない。

×常陽銀行の入口にある車止めの幅が狭く、車いすでは通行できない。

×モールの入口にある横断が道路横断の障害となっている。

×誘導ブロックが割れがけられていたり、汚れている。
 ×誘導ブロックが沿道建物寄りに敷設されている。
 △建物入口のスロープの始まりと終わりを表示してほしい。

×傾斜がきついスロープの先が車道になっていて危険である。
 ×スロープの先が飛び石になっていて危ない。
 ×歩行空間内に柱があるので、視覚障害者には危険である。
 ×車止めの置き方が危ない。
 ×水路が危ない。
 ×案内表示がないため、スロープの位置が分からない。
 ×エレベーター、トイレの案内表示がない。
 ×エレベーターの扉がすぐに閉まってしまう。
 ×エスカレーターが2台あるが、1台は使用不可になっている。
 ×モールの2階は段差が多い。
 ×障害者用トイレは2カ所あるが、1カ所は壊れていて使えない。
 ×障害者用トイレのナースコールの位置が高い、鍵がない、引き戸が使いにくい、鍵が使いにくい、トイレペーパーホルダが壊れている。
 △モール内に誘導ブロックを連続的に設置してほしい。

×歩道上の階段の横の有効幅員が狭い(70~140cm)。
 ×誘導ブロックの上に店の看板が置かれている。
 ×2つの方向の横断歩道へ歩道の勾配がすりつけられているため、複雑な傾斜になっている。
 ×階段を避けるため、誘導ブロックがコの字に敷設されている。

×駐車場の入口になっている歩道部分は、自転車の出入りの影響で歩道の傾斜が多化し、凹凸がでている。

×誘導ブロックが割れがけられて浮いている。

×歩行者用の青時間が短い。
 ×信号のある横断歩道に車いす用の押しボタンがない。

×2階から3階(改札階)へのエスカレーターは、大型の車いすは利用できない。
 ×係員の到着、操作まで、エスカレーターの待ち時間が長い。

×音響信号ではない。

×地下道の西側は、歩道の縦断勾配がきつく、横断勾配と合わさって複雑な傾斜になっている。

×手すりが片方しかない。
 ×案内看板に点字がつけられていない。

×歩道の横断勾配がきつい。
 ×歩道の横断歩道への切り下げ部の勾配がきつい。

×歩道の横断勾配がきつい。
 ×歩道の横断歩道への切り下げの勾配がきつい。
 ×グレーチングの目が粗い。

×関東つくば銀行の入口に2つのスロープがあるが、1つのスロープ上にプランターが置かれている。

全体(まとめ)

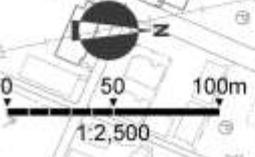
△歩道と車道の関係・利用形態の再考。	△モール505の空間を全体的に再整備。
△県道土浦停車場線の歩車共存の空間づくり。	△店舗の入口のバリアフリー化(商店街全体)。
△誘導ブロックの全体見直し(地区全体での統一)。	△自転車使用者のモラル向上(歩行者の追い越しなど)。
△歩行者用信号の青時間不足の解消。	△バリアフリー体験を通して意識の向上。
△まちの案内・サインの充実。	△心のバリアフリーの普及。

×車いす使用者は堤防で港が見えないので、景観を楽しめる工夫をしてほしい。

雷ヶ浦観光ホテル
 ○車いす使用者用の入口が設置されている。
 ×車いす使用者用駐車スペースがない。
 △車いす使用者用の入口に係員が常駐していないため、呼び出し用のインターホンをつけてほしい。

×川口運動公園側の歩道は、長い空間歩道の切り下げ部がないため、車いす使用者が車道に下りられない。

×樹木の根が盛り上がり、歩道に凹凸がでている。
 ×歩道にくぼみがあり、雨が降ると水たまりができる。
 ×マリーナへの案内がない。
 ×マリーナへの誘導ブロックが設置されていない。
 ×街路樹が低く、歩行の妨げになる。
 ×街灯がつけられているが、樹木で光を遮られる可能性がある。
 ×トイレがあるが障害者用トイレになっていない。



凡例

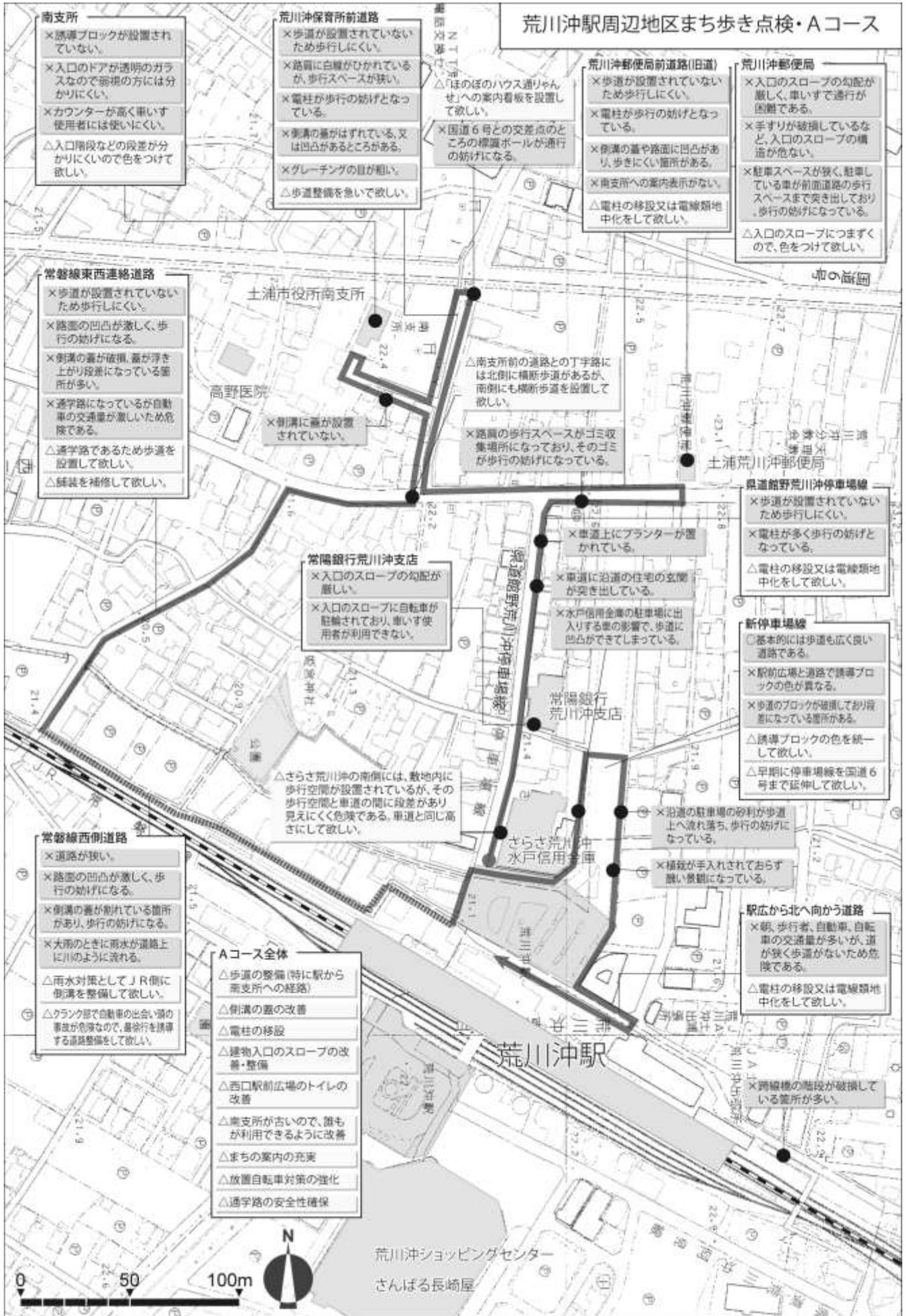
○良かった点
×悪かった点
△意見・希望

(2) 荒川沖駅周辺地区の点検結果

指摘箇所・項目	主な指摘事項
荒川沖駅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅舎内は、基本的に良く整備されている ・ 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所がある (自動改札口、電車乗口) ・ 多機能トイレの便座が座りにくい高さになっている ・ 多機能トイレの洗面器下のパイプが車いす使用者の障害となる ・ 一般トイレの入口に段差がある ・ エレベーターや改札口の横幅が狭く、車いすで通りにくい
自由通路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者誘導用ブロックが統一されていない ・ 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所がある ・ 視覚障害者誘導用ブロックが南側に寄せて設置されている ・ 通路に手すりがない ・ 案内表示がなく駅の施設配置などが分かりにくい
西口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前広場での情報案内(バス停や周辺施設)が適切でない ・ 車道と歩道の段差が高く、車いすで通行しにくい ・ タクシー乗り場に歩道の切り下げがなく車いすで通行しにくい ・ 視覚障害者誘導用ブロックの色が統一されていない ・ トイレに故障箇所がある ・ バス停の視覚障害者誘導用ブロック上にベンチが置かれている ・ エレベーターやトイレの入口前に放置自転車・バイクがある ・ バス停に上屋を設置してほしい
東口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前広場での情報案内(バス停や周辺施設)が適切でない ・ 視覚障害者誘導用ブロックが摩耗していたり、色が統一されていない、また、ジグザグに配置されている箇所がある ・ トイレに故障箇所がある
道 路	
① 県道館野荒川沖停車場線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道がなく、路面に凹凸があり、歩きにくい ・ 電柱、プランターなどの障害物がある
② 荒川沖駅前西通り線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には歩道も広く良い道路である ・ 歩道のブロックの劣化や凹凸がある箇所がある ・ 沿道駐車場の砂利が歩道に流出しており、障害物になっている ・ 視覚障害者誘導用ブロックが駅前広場と統一されていない
③ 荒川沖郵便局前道路(旧道)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道がなく、路面に凹凸があり、歩きにくい ・ 電柱やゴミ集積場のゴミが障害物になっている ・ 横断歩道の設置が必要な箇所がある ・ 南支所への案内板がない

指摘箇所・項目	主な指摘事項
④ 荒川沖保育所前道路（県道館野荒川沖停車場線）	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道がなく、側溝の蓋が劣化している箇所や路面に凹凸がある箇所があり、歩きにくい ・目の粗いグレーチングがある ・標識のポールや電柱などの障害物がある ・「ほのぼのハウス通りゃんせ」の案内板がない
⑤ 南支所接続通路	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝に蓋が設置されていない
⑥ 荒川沖小学校前道路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が一部区間しかなく、側溝の蓋が劣化している箇所や路面に凹凸がある箇所があり、歩きにくい ・電柱などの障害物がある ・荒川沖小学校の前に信号を設置してほしい
⑦ J R 常磐線西側道路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道がなく、側溝の蓋が劣化している箇所や路面に凹凸がある箇所があり、歩きにくい
⑧ 駅広から北へ向かう道路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道がなく、歩きにくい ・電柱などの障害物がある ・跨線橋の階段に劣化した箇所が多い
⑨ 荒川沖駅前東通り線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が広く、凹凸が無く、車いすも通りやすい ・さんぱる長崎屋の前の車止めが狭く、車いすが通れない ・視覚障害者誘導用ブロックの上に車止めが設置されている ・さんぱる長崎屋の前に、信号（音響式）を設置してほしい ・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない ・歩道上に看板が置かれており、障害物となっている
⑩ J R 常磐線東側道路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道がなく、側溝の蓋が劣化している箇所や路面に凹凸がある箇所があり、歩きにくい
⑪ 阿見町境界道路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道がなく、側溝の蓋が劣化している箇所や道路の横断勾配が急な箇所があり、歩きにくい
沿道施設	
① 南支所	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない ・入口に段差がある ・入口の段差や透明のガラスが弱視の方などに分かりにくい ・カウンターの高さが高い
② 荒川沖郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・入口のスロープの傾斜が急である ・入口のスロープの手すりが壊れている ・スロープの端部など突起物などがあり危険
③ 常陽銀行荒川沖支店	<ul style="list-style-type: none"> ・入口のスロープの傾斜が急である ・入口のスロープへ自転車が駐輪されている

荒川沖駅周辺地区まち歩き点検・Aコース



南支所

- ×誘導ブロックが設置されていない。
- ×入口のドアが透明のガラスなので視界の方には分かりにくい。
- ×カウンターが高く車いす使用者には使いにくい。
- △入口階段などの段差が分かりにくいので色をつけて欲しい。

荒川沖保育所前道路

- ×歩道が設置されていないため歩行しにくい。
- ×路肩に白線がひかれているが、歩行スペースが狭い。
- ×電柱が歩行の妨げとなっている。
- ×側溝の蓋がはずれている、又は凹凸があるところがある。
- ×グレーチングの目が粗い。
- △歩道整備を急いで欲しい。

荒川沖郵便局前道路(旧道)

- ×歩道が設置されていないため歩行しにくい。
- ×電柱が歩行の妨げとなっている。
- ×側溝の蓋や路面に凹凸があり、歩きにくい箇所がある。
- ×南支所への案内表示がない。
- △電柱の移設又は電線類地中化をして欲しい。

荒川沖郵便局

- ×入口のスロープの勾配が厳しく、車いすで通行が困難である。
- ×手すりや破損しているなど、入口のスロープの構造が危ない。
- ×駐車スペースが狭く、駐車している車が前面道路の歩行スペースまで突き出しており、歩行の妨げになっている。
- △入口のスロープにつまずくので、色をつけて欲しい。

常磐線東西連絡道路

- ×歩道が設置されていないため歩行しにくい。
- ×路面の凹凸が激しく、歩行の妨げになる。
- ×側溝の蓋が破損、蓋が浮き上がり段差になっている箇所が多い。
- ×通学路になっているが自転車の交通量が激しいため危険である。
- △通学路であるため歩道を設置して欲しい。
- △舗装を補修して欲しい。

土浦市役所南支所

- △南支所前の道路との丁字路には北側に横断歩道があるが、南側にも横断歩道を設置して欲しい。
- ×路肩の歩行スペースがゴミ収集場所になっており、そのゴミが歩行の妨げになっている。

高野医院

- ×側溝に蓋が設置されていない。

土浦荒川沖郵便局

- ×車道にプランターが置かれている。
- ×車道に沿道の住宅の玄関が突き出している。
- ×水戸信用金庫の駐車場に出入りする車の影響で、歩道に凹凸ができてしまっている。

常陽銀行荒川沖支店

- ×入口のスロープの勾配が厳しい。
- ×入口のスロープに自転車が発輪されており、車いす使用者が利用できない。

常陽銀行荒川沖支店

- △さらさ荒川沖の南側には、敷地内に歩行空間が設置されているが、その歩行空間と車道との間に段差があり見えにくく危険である。車道と同じ高さにして欲しい。

県道館野荒川沖停車場

- ×歩道が設置されていないため歩行しにくい。
- ×電柱が多く歩行の妨げとなっている。
- △電柱の移設又は電線類地中化をして欲しい。

新停車場線

- 基本的には歩道も広く良い道路である。
- ×駅前広場と道路で誘導ブロックの色が異なる。
- ×歩道のブロックが破損しており段差になっている箇所がある。
- △誘導ブロックの色を統一して欲しい。
- △早期に停車場線を国道6号まで延伸して欲しい。

常磐線西側道路

- ×道路が狭い。
- ×路面の凹凸が激しく、歩行の妨げになる。
- ×側溝の蓋が割れている箇所があり、歩行の妨げになる。
- ×大雨のときに雨水が道路上に川のように流れる。
- △雨水対策として「R」側に側溝を整備して欲しい。
- △クランク部で自転車の出会い頭の事故が危険なので、量減行を誘導する誘導整備をして欲しい。

Aコース全体

- △歩道の整備(特に駅から南支所への経路)
- △側溝の蓋の改善
- △電柱の移設
- △建物入口のスロープの改善・整備
- △西口駅前広場のトイレの改善
- △南支所が古いので、誰もが利用できるように改善
- △まちの案内の充実
- △放置自転車対策の強化
- △通学路の安全性確保

さらさ荒川沖水戸信用金庫

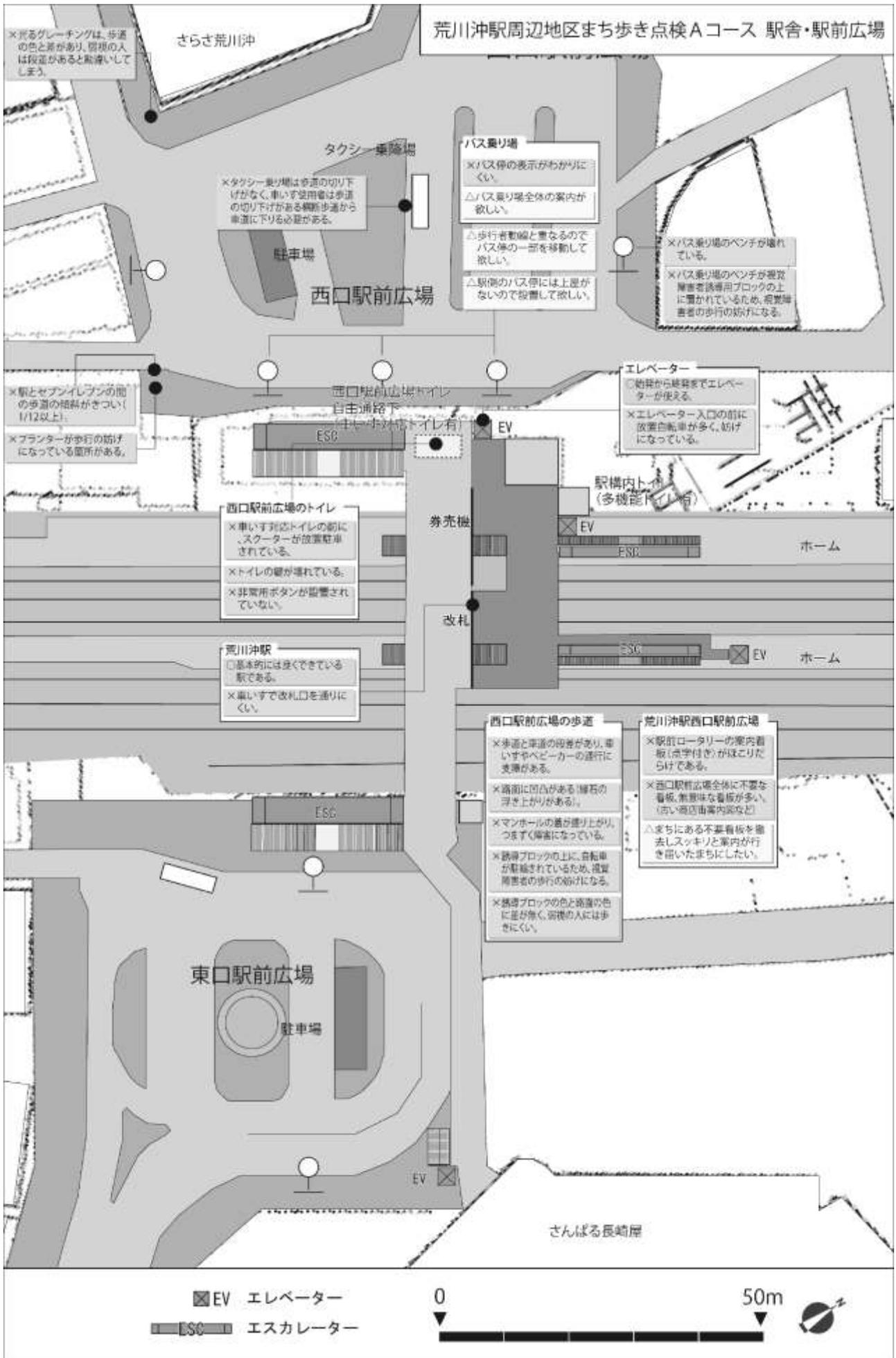
- ×沿道の駐車場の砂利が歩道へ流れ落ち、歩行の妨げになっている。
- ×植栽が手入れされておらず悪い景観になっている。

駅広から北へ向かう道路

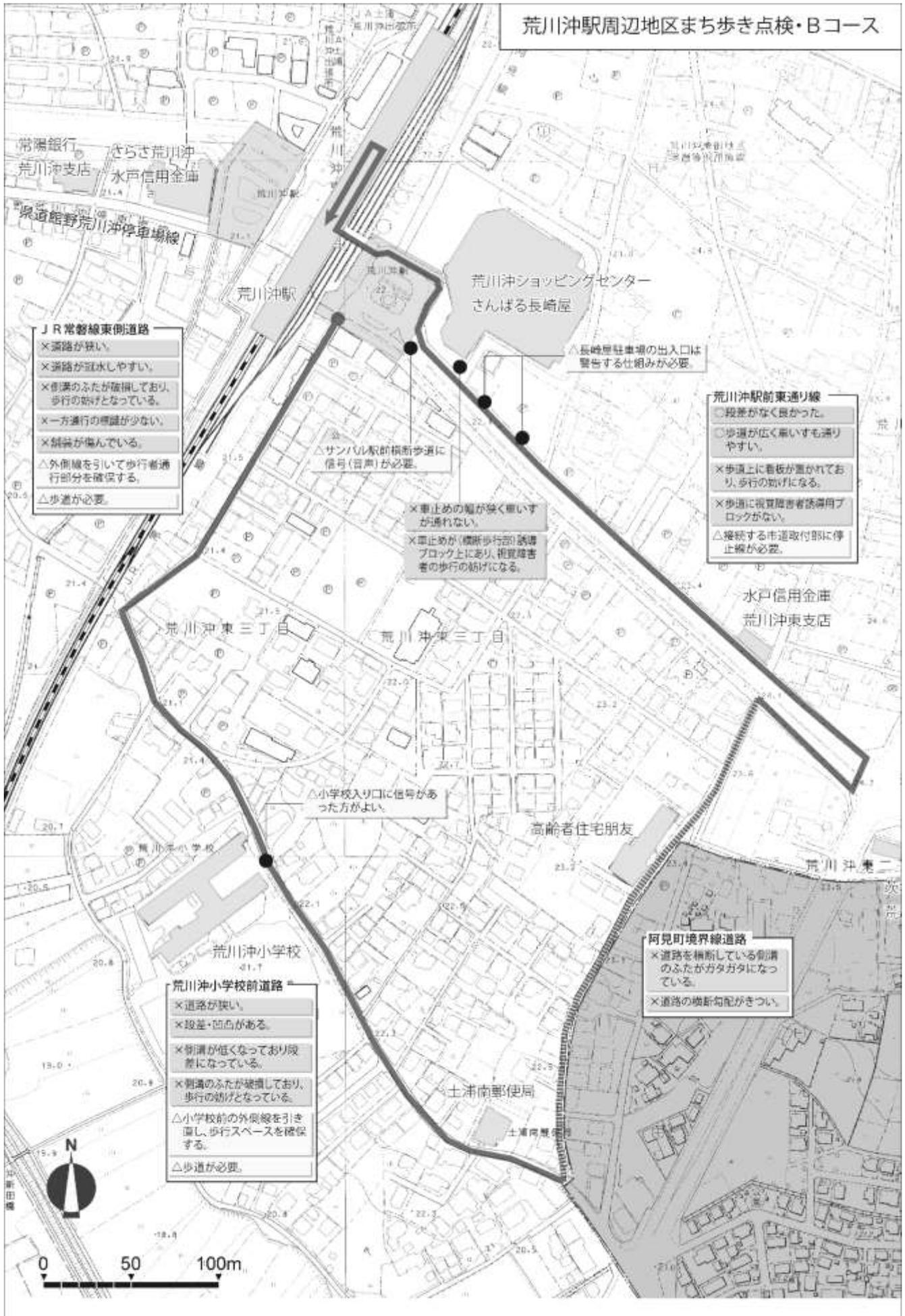
- ×朝、歩行者、自動車、自転車の交通量が多いが、道が狭く歩道がないため危険である。
- △電柱の移設又は電線類地中化をして欲しい。

荒川沖ショッピングセンター
さんばる長崎屋

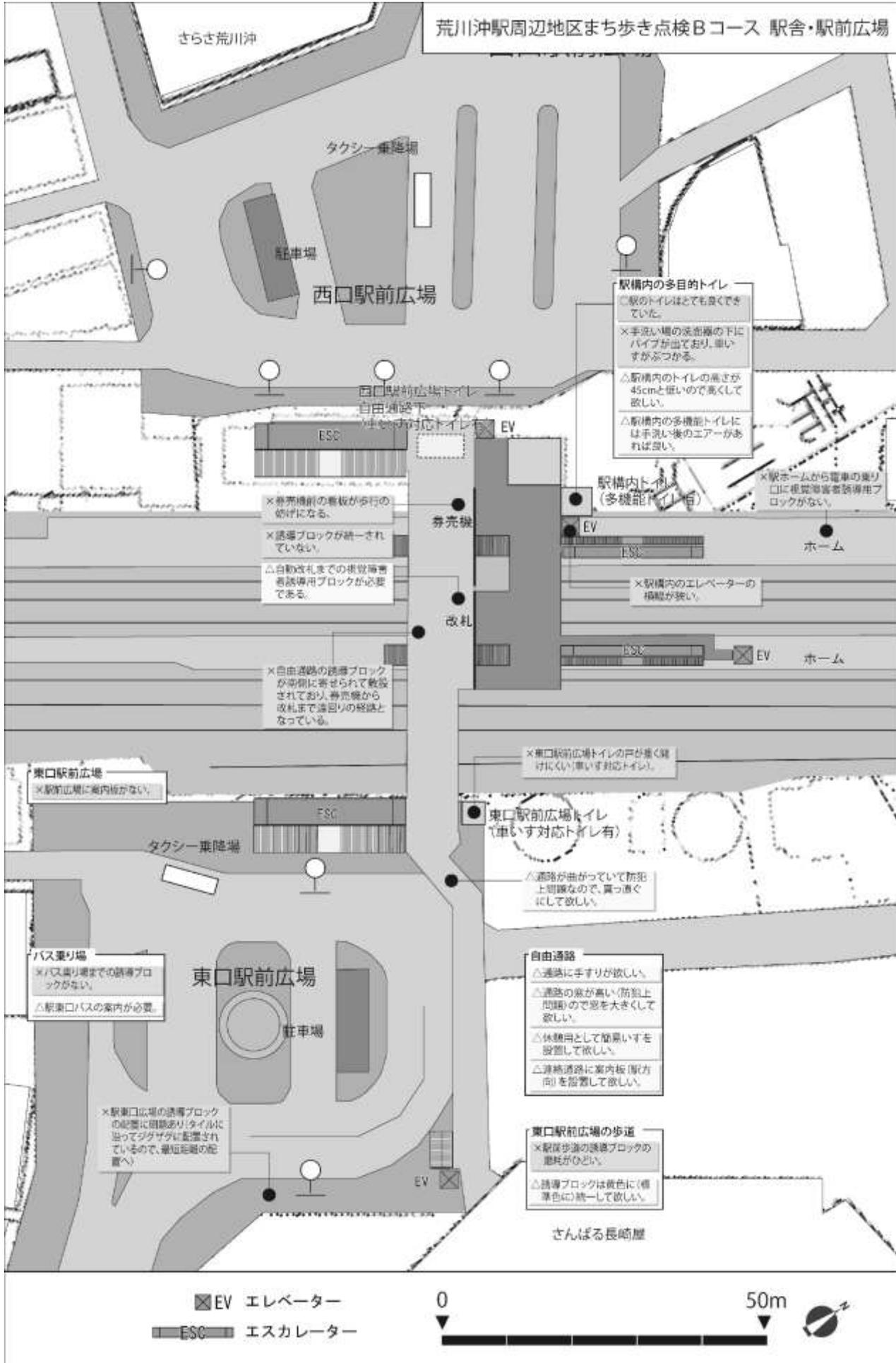




荒川沖駅周辺地区まち歩き点検・Bコース



荒川沖駅周辺地区まち歩き点検Bコース 駅舎・駅前広場



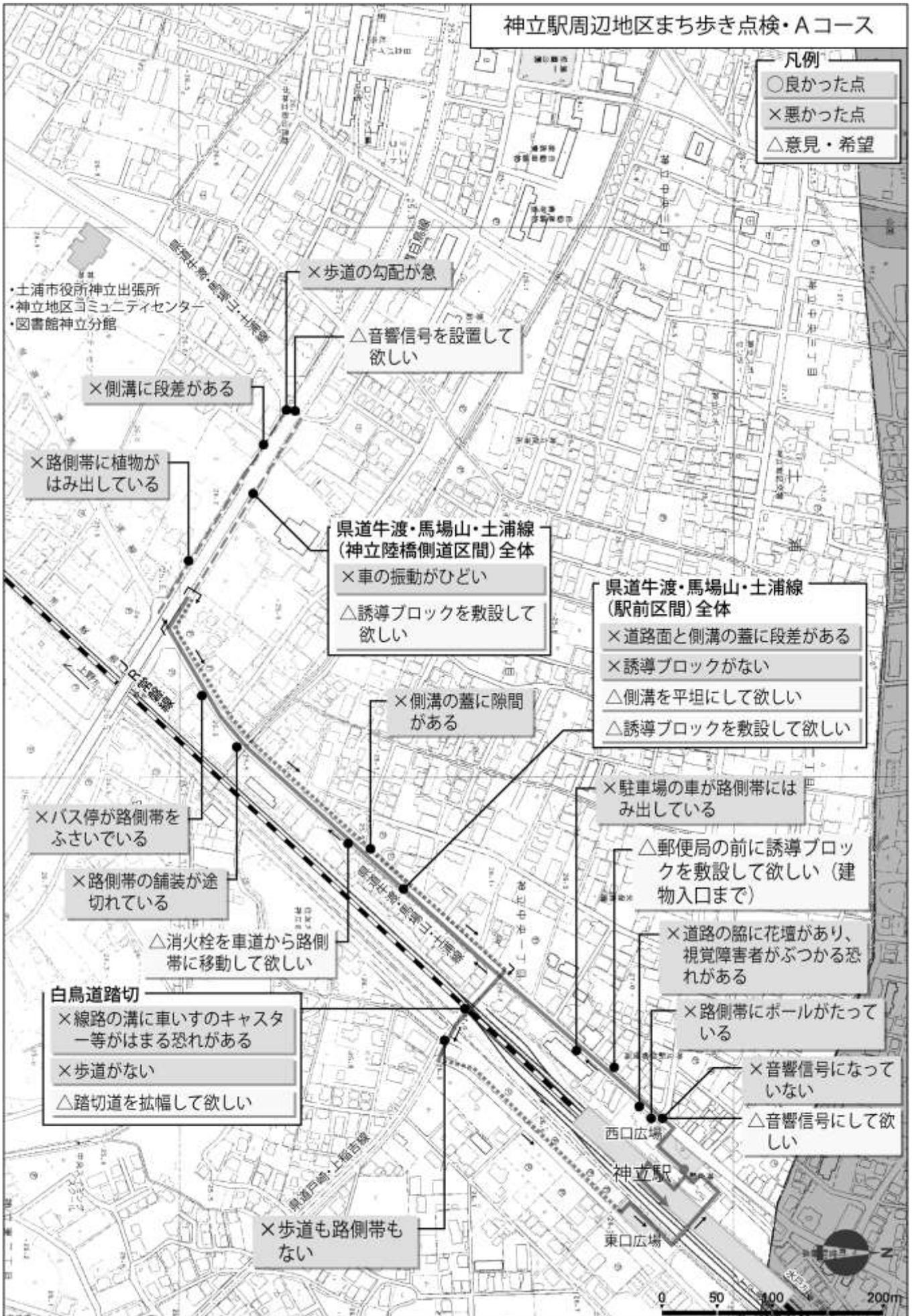
(3) 神立駅周辺地区の点検結果

指摘箇所・項目	主な指摘事項
神立駅	
《トイレ》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多機能トイレ（ベビーシート、オストメイト）がある ・ 多機能トイレに鍵をかけないで欲しい
《ホーム》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改札口前のホームが斜めになっている ・ トイレ前の通路が狭い ・ ホーム端に転落防止ための柵がある ・ 車両とホームの間隙が広い
《跨線橋》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の手すりと壁が同じ色でわかりにくい ・ エレベーターがない ・ 階段の下に誘導チャイムをつけて欲しい
神立跨線人道橋 （自由通路）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅員が広い ・ 視覚障害者誘導用ブロックを設置して欲しい ・ 手すりに点字をつけて欲しい
西口広場	
《広場全体》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夕方、ロータリー内に車が多くて歩けない ・ ロータリー内は相互通行で危ない（一方通行にして欲しい） ・ 駅前広場内に視覚障害者誘導用ブロックを敷設して欲しい（駅舎⇄バスのりば） ・ 安全な歩行者ルートが欲しい
《バスのりば》	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス停ポールが邪魔（県道側で降車して駅に向かうとき） ・ バスの乗降場所を明確にして欲しい。同じ場所にバスを停車させてほしい（上り、下りで停車場所が違う。） ・ 神立地区にコミュニティーバスを運行させて欲しい
《広場出入口部分》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前信号（両方）を音響信号機にして欲しい ・ 音声案内とエスコートゾーンが欲しい ・ 駅前信号（千代田側）横断歩道の真ん中に電柱ある ・ グレーチングの目が粗い（県道と広場の境界）
東口広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者通路が確保されている ・ 視覚障害者誘導用ブロックを設置して欲しい
道 路	
①県道牛渡・馬場山・土浦線(コミセン前)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者には急の切り下げがこわい ・ 車いすには横断歩道手前のすり付け段差が小さくてとてもいい ・ 視覚障害者には段差が必要（2cm以下のすり付けでは、駐車場出入口等の切り下げ箇所との区別がつかない。車道に出た認識が無いまま歩いているのでとても危険） ・ 中貫白鳥線との交差点に音響式信号機及びエスコートゾーンを設置して欲しい

指摘箇所・項目	主な指摘事項
②中央通り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日の出屋の角に横断歩道がない(車が多くて中央通りを横断できない) ・ 側溝の蓋が壊れている。蓋に穴があいてしまっている ・ グレーチングの目が粗すぎる ・ 一方通行にして歩道を設置して欲しい ・ 中央通りに休憩できる場所が欲しい ・ マルモ前交差点の点滅信号を普通の信号にして欲しい
③ 県道牛渡・馬場山・土浦線（駅前区間）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝を平坦にして欲しい ・ 視覚障害者誘導用ブロックを設置して欲しい ・ 路側帯にポールがたっている ・ バス停が路側帯をふさいでいる ・ 駅前の信号を音響信号にして欲しい
④ 県道牛渡・馬場山・土浦線（神立陸橋側道区間）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の勾配が急 ・ 視覚障害者誘導用ブロックを設置して欲しい ・ 音響信号を設置して欲しい
沿道施設	
①郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便局の前に視覚障害者誘導用ブロックを設置して欲しい
②土浦市役所神立出張所・神立地区コミュニティセンター・図書館神立分館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道から建物入口まで視覚障害者誘導用ブロックを連続誘導にして欲しい ・ スロープから設置されている視覚障害者誘導用ブロックの色が白だった（黄色にして欲しい）
その他まち歩き点検で指摘された事項	
中貫白鳥線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動車いすの底をうってしまう（バッテリーが壊れてしまう）ほどのすりつけ勾配が急なところがある ・ 駐車場の出入口の歩道の切り下げ勾配（横断勾配）がきついところがある（平坦部分を確保して欲しい） ・ 街路樹の根が盛り上がり歩道がでこぼこになっている
白鳥道踏切	<ul style="list-style-type: none"> ・ 線路の溝に車いすのキャスター等がはまる恐れがある ・ 踏切道を拡幅して欲しい
第一児童公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園入口に段差がある ・ 公園入り口に二輪車等の進入防止のためのポール等が設置されており車いすで入ることができない ・ 車いすでも利用しやすい公園にして欲しい
神立病院周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ U字溝の蓋ががたついている（病院わき） ・ 車の通りが激しくストレス、側溝の上を車が通っている状況 ・ 神立病院とすみれ薬局の間に横断歩道を設置して欲しい ・ 神立病院前バス停から土浦行きのバスに車いすで乗車できなかった ・ 神立ルートにもノンステップバスを導入して欲しい

神立駅周辺地区まち歩き点検・Aコース

- 凡例
- 良かった点
 - ×悪かった点
 - △意見・希望



・土浦市役所神立出張所
・神立地区コミュニティセンター
・図書館神立分館

×側溝に段差がある

×路側帯に植物が
はみ出している

×歩道の勾配が急

△音響信号を設置して
欲しい

県道牛渡・馬場山・土浦線
(神立陸橋側道区間)全体

×車の振動がひどい

△誘導ブロックを敷設して
欲しい

県道牛渡・馬場山・土浦線
(駅前区間)全体

×道路面と側溝の蓋に段差がある

×誘導ブロックがない

△側溝を平坦にして欲しい

△誘導ブロックを敷設して欲しい

×側溝の蓋に隙間
がある

×バス停が路側帯を
ふさいでいる

×路側帯の舗装が途
切れている

△消火栓を車道から路側
帯に移動して欲しい

×駐車場の車が路側帯には
み出している

△郵便局の前に誘導ブロッ
クを敷設して欲しい(建
物入口まで)

×道路の脇に花壇があり、
視覚障害者がぶつかる恐
れがある

×路側帯にボールがたっ
ている

白鳥道踏切

×線路の溝に車いすのキャス
タ一等がはまる恐れがある

×歩道がない

△踏切道を拡幅して欲しい

×音響信号になっ
ていない

△音響信号にして欲
しい

×歩道も路側帯も
ない

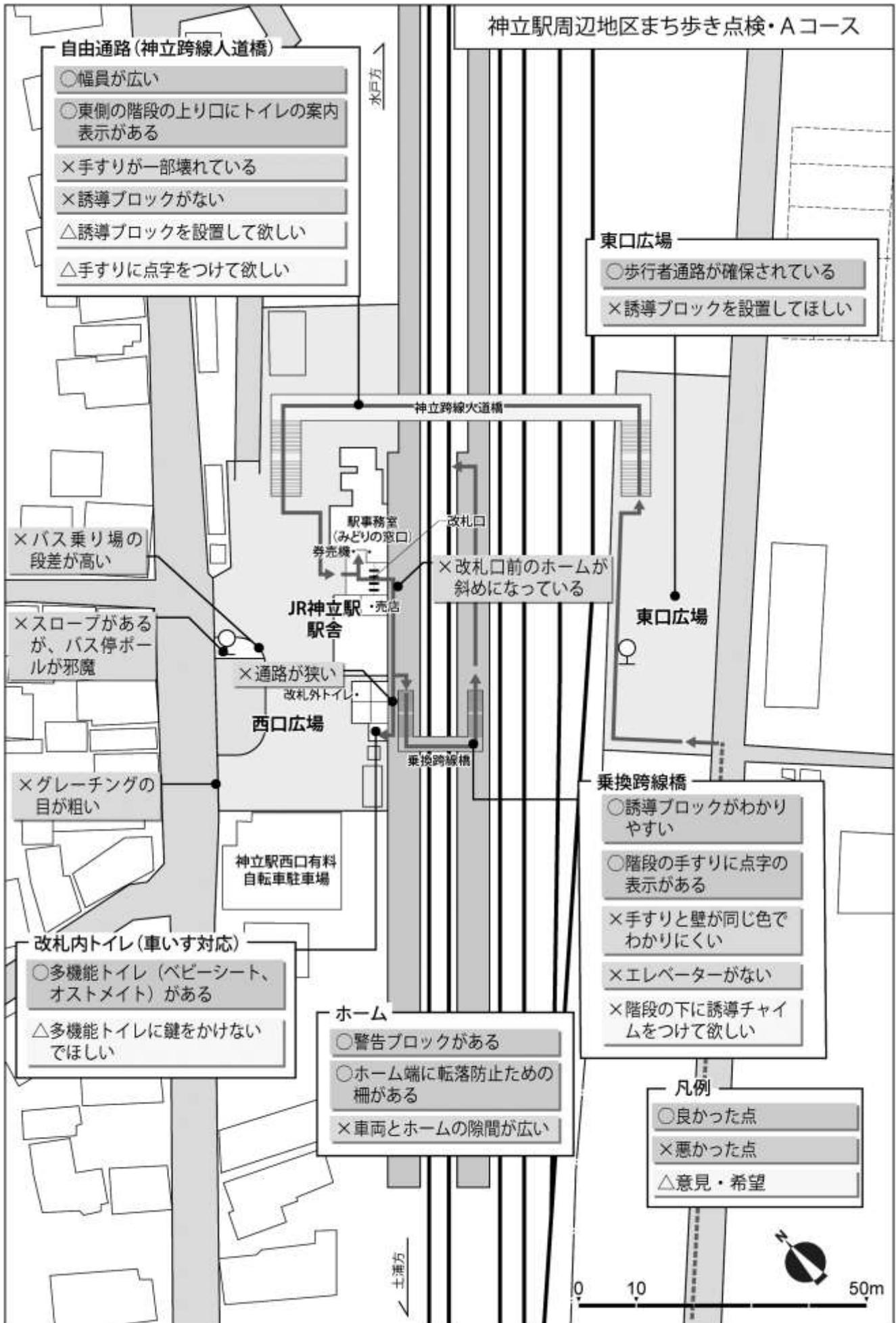
西口広場

神立駅

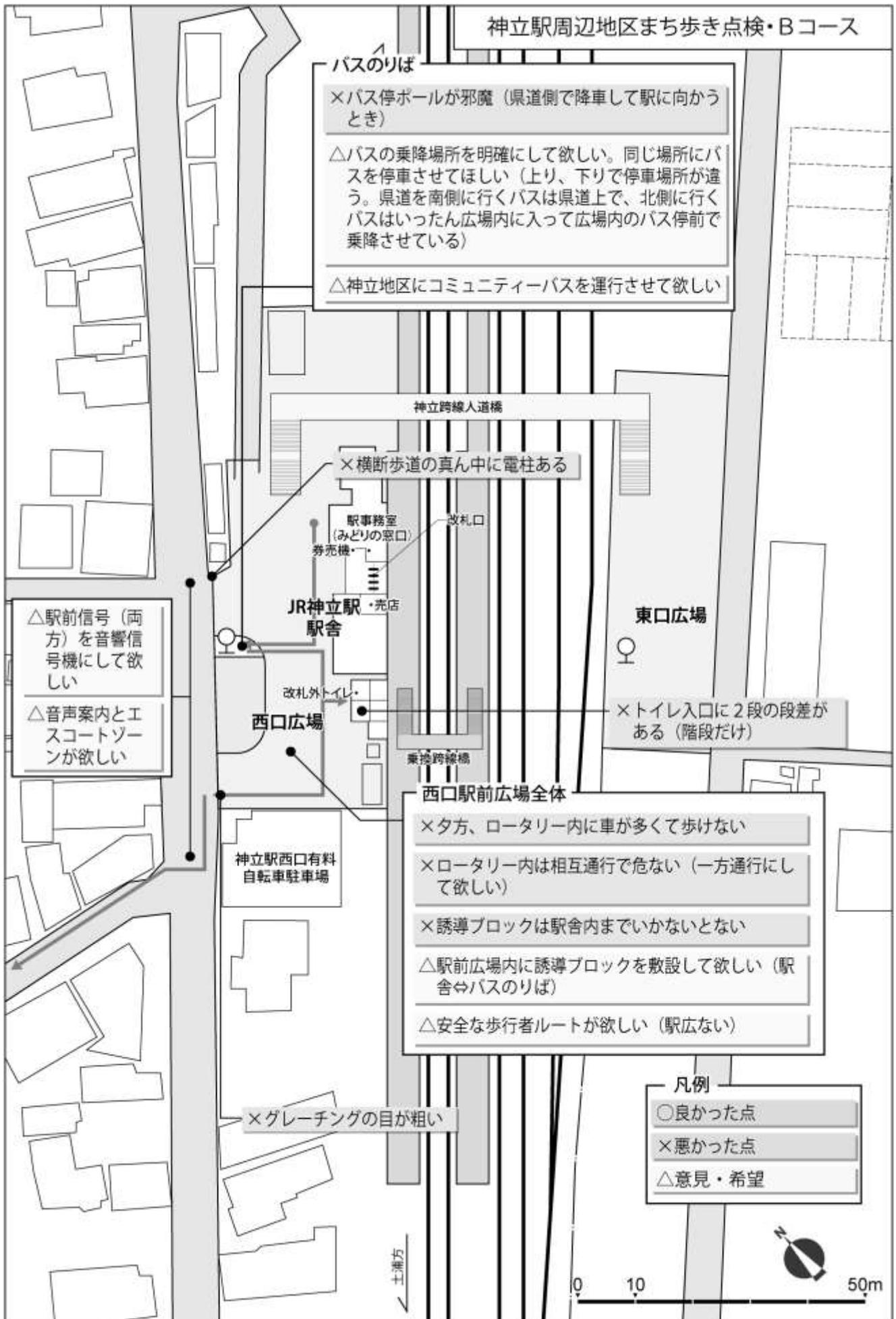
東口広場



神立駅周辺地区まち歩き点検・Aコース



神立駅周辺地区まち歩き点検・Bコース



バス乗りば

×バス停ポールが邪魔（県道側で降車して駅に向かうとき）

△バスの乗降場所を明確にして欲しい。同じ場所にバスを停車させてほしい（上り、下りで停車場所が違う。県道を南側に行くバスは県道上で、北側に行くバスはいったん広場内に入って広場内のバス停前で乗降させている）

△神立地区にコミュニティーバスを運行させて欲しい

神立跨線人道橋

×横断歩道の真ん中に電柱ある

駅事務室
(みどりの窓口)
券売機

改札口

JR神立駅 売店

改札外トイレ

△駅前信号（両方）を音響信号機にして欲しい

△音声案内とエスコートゾーンが欲しい

東口広場

×トイレ入口に2段の段差がある（階段だけ）

西口駅前広場全体

×夕方、ロータリー内に車が多くて歩けない

×ロータリー内は相互通行で危ない（一方通行にして欲しい）

×誘導ブロックは駅舎内までいかないとない

△駅前広場内に誘導ブロックを敷設して欲しい（駅舎⇄バスのりば）

△安全な歩行者ルートが欲しい（駅広ない）

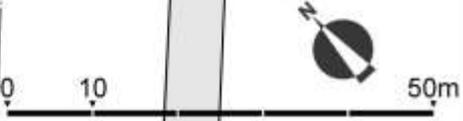
×グレーチングの目が粗い

凡例

○良かった点

×悪かった点

△意見・希望





3. 第3回意見交換会のまとめ（利用者要望のとりまとめ）

第3回意見交換会は、これまでの意見交換会（まち歩き点検ワークショップを含む）の結果を踏まえて、利用者要望をとりまとめた。

【開催概要】

	土浦駅周辺地区	荒川沖駅周辺地区	神立駅周辺地区
開催日時	平成20年12月22日		
	午前10時～午後12時	午後1時30分～午後3時	午後3時30分～午後5時
参加者	9名	28名	23名
	・協議会委員、オブザーバー、土浦市高齢者クラブ連合会、土浦市障害者(児)福祉団体連合会、地区住民代表、事業者、学識経験者等が参加した。		
会場	ウララ2・4階社会福祉協議会研修室		

① 目標年次

バリアフリー基本構想では、概ね10年後までのバリアフリーの事業を中心に位置づけることとし、利用者要望においても、概ね10年後までの対策を中心に意見を出し合った。

② 利用者要望の内容

利用者要望は、以下の点についてとりまとめを行った。

- ・地区のバリアフリー化の基本的な方針（案）
- ・目的施設の要望（駅からバリアフリー化された経路で結ぶべき施設）
- ・バリアフリー化を図るべき経路の要望
- ・経路、目的施設等に関するバリアフリー化の内容に関する要望
- ・その他重点整備地区のバリアフリー化に合わせ必要な事項
- ・バリアフリー化の進め方に関する要望

(1) 土浦駅周辺地区の利用者要望

① バリアフリー化の基本的な方針

○土浦駅周辺地区では、観光客等の来街者が歩きやすいまちを目指し、JR常磐線土浦駅を中心に、北西側の亀城公園と北東側の川口運動公園、さらに、その間のザ・モール505の3カ所を含む範囲において、バリアフリー化を図ることを要望する。

○高齢者や障害者などを含め、多くの市民が利用する以下の施設を目的施設とすることが望ましいと考える。

西口エリア：①亀城公園 ②亀城プラザ ③まちかど蔵 ④一中地区公民館

④ザ・モール505 ⑤駅前郵便局 ⑥ウララ・ウララ2・ウララ3

東口エリア：⑦川口運動公園 ⑧ラクスマリーナ

○駅と目的施設との間で、少なくとも1つのバリアフリー化された経路が確保されることが必要である。さらに、地区の回遊性を考慮し、西口の目的施設と東口の目的施設間を結ぶ経路もバリアフリー化が必要と考える。

○なお、バリアフリー化された経路を確保する際には、車いす使用者や視覚障害者などのそれぞれの立場の人が利用できる連続的な経路を確保することを要望する。

○特に、土浦駅西口においては、改札口からペDESTリアンデッキ・地上までを結ぶ経路に、エレベーターを設置することが重要と考えられる。

○目的施設については、施設(建築物)の出入口まで到達できるように、バリアフリー化を図ることが望まれる。

○視覚障害者誘導用ブロックや案内表示などの誘導案内設備については、統一した仕様による整備や知的障害者に配慮した整備が望まれる。

○歩道上や沿道の空間に余裕がある場合には、ベンチなど休憩できる場所の設置を要望する。

○放置自転車や店舗看板の歩道上への配置などを解消するルールとマナーの向上の推進を要望する。

② 目的施設、バリアフリー化を図るべき経路、バリアフリー化の内容の要望

③ その他重点整備地区のバリアフリー化に合わせ必要な事項

○市民会館・協同病院周辺のバリアフリー化について

- ・市民会館や協同病院がある周辺には、これらの他に、ハローワークやシルバー人材センターなど、高齢者、障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設が集積している。
- ・市民会館・協同病院周辺は、土浦駅からの徒歩圏ではないが、主要な施設が集積する地区であることから、面的なバリアフリー化が望まれる。
- ・当該地区へ来る人は、主に土浦駅から路線バスを利用すると考えられる。
- ・これらを踏まえ、土浦駅からの路線バスの利用と、当該地区内のバス停留所から主要な施設の出入口まで、連続的なバリアフリー化された経路を確保するため、以下に示す整備を要望する。

○土浦駅と当該地区を結ぶバス路線に、ノンステップバスの導入の推進

○車いす使用者が円滑に乗降できるバス停留所の整備

○ベンチや上屋の設置などによるバス停留所の利便性の向上

○バス停留所と主要な施設を結ぶ経路における、歩道の段差・勾配等の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置

○上記の歩道から主要な施設の出入口までの、通路の段差・勾配等の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置

図 市民会館・協同病院周辺地区 目的施設と経路

(2) 荒川沖駅周辺地区の利用者要望

① バリアフリー化の基本的な方針

- 荒川沖駅周辺地区では、JR常磐線荒川沖駅を中心に、東側の荒川沖木田余線と西側の国道6号の間、概ね駅から500m圏内において、面的なバリアフリー化を図ることを要望する。
- 高齢者や障害者などを含め、多くの市民が利用する、以下の施設を目的施設とすることが望ましいと考える。

西口エリア：①土浦市役所南支所 ②荒川沖郵便局 ③さらさ荒川沖（水戸信用金庫）
④常陽銀行荒川沖支店

東口エリア：⑤土浦南郵便局 ⑥荒川沖小学校 ⑦さんぱる長崎屋
⑧水戸信用金庫荒川沖東支店
- 駅と目的施設との間で、少なくとも1つのバリアフリー化された経路が確保される必要がある。その際に、車いす使用者や視覚障害者などのそれぞれの立場の人が、利用できる連続的な経路を確保することを要望する。
- これらの経路の中では、特に、荒川沖駅と土浦市役所南支所を結ぶ経路のバリアフリー化が重要である。荒川沖駅前西通り線等をメインの経路と考え、視覚障害者や車いす使用者など、高齢者や障害者が安心して移動できる経路として整備することを要望する。
- また、地区内には歩道の設置が難しい区間も多いことから、「歩行空間の舗装の色を変えるなどによる安全な歩行区間の確保」など、可能な限りの整備内容でのバリアフリー化を要望する。
- 目的施設については、施設（建築物）の出入口まで到達できるように、バリアフリー化を図ることが望まれる。
- 視覚障害者誘導用ブロックや案内表示などの誘導案内設備については、統一した仕様による整備や、知的障害者に配慮した整備が望まれる。
- 放置自転車や店舗看板の歩道上への配置などを解消するルールとマナーの向上の推進を要望する。

② 目的施設、バリアフリー化を図るべき経路、バリアフリー化の内容の要望

(3) 神立駅周辺地区の利用者要望

① バリアフリー化の基本的な方針

- 神立駅は、他の2駅と比べてもバリアフリー化が遅れており、また、駅周辺道路も歩道が設置されている道路がほとんどなく、歩行者と車が混在している状況となっている。したがって、神立駅周辺地区のバリアフリー化にあたっては、まず、神立駅舎の改築及び駅前土地区画整理事業の早期実現を要望する。
- 高齢者や障害者などを含め、多くの市民が利用する、以下の施設を目的施設とすることが望ましいと考える。
 - ①土浦市役所神立出張所 ②神立地区コミュニティセンター ③図書館神立分館
 - ④神立駅前郵便局 ⑤ストッカー神立西店 ⑥やまうち神立店
- 駅と目的施設との間で、少なくとも1つのバリアフリー化された経路が確保されることが必要である。その際に、車いす使用者や視覚障害者などのそれぞれの立場の人が、利用できる連続的な経路を確保することを要望する。
- 基本的にはこのバリアフリー化された経路は、歩道が設置されていることが望ましいが、前述の通り神立駅周辺地区では道路幅員が狭く、歩道が設置できる道路がほとんどない。そのため、現状では道路がないが、都市計画道路となっている神立停車場線(都市計画道路 3.4.1)、真鍋神立線(都市計画道路 3.4.8)も駅と目的施設を結ぶ経路として位置づけ、早期実現を要望する。ただし、都市計画道路の整備には、用地買収や居住者の移転も伴うことから、かなりの時間が必要となることも考えられる。
- したがって、神立駅周辺地区では、駅前土地区画整理事業、都市計画道路、駅舎改築など中長期的な整備も視野に入れつつ、これらが整備されるまでの緊急的な対応も必要な状況であると考え、「中長期的な整備が実現した場合における望ましい整備のあり方」と「これらが整備されるまでの対応方針」の2つに分けてバリアフリー化を考える。
- 目的施設については、施設(建築物)の出入口まで到達できるように、バリアフリー化を図ることが望まれる。
- 視覚障害者誘導用ブロックや案内表示などの誘導案内設備については、統一した仕様による整備や、知的障害者に配慮した整備が望まれる。
- 放置自転車や店舗看板の歩道上への配置などを解消するルールとマナーの向上の推進を要望する。
- 神立病院は、神立駅から徒歩で利用する施設ではないが、「バス等の公共交通手段による移動の円滑化の推進」及び「病院周辺の細街路における通過交通の排除・車の速度抑制など歩行者の安全対策」が必要であることから、神立病院周辺地区を課題地区に位置づけ、これらの対策を検討することを要望する。

② 目的施設、バリアフリー化を図るべき経路、バリアフリー化の内容の要望

③ その他重点整備地区のバリアフリー化に合わせ必要な事項

- ・ 神立駅周辺地区では、第1回の意見交換会において目的施設（案）や経路（案）にはなっていないが、日頃地域の方が利用する際に気になっている施設や経路の点検も実施する要望があり、それらも含めたまち歩き点検を実施した。
- ・ その中には、前頁に示した利用者要望に示したものの以外にも、以下に示すものが指摘事項として挙げられている。

指摘箇所・項目	主な指摘事項
①中貫白鳥線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動車いすの底をうってしまう（バッテリーが壊れてしまう）ほどのすりつけ勾配が急なところがある ・ 駐車場の出入口の歩道の切り下げ勾配（横断勾配）がきついところがある（平坦部分を確保して欲しい） ・ 街路樹の根が盛り上がり歩道がでこぼこになっている
②白鳥道踏切	<ul style="list-style-type: none"> ・ 線路の溝に車いすのキャスター等がはまる恐れがある ・ 踏切道を拡幅して欲しい
③第一児童公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園入口に段差がある。 ・ 公園入り口に二輪車等の進入防止のためのポール等が設置されており車いすで入ることができない ・ 車いすでも利用しやすい公園にして欲しい

(4) バリアフリー化の進め方に関する要望

○利用者が意見を言える仕組み・体制づくり

- ・ バリアフリー化は、以下の流れによって進められる。
 - ①バリアフリー基本構想の策定
 - ②特定事業計画の策定
 - ③個別施設の設計等
 - ④事業の実施
- ・ バリアフリー化を推進するにあたっては、各段階において高齢者や障害者などの利用者が意見を言える機会を設け、事業へ反映させる仕組み・体制づくりを要望する。

○地域の仕様の検討

- ・ 国のバリアフリー化の基準だけでなく、さらなる利用のしやすさの向上のために、土浦市の特性に合わせた整備が必要なものもある。
- ・ 例えば、歩道と車道の段差については、車いす使用者と視覚障害者で意見が分かれるところであり、かつ地域で統一されることが望まれることから、利用者が意見を出し合って、利用者が実際に使える仕様にするのが望まれる。
- ・ それを実現するために、仕様を検討することや検討体制づくりを要望する。

○重点整備地区の周知・P R

- ・ バリアフリー化を進めるうえでは、施設整備に合わせて、市民や商店街の理解と協力が必要である。
- ・ 全市的に心のバリアフリーをP Rするとともに、重点整備地区については、特に高齢者や障害者へ配慮するエリア、経路、施設の周知徹底を図り、放置自転車対策、商店の看板の置き方のルール、自動車運転者による歩行者への配慮などの理解を求めていくことを要望する。

第3章 土浦駅周辺地区の移動等円滑化基本構想

1. 地区の概況

(1) 駅周辺の状況

① 市街地の概況

土浦駅周辺は本市の中央部に位置し、地域の特性を生かした魅力ある商業・業務・福祉機能が集積し、多くの人々が集い交流する県南地域の拠点となっている。また、旧水戸街道沿いには城下町の歴史を有する街なみが広がっており、本市の中心市街地を形成している。一方、駅東側は霞ヶ浦に近接している。

駅西口には再開発ビル「ウララ」があり、その周辺は中小規模の商店、事務所ビル等が集積している。

② 道路網の状況

駅周辺の幹線道路としては、駅西口から、県道土浦停車場線を經由し、国道125号や主要地方道土浦境線が延びており、これらと国道354号や県道土浦港線が接続している。一方、駅東口には、国道125号と接続している(都)荒川沖木田余線が通過し、駅北側で県道土浦港線の川口跨線橋により、駅東西が結ばれている。また、駅東口よりつくば市と結ぶ高架道路が整備されている。

③ 施設の立地状況

駅西口には再開発ビル「ウララ」があり、その中には、県の施設である県南生涯学習センターと県南パスポートセンター、市の施設である総合福祉会館と男女共同参画センター、さらに、イトーヨーカドー等が立地している。

駅より北西方向約1kmの位置に亀城公園があり、その周辺に、博物館、亀城プラザ、警察署、裁判所といった施設が集積している。

駅南側の約1～1.5kmの位置に市役所をはじめとした官公庁施設と国立病院機構霞ヶ浦医療センターが立地している。

また、駅北側の約1.5kmの位置に、土浦協同病院、市民会館、ハローワーク、シルバー人材センター等が集積しているところがある。

一方、駅東側には、霞ヶ浦と隣接して、川口運動公園や土浦港がある。

④ 歩道の整備状況

国道125号や主要地方道土浦境線、(都)荒川沖木田余線など、駅周辺の幹線道路には歩道が設置されている。

図 3-1 土浦駅周辺の状況

(2) 駅及び駅前広場の状況

① 駅の利用者数

土浦駅の乗降客数*は、約 35,000 人／日となっていることから、バリアフリー新法で駅舎等のバリアフリー化が義務づけられる駅となっている。

※平成 19 年度の 1 日平均乗車人数を 2 倍（乗車・降車分）した値

② 駅の構造

土浦駅は、上りと下りの 2 つのホームがあり、上りホームは 1 面 2 線の島式ホーム、下りホームは 1 面 1 線の単式ホームとなっている。

駅舎は橋上駅舎であり、駅構内には両ホームともに、エレベーターが設置されている。また、それぞれのホームに上りと下りのエスカレーターが設置されている。

橋上駅舎は自由通路により東口・西口と結ばれている。東口には自由通路と地上を結ぶエレベーターが設置されているが、西口にはエレベーターが設置されておらず、上りのエスカレーターのみとなっている。

駅構内には、一般トイレの他に、多機能トイレが設置されている。

③ 駅前広場の状況

土浦駅は、東口、西口ともに駅前広場が整備されている。

双方ともに、駅前広場内にバス乗降場、タクシー乗り場、一般車乗降場が設置されている。西口には、駅前広場内に一般車駐車場も設置されている。

また、西口には一般トイレと車いす対応トイレ、東口には一般トイレが設置されている。

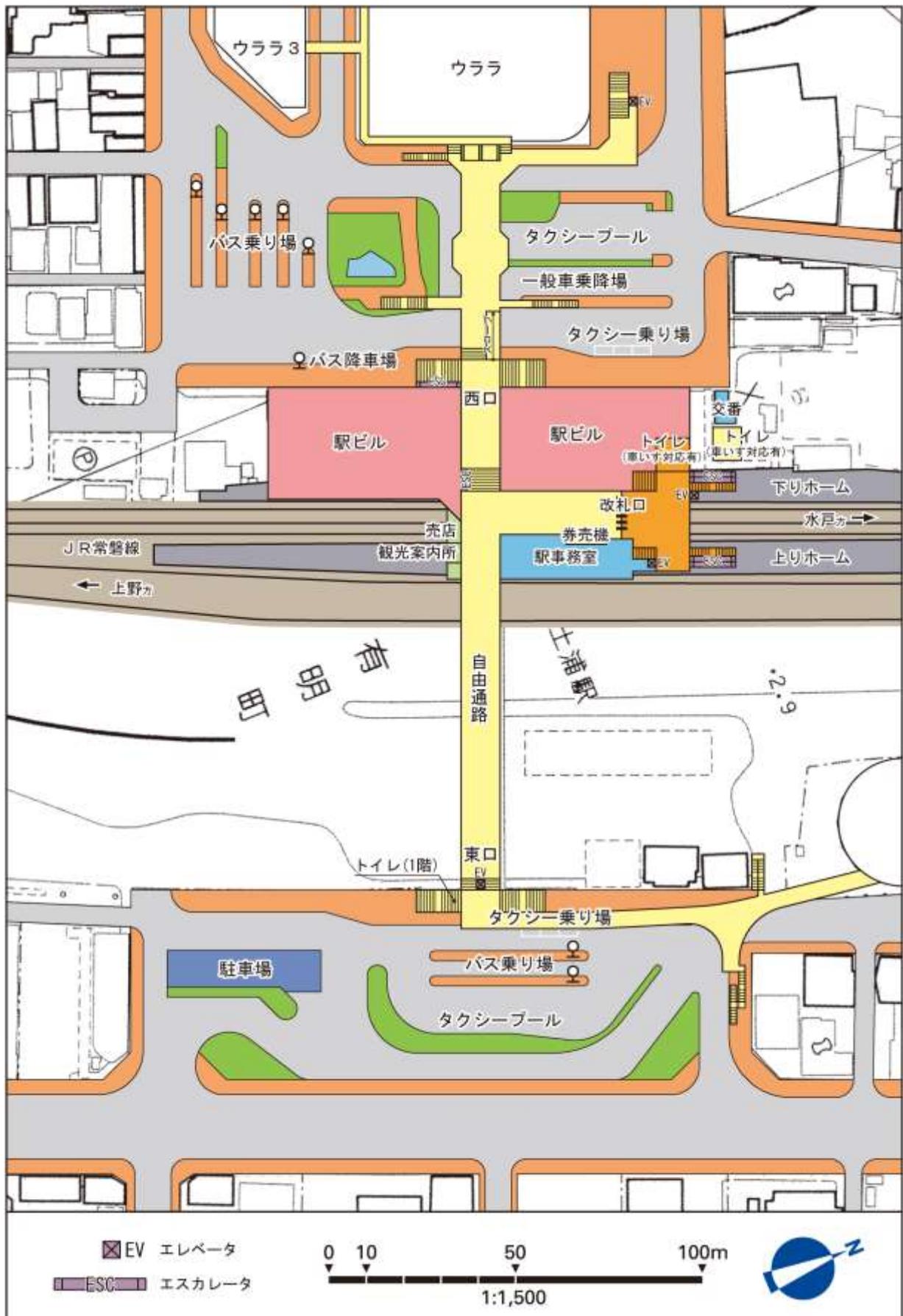
④ バス路線の状況

西口駅前広場からは、市内南部の烏山や荒川沖方面、市内北部の神立や新治方面、さらに、つくばセンター方面をはじめとして、周辺につくば市、かすみがうら市、阿見町等への路線バスが運行されている。

一方、東口駅前広場からは、成田国際空港へ向かう高速バスなど中長距離のバスと、つくばセンター方面など、一部の路線バスが運行されている。

また、西口、東口の両方の駅前広場から、土浦市まちづくり活性化バス「キララちゃん」が運行されている。

図 3-2 土浦駅及び東口・西口駅前広場施設配置図



(3) 関連計画

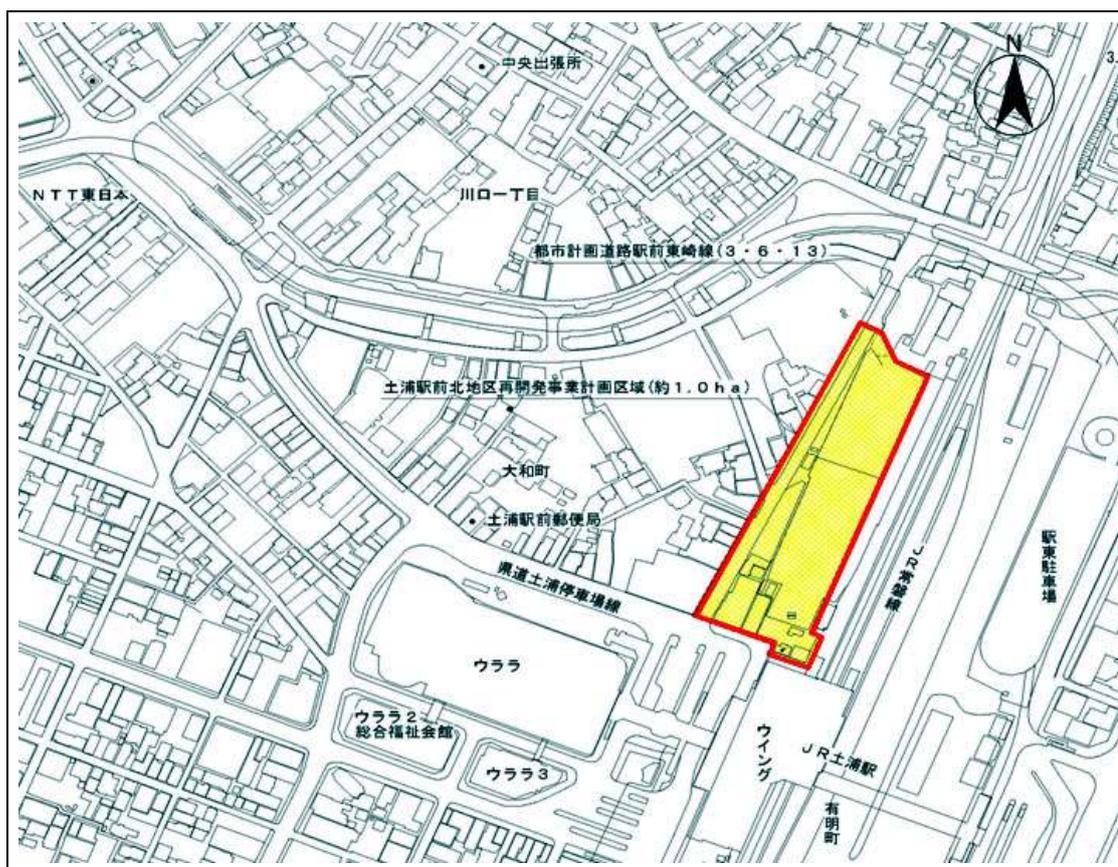
土浦駅西口において、「土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業」を計画している。

当該再開発事業は、図書館を核とした複合公益施設及び都市型集合住宅の整備と、(都) 駅前東崎線の拡幅や土浦駅西口ペDESTリアンデッキの延伸等の都市基盤整備を一体的に推進することにより、駅前の新たな顔の形成、定住人口や来街者の増加を図るとともに、中心市街地の賑わいを取り戻すことを目的としている。

【事業概要】

事業名称	土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業
施 行 者	土浦市
事業区域面積	約 1.0ha
建築物の用途	公益施設、業務、店舗、住宅
事業の経過	平成 18 年 6 月 6 日 都市計画決定 平成 20 年 3 月 27 日 事業計画決定

【事業区域】



2. 移動等円滑化に関する現状と課題

(1) 駅・自由通路

① 土浦駅

【現状】

○橋上駅舎である土浦駅には、改札内に、エレベーター、多機能トイレ、視覚障害者誘導用ブロック等が整備されており、バリアフリー化はされているものの、次のような要望や指摘が利用者から出ている。

- ・視覚障害者誘導用ブロックは、歩行しやすく、また、利用者動線が遠回りにならないよう敷設してほしい。
- ・自動券売機の上の方のボタンが車いすでは届かない。
- ・自動改札機にも拡幅改札を設けてほしい。
- ・有人改札にローカウンターが設置されていない。
- ・一般トイレの出入口に段差がある。
- ・ホームと車両の段差及び隙間をできる限り小さくしてほしい。
- ・運賃表等の案内サインを知的障害者にもわかりやすくしてほしい。

【課題】

- 利用者動線に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの敷設見直しの検討
- 自動券売機の車いす使用者の操作に配慮した改善
- 自動改札機に拡幅改札口の設置
- 有人改札にローカウンターの設置
- 一般トイレの出入口の段差の解消
- ホームと車両の段差及び隙間の改善
- 運賃表等の案内サインの知的障害者に配慮した改善

② 自由通路

【現状】

○自由通路には、垂直移動設備として、東口にエレベーター、西口に車いす対応エスカレーターが設置されており、6時から22時の間、運転されている。

○駅と連続して、視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。

○なお、利用者から次のような指摘が出ている。

- ・東口のエレベーターが終電まで利用できない。
- ・西口エスカレーターの車いす利用は、係員の呼び出しや操作が必要なことから、時間がかかる。

【課題】

- 西口にエレベーターの設置
- 東口エレベーターの利用時間の延長（始発から終電まで）
- 西口エスカレーターの利用時間の延長（始発から終電まで）
- 係員の車いす対応エスカレーターの操作の向上

（２）駅前広場・ペDESTリアンデッキ

① 西口駅前広場

【現状】

- 車いす対応の一般車乗降場がない。
- タクシー乗り場に段差がある。
- 横断歩道の設置箇所など、歩行者動線上の歩道と車道の段差が大きい箇所がある。
- 歩道のすりつけ勾配や横断勾配が急な箇所がある。
- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、破損している箇所がある。
- 庭園広場を横断する方向に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- なお、利用者から次のような要望が出ている。
 - ・ 駅とバス乗り場間等の主要な歩行経路にエスコートゾーンを設置してほしい。
 - ・ バス乗り場の時刻表に低床バスの運行情報を表示してほしい。
 - ・ ノンステップバス等の低床バスの導入を進めるとともに、低床バスの路線固定・時刻固定を進めてほしい。
 - ・ バリアフリー化されたタクシー車両の導入を進めてほしい。

【課題】

- 車いす対応の一般車乗降場の設置
- タクシー乗り場の歩道とタクシー停車位置の段差解消
- 歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善
- 歩道の勾配の改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの補修
- 庭園広場に視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 駅とバス乗り場間等の主要な歩行経路にエスコートゾーンの設置
- ノンステップバスの導入
- バリアフリー化タクシー車両の導入
- 低床バスの路線及び時刻の固定
- バス乗り場における低床バスの運行情報の提供

② 西口ペDESTロリアンデッキ

【現状】

- ペDESTロリアンデッキ上には、段差解消のためのスロープが設置されている。
- また、地上へ降りる「西口ペDESTロリアンデッキエレベーター」が設置されており、6時から22時の間、運転されている。
- 視覚障害者誘導用ブロックや手すりに行き先を示す点字が設置されている。
- ペDESTロリアンデッキ上に周辺案内図があり、その周辺案内図まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているが、周辺案内図に点字による案内等がない。
- ペDESTロリアンデッキの通路上に、のぼり旗やテーブルが置かれており、車いすや視覚障害者の通行の妨げになっている。
- なお、利用者から、ペDESTロリアンデッキ上に、自由通路からウララまで上屋を設置してほしいという要望が出ている。

【課題】

- 西口ペDESTロリアンデッキエレベーターの利用時間の延長（始発から終電まで）
- 自由通路とウララを結ぶペDESTロリアンデッキ上に上屋の設置
- 高齢者、障害者等を含むすべての人がわかりやすい周辺案内図に改善
- ペDESTロリアンデッキ通路上の障害物の排除

③ 東口駅前広場

【現状】

- 車いす対応の一般車乗降場がない。
- タクシー乗り場に段差がある。
- 横断歩道の設置箇所など、歩行者動線上の歩道と車道の段差が大きい箇所がある。
- 歩道のすりつけ勾配や横断勾配が急な箇所がある。
- バス乗り場の案内がない。
- なお、利用者から次のような要望が出ている。
 - ・多機能トイレを設置してほしい。
 - ・駅とバス乗り場間等の主要な歩行経路にエスコートゾーンを設置してほしい。
 - ・バス乗り場の時刻表に低床バスの運行情報を表示してほしい。
 - ・ノンステップバス等の低床バスの導入を進めるとともに、低床バスの路線固定・時刻固定を進めてほしい。
 - ・バリアフリー化されたタクシー車両の導入を進めてほしい。

【課題】

- 車いす対応の一般車乗降場の設置
- タクシー乗り場の歩道とタクシー停車位置の段差解消
- 歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善
- 歩道の勾配の改善
- バス乗り場案内の設置

- 多機能トイレの設置
- 駅とバス乗り場間等の主要な歩行経路にエスコートゾーンの設置
- ノンステップバスの導入
- バリアフリー化タクシー車両の導入
- 低床バスの路線及び時刻の固定
- バス乗り場における低床バスの運行情報の提供

(3) 道 路

【現状】

- 駅周辺の主要な道路には、歩道が設置されており、視覚障害者誘導用ブロックも概ね整備されているものの、次のような問題がある。
 - ・横断歩道の設置箇所など、歩行者動線上の歩道と車道の段差が大きい箇所がある。
 - ・歩道のすりつけ勾配や横断勾配が急な箇所がある。
 - ・歩道の舗装が破損していたり、凸凹になっている箇所がある。
 - ・視覚障害者誘導用ブロックが破損している箇所がある。
 - ・歩道上に駐輪、看板・商品のはみ出しがあり、通行の妨げになっている。
 - ・歩行者の青時間が短い信号機がある。
- また、利用者から、関東つくば銀行前の横断歩道に歩行者用信号を設置してほしいという要望が出ている。

【課題】

- 歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善
- 歩道の勾配の改善
- 歩道の路面の凹凸の改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの補修や設置
- 駐輪、看板・商品等の歩道上の障害物の排除
- 歩行者用信号の適切な青時間の確保
- 歩行者用信号の設置（関東つくば銀行前）

(4) 沿道施設・公園等

① ザ・モール 505

【現状】

- 壊れて使用できない車いす対応トイレがある。
- 目の粗いグレーチングがあり、車いすのキャスターや杖の先等が落ち込むことがある。
- エレベーターやトイレの案内表示がない。

【課題】

- 車いす対応トイレの改修
- 歩行者の通行の妨げとなるグレーチングの改善
- エレベーターやトイレを案内するサインの設置

② 亀城公園

【現状】

- 車いす対応トイレはあるが、利用者から、オストメイトの水洗装置を設置するなどトイレを改修してほしいという要望が出ている。
- また、出入口付近に公園全体の案内図を設置してほしいという要望も出ている。

【課題】

- 車いす対応トイレの改修
- 出入口付近に公園全体の案内図の設置

③ 郵便局・金融機関等

【現状】

- 駅周辺の主要な道路の沿道には、郵便局や金融機関が立地している。
- これらの施設の出入口には、段差解消のためのスロープが設置されているが、車いすの通行には、傾斜がきついスロープや幅が狭いスロープがある。
- また、敷地と歩道の境にあるグレーチングの目が粗いものがある。

【課題】

- 出入口に設置されているスロープの改善
- 歩道との境にあるグレーチングの改善

(5) その他（地区全体）

【現状】

- 地区全体に関することとして、次のような指摘が利用者から出ている。
 - ・ベンチなど休憩できる場所を設けてほしい。
 - ・市民のモラルやマナーの向上が必要である。
 - ・自転車の運転マナーが悪い。

【課題】

- ベンチ等休憩施設の整備
- 市民のバリアフリーに対する理解と協力
- 自転車利用に関するマナーの向上

3. 基本的な方針

(1) 地区のまちづくりの方向

土浦駅周辺地区は、上位計画において、多くの人々が集い交流する県南地域の拠点機能の維持向上に努めながら、多様な人々が生き生きと安心して楽しく暮らせる良好な市街地の形成を図ることが位置づけられており、次のようなまちづくりの方向が示されている。

- ・土浦駅を中心とする都心部では、地域の特性を生かした魅力ある商業・業務・福祉機能の集積を図る。
- ・土浦城址及びその周辺では、本市の歴史的・文化的環境や交流の場としての環境整備を推進する。
- ・川口運動公園周辺では、市民の広域的なレクリエーションの場として、また、市外の人々との交流の場としての機能充実・整備を図る。

(2) バリアフリーまちづくりの方針

地区のまちづくりの方向を踏まえ、市内・市外から当該地区へ訪れやすくするとともに、駅を中心に安全で安心して移動できるまちづくりを目標に、次の方針によりバリアフリー化を進める。

- ・土浦駅周辺地区では、JR常磐線土浦駅を中心に、北西側の亀城公園と北東側の川口運動公園、さらに、その間のザ・モール 505 の3カ所を含む範囲において、バリアフリー化を図る。
- ・高齢者、障害者を含む多くの人々が利用する施設を対象として、駅と施設の間で、少なくとも1つのバリアフリー化された経路を確保するとともに、地区の回遊性を考慮し、西口と東口の施設間を結ぶ経路もバリアフリー化を図る。
- ・バリアフリー化された経路を確保する際には、車いす使用者や視覚障害者などのそれぞれの立場の人が、利用できる連続的な経路を確保する。
- ・また、亀城公園周辺には土浦小学校や土浦幼稚園が立地していることから、その周辺の道路については、バリアフリーと安全性に配慮した歩行空間の確保を図る。
- ・高齢者、障害者を含む多くの人々が利用する施設については、施設（建築物）の出入口まで到達できるように、バリアフリー化を図る。
- ・視覚障害者誘導用ブロックや案内標識などの誘導案内設備については、統一した仕様による整備を行うとともに、高齢者、障害者等に配慮した表現を用いる。
- ・歩道上や沿道の空間に余裕がある場合は、ベンチなど休憩できる場所を整備する。
- ・放置自転車や店舗看板の歩道上への配置などを解消する適切な管理とマナーの向上を推進する。

4. 重点整備地区と生活関連施設・経路の設定

(1) 生活関連施設

生活関連施設は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設で、施設相互間を徒歩で移動することが考えられる施設を選定する。

当該地区においては、利用者の意見を踏まえ、生活関連施設として、以下に示す施設を選定する。

種 別	番号	名 称
鉄道駅	施設①	土浦駅
官公庁施設	施設④	県南パスポートセンター（ウララ3） 土浦パートサテライト（ウララ3）
福祉・保健施設	施設③	社会福祉協議会（ウララ2） 障害者自立支援センター（ウララ2） 老人福祉センター「うらら」（ウララ2） デイサービスセンター「うらら」（ウララ2） 地域包括支援センター「うらら」（ウララ2）
文化・コミュニティ交流施設	施設②	県南生涯学習センター（ウララ）
	施設③	男女共同参画センター（ウララ2） 青少年センター（ウララ2）
	施設⑤	亀城プラザ
	施設⑥	一中地区公民館（コミュニティセンター）
商業施設	施設①	土浦駅ビル
	施設②	イトーヨーカドー土浦店（ウララ）
	施設⑦	ザ・モール 505
その他の施設	施設⑧	マリーナ
	施設⑨	まちかど蔵
	施設⑩	駅前郵便局
	施設⑪	常陽銀行土浦支店
	施設⑫	関東つくば銀行本店
	施設⑬	三菱東京 UFJ 銀行土浦支店
	施設⑭	常陽銀行土浦駅前支店
	施設⑮	茨城銀行土浦支店
	施設⑯	りそな銀行土浦支店
公 園	施設⑰	亀城公園
	施設⑱	川口運動公園
駐車場	施設⑲	駅西駐車場
	施設⑳	駅東駐車場

(2) 生活関連経路

生活関連経路は、生活関連施設間を徒歩で移動する際に経路となる道路や通路で、当該地区においては、利用者の意見を踏まえ、以下に示す経路を選定する。

種 別	番号	名 称
自由通路	経路①	東西自由通路
駅前広場	経路②	西口ペデストリアンデッキ
	経路③	東口ペデストリアンデッキ
	経路④	西口駅前広場
	経路⑤	東口駅前広場
道 路	経路⑥	駅西駐車場前道路
	経路⑦	県道土浦停車場線
	経路⑧	国道 125 号
	経路⑨	まちかど蔵前道路
	経路⑩	土浦小学校前道路
	経路⑪	一中地区公民館前道路
	経路⑫	(都)荒川沖木田余線
	経路⑬	川口運動公園前道路
	経路⑭	常磐線横断道路
施設内通路	経路⑮	ザ・モール 505

(3) 重点整備地区の区域

重点整備地区は、生活関連施設・経路を含む範囲とし、次ページに示すとおり、重点整備地区の区域（約 96ha）を設定する。

図 3-3 重点整備地区の区域及び生活関連施設・生活関連経路

5. 生活関連施設・経路等の整備方針

土浦駅周辺地区のバリアフリー化を図るため、生活関連施設及び生活関連経路等について、次の方針により整備を行う。

(1) 生活関連施設

① 土浦駅

- 土浦駅は、現状において基準に則したバリアフリー化が完了している。今後も、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえ、さらなる利便性及び安全性の向上をめざし、改修等の機会にあわせて、以下に示すような事項に配慮した整備に努める。
 - ・券売機は、車いす使用者や視覚障害者が円滑に操作できるようにする。
 - ・自動改札機の1か所以上は、車いす使用者が利用できる幅員を確保。
 - ・有人改札口には、車いす使用者との対話に配慮した高さのカウンターを設置。
 - ・プラットホームは、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし円滑な乗降を確保。
 - ・一般トイレについても、すべての人がアクセスしやすい構造とする。
 - ・案内や誘導のためのサインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮して見やすさとわかりやすさを確保するとともに、さまざまな情報コミュニケーション制約を抱える利用者も共通の設備から情報を得られるように工夫する。

② 亀城公園

- 公園内には、すべての人が円滑に利用できる構造及び設備のトイレを設置。
- 出入口付近に、バリアフリー化された施設や経路を案内する公園全体の案内図を設置。

③ その他の生活関連施設

- すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、敷地の外部から施設内までのバリアフリー化された経路を確保するとともに、その経路の適切な管理を行う。
- 駐車場を有する施設は、障害者が運転又は同乗する車両が駐車し、障害者が円滑に乗降できる、障害者用の駐車ますを設けるとともに、当該駐車ますから施設内までのバリアフリー化された経路を確保。

(2) 生活関連経路

① 東西自由通路

- 改札階と西口のペDESTリアンデッキ及び駅前広場を結ぶバリアフリー化された経路を確保するため、西口に始発から終電まで利用できるエレベーターを設置。
- 東口のエレベーターの利用時間を始発から終電まで利用できるように延長する。

○西口のエスカレーターの利用時間を始発から終電まで利用できるように延長する。

② 西口・東口ペDESTリアンデッキ、西口・東口駅前広場

○歩道は、適切な勾配・段差、平坦ですべりにくく、水はけのよい舗装など、すべての人が安全で快適に移動できる構造とする。

○タクシー乗り場は、車いす使用者や高齢者が円滑に乗降できるように、歩道とタクシー停車位置の段差を解消。

○駅前広場内において、一般車を利用する障害者が円滑に乗降できるように、障害者用の停車ますを設置。

○バス乗り場やタクシー乗り場までの動線など主要な動線上には、視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるように、視覚障害者誘導用ブロック及びエスコートゾーンを設置する。また、その機能の維持・保全を図る。

○高齢者、障害者等を含むすべての人にわかりやすい総合的な案内サインの充実。

○バス乗り場やタクシー乗り場、または、そこまでの動線など主要な動線上には、できるだけ傘をささなくても雨にぬれることなく移動及び乗降ができるように、連続的に上屋を設置。

○西口ペDESTリアンデッキエレベーターの利用時間を始発から終電まで利用できるように延長する。

○歩道及びペDESTリアンデッキの機能を十分に維持・保全するため、駐輪、看板・商品等の障害物の排除と、適切な管理に取り組む。

③ 道 路

○歩道は、適切な勾配・段差、平坦ですべりにくく、水はけのよい舗装など、すべての人が安全で快適に移動できる構造とする。

○視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるように、利用者の動線を考慮して、必要な箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置。

○視覚障害者誘導用ブロックは、JIS の規格に合わせた形状とする。また、色は、容易に識別できる色とし、原則は黄色とする。

○歩道の機能を十分に維持・保全するため、駐輪、看板・商品等の歩道上の障害物の排除と、適切な管理に取り組む。

○歩道と車道を分離しない道路では、通過する車の速度の抑制や歩行空間と車が通行する部分で舗装の色を変えるなどの対策により、安全な歩行者の通行を確保。

○可能な限り、歩行者と自転車の分離を工夫する。

○信号機、道路標識、道路標示は、視認性の向上を図り、見やすくわかりやすいものにする。

○歩行者用信号の適切な青時間の確保や歩行者用信号の設置等を進め、道路横断の安全を確保。

④ ザ・モール 505

- すべての人が円滑に利用できる構造及び設備のトイレを設置。
- 排水ます等をやむを得ず歩行者の動線上に設置する場合は、溝が細かいグレーチングにするなど、車いすのキャスターや杖の先等が落ち込むことがないように配慮する。
- エレベーターやトイレの位置を案内するサインを設置。

(3) その他（地区全体）

① 路線バス等

- バリアフリー化に対応した車両の導入を促進。
- 低床バスの運行の路線・時刻固定を行うとともに、利用者に対し低床バスの運行情報を提供。

② 休憩施設

- 土浦駅と亀城公園を結ぶ生活関連経路など、来街者が多い経路で、歩道上や沿道の空間に余裕がある場合には、ベンチ等の休憩施設の設置を検討。

③ 児童公園等の地域の身近なオープンスペース

- 児童公園等の地域の身近なオープンスペースは、出入口の段差を解消するなど、すべての人が円滑に利用できるようにバリアフリー化を推進。

④ 観光客等まちを回遊する来街者への対応

- すべての人にわかりやすい案内サインの整備など、来街者の回遊を支援する情報提供の充実を推進。

⑤ ソフト面の取組

- 高齢者、障害者等に対する適切な対応や必要な介助を行うための知識と技術の向上を図るため、公共交通機関や施設の職員の研修や教育・訓練を充実。
- 市民のバリアフリーに対する理解と協力を推進。
- 自転車利用に関するマナーの向上を図る。

6. 移動等円滑化のために実施すべき特定事業及びその他の事業

重点整備地区におけるバリアフリー化の事業（特定事業）は、高齢者、障害者等の円滑な移動の経路等を確保するための事業であり、

- ・ 特定旅客施設等に関する公共交通特定事業
- ・ 道路等に関する道路特定事業
- ・ 一定規模の時間貸し駐車場に関する路外駐車場特定事業
- ・ 公園に関する都市公園特定事業
- ・ 建物のバリアフリー化に関する建築物特定事業
- ・ 信号機等に関する交通安全特定事業
- ・ その他の事業

に分類される。

当該地区における各事業を整理するとともに、以下に示す実施時期を設定する。

短期：概ね5年を目標に推進する事業

中長期：概ね10年を目標に推進する事業

これらの事業については、基本構想の内容に即して、各事業者が計画を作成し、行政、事業者、高齢者や障害者等を含む市民が一体となって事業の推進を図る。

なお、事業の実施にあたっては、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うとともに、関係する事業との整合を図り、移動及び施設の利用の連続性を確保する。

(1) 公共交通特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
乗合バス	・ ノンステップバスの導入の推進	バス事業者	○	○
	・ 低床バスの路線・時刻固定の推進		○	○
	・ バス乗り場に低床バスの運行情報の表示		○	○

(2) 道路特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
経路④ 西口駅前広場	・車いす対応の一般車乗降場の設置	土浦市 (施設管理者)	○	
	・歩道とタクシー停車位置の段差解消		○	
	・歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善		○	
	・歩道の勾配の改善		○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの補修		○	
	・庭園広場に視覚障害者誘導用ブロックの設置		○	
経路⑤ 東口駅前広場	・車いす対応の一般車乗降場の設置	〃	○	
	・歩道とタクシー停車位置の段差解消		○	
	・歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善		○	
	・歩道の勾配の改善		○	
	・東口バス乗り場案内の設置		○	
	・東口駅前広場に多機能トイレの設置			○
経路⑦ 県道土浦停車場線	・歩道の路面の凹凸の改善	茨城県 (道路管理者)	○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの補修		○	
	・歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善			○
	・歩道の勾配の改善			○
経路⑧ 国道125号	・都市計画道路の整備	〃		○※1
都市計画道路 整備までの当 面の対応	・歩道の路面の凹凸の改善	〃	○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの補修・設置		○	
	・歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善			○
	・歩道の勾配の改善			○

※1：都市計画道路の整備には、用地の確保等が必要なため、実施時期が中長期を越える可能性がある。

経路⑨	・歩道の路面の凹凸の改善	土浦市	○※2	
-----	--------------	-----	-----	--

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
まちかど蔵前 道路（歴史の小 径整備事業）	・視覚障害者誘導用ブロックの設置	（道路管理者）	○※2	
	・歩行者動線上の歩道と車道の段差の 改善		○※2	
	・歩道の勾配の改善		○※2	
経路⑩ 土浦小学校前 道路（歴史の小 径整備事業）	・安全な歩行空間の確保	〃	○	
経路⑪ 一中地区公民 館前道路	・安全な歩行空間の確保	〃		○
経路⑫ （都）荒川沖木 田余線	・歩行者動線上の歩道と車道の段差の 改善	〃	○	
	・歩道の勾配の改善			○
経路⑬ 川口運動公園 前道路	・歩道の路面の凹凸の改善	〃	○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの補修		○	
	・歩行者動線上の歩道と車道の段差の 改善		○	
	・歩道の勾配の改善			○
経路⑭ 常磐線横断道 路	・歩行者動線上の歩道と車道の段差の 改善	〃	○	
	・歩道の勾配の改善			○

※2：平成20年度中に整備予定。

（3）路外駐車場特定事業

- ・障害者用駐車スペースの設置、段差の解消、車いす対応トイレの設置など、一定のバリアフリー化はなされているが、さらなるバリアフリー整備の水準向上に努める。

(4) 都市公園特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
施設⑱ 亀城公園	・ 出入口付近に公園全体の案内図の設置	土浦市 (公園管理者)	○	
	・ トイレの改善			○

(5) 建築物特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
施設⑤ 亀城プラザ	・ 歩道との境にあるグレーチングの改善	土浦市 (施設管理者)	○	

(6) 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
経路④ 西口駅前広場	・ 主要な歩行経路にエスコートゾーンの設置	茨城県 公安委員会	○	
経路⑤ 東口駅前広場	・ 主要な歩行経路にエスコートゾーンの設置	〃	○	
経路⑦ 県道土浦停車場線	・ 歩行者用信号の適切な青時間の確保	〃	○	
経路⑫ (都)荒川沖木田余線	・ 歩行者用信号の適切な青時間の確保	〃	○	
生活関連経路	・ 道路標識、道路標示の高輝度化の推進	〃	○	○
重点整備地区	・ 違法駐車防止等に関する広報活動の実施	〃	○	○

(7) その他の事業

① 自由通路等

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
経路① 東西自由通路	・西口エレベーターの設置	東日本旅客鉄道株式会社等	○	
	・東口エレベーターの利用時間の延長	土浦市 (施設管理者)	○	
	・西口エスカレーターの利用時間の延長		○	
経路② 西口ペDEST リアンデッキ	・案内サインの改善	土浦市 (施設管理者)	○	
	・西口ペDESTリアンデッキエレベーターの利用時間の延長		○	
経路⑬ ザ・モール 505	・車いす対応トイレの改善	土浦市 (施設管理者)	○	
	・グレーチングの改善		○	
	・案内板の改修		○	

② ソフト施策

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
生活関連経路	・駐輪、看板・商品等の歩行空間の障害物の排除	土浦市等	○	○
公共交通機関	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	公共交通事業者	○	○
重点整備地区	・市民のバリアフリーに対する理解と協力の推進	土浦市等	○	○
	・自転車利用に関するマナー向上の推進	〃	○	○

図 3-4 土浦駅周辺地区 特定事業及びその他の事業

7. その他移動等円滑化のために必要な事項

○土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業

土浦駅西口では、市街地再開発事業と共に、都市計画道路拡幅や西口ペDESTリアンデッキ延伸等の都市基盤整備を計画している。

これらの都市基盤や施設建築物の整備においても、高齢者、障害者等の円滑な移動の連続性を確保するため、本基本構想に位置づけた特定事業等との整合を図るとともに、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準に適合した整備を行う必要がある。

第4章 荒川沖駅周辺地区の移動等円滑化基本構想

1. 地区の概況

(1) 駅周辺の状況

① 市街地の概況

荒川沖駅周辺は本市の南部に位置し、南の拠点として、荒川沖駅の東口・西口には商店街や大規模商業施設などが立地している。そのまわりには、住宅市街地が広がっている。

荒川沖駅から東へ約1km離れると、隣接する阿見町の区域となる。

② 道路網の状況

南北方向に配置されているJR常磐線に並行して、西側には国道6号、東側には主要地方道土浦江戸崎線（以下、(都)荒川沖木田余線とする）が南北方向に整備され、地区の骨格的な道路になっている。

また、駅の東口・西口ともに駅へのアクセス道路が整備されている。東口の(都)荒川沖駅前東通り線は、東口駅前広場と(都)荒川沖木田余線を接続している。

自動車で鉄道を横断できる道路は駅南側の市道（荒川沖小学校前道路）になるが、歩行者の通路としては、その他に荒川沖駅の自由通路、駅北側に設置された跨線橋がある。

③ 施設の立地状況

駅の西側約500mの地点には、土浦市役所南支所が立地している。一方、東側には、駅から自由通路で接続されているさんばる長崎屋が立地している。

駅周辺には、郵便局、金融機関、診療所、歯科診療所などが多く立地している。

駅から北西方向に約1km離れた国道6号と学園東大通りの交差点付近には、複数の大規模商業施設が立地している。

④ 歩道の整備状況

国道6号や(都)荒川沖木田余線、(都)荒川沖駅前東通り線、(都)荒川沖駅前西通り線などの骨格的な道路には歩道が設置されているが、他の道路において歩道が設置されている道路は少ない。

図 4-1 荒川沖駅周辺の状況



(2) 駅及び駅前広場の状況

① 駅の利用者数

荒川沖駅の乗降客数[※]は、約 19,000 人／日となっていることから、バリアフリー新法で駅舎等のバリアフリー化が義務づけられる駅となっている。

※平成 19 年度の 1 日平均乗車人数を 2 倍（乗車・降車分）した値

② 駅の構造

荒川沖駅は、相対式の 2 つのホームがあり、それらのホームの間に上り、下りの 2 本の線路が配置されている。

駅舎は橋上駅舎であり、駅構内には両ホームともに、エレベーターが設置されている。また、両ホームともにエスカレーターが設置されている。

東口・西口ともに、自由通路と駅前広場を結ぶエレベーターとエスカレーターが設置されている。

駅構内には、一般トイレの他に、車いす対応トイレが設置されている。

③ 駅前広場の状況

荒川沖駅は、東口、西口ともに駅前広場が整備されている。

双方ともに、駅前広場内にバス乗降場、タクシー乗り場、駐車場が設置されている。

また、一般トイレ、多機能トイレが設置されている。

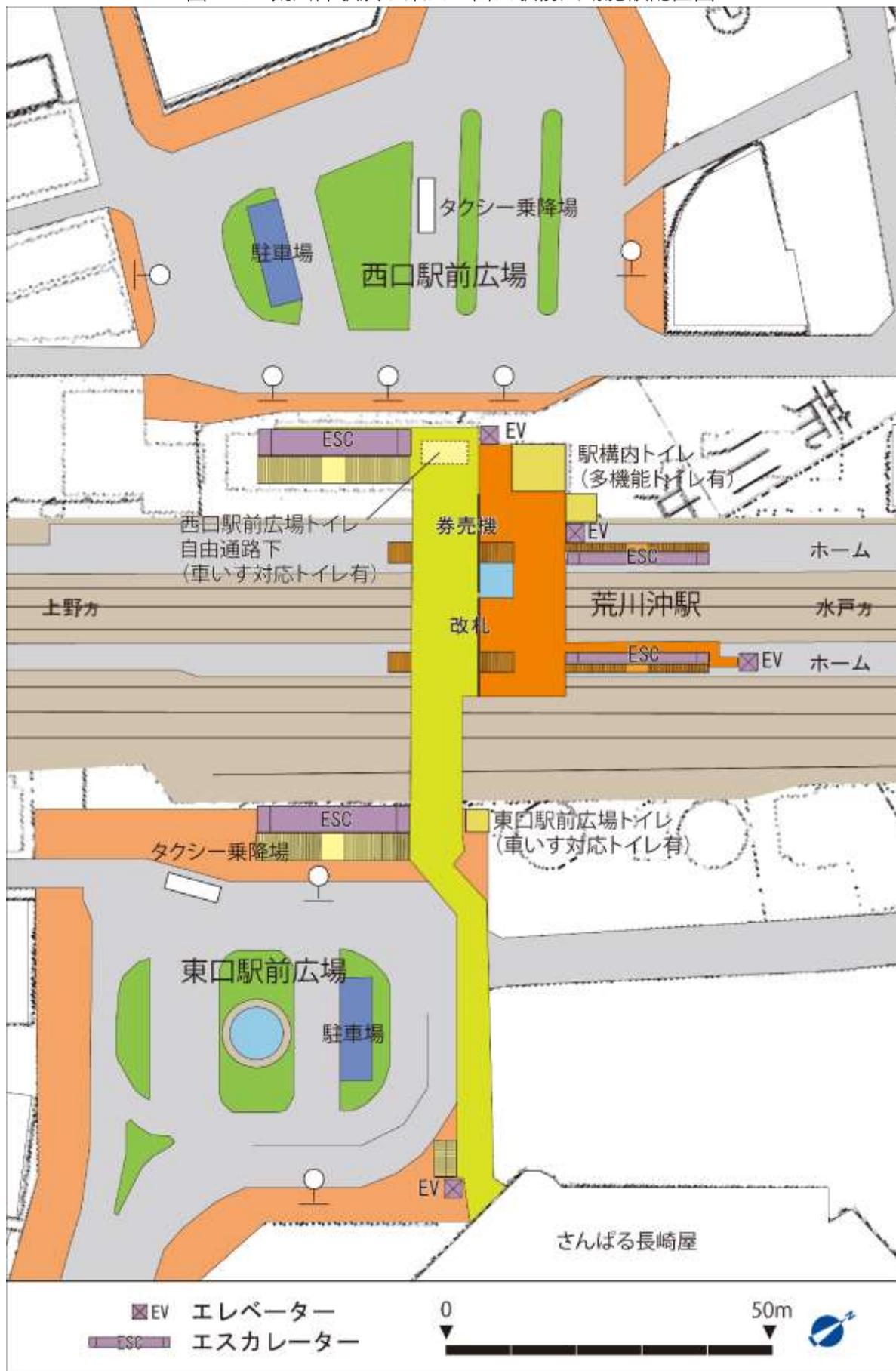
④ バス路線の状況

西口駅前広場からは、つくばセンター、筑波大学中央、建築研究所、土浦駅を先とした乗合バスが運行されている。

一方、東口駅前広場からは、土浦駅、県立医療大学、摩利山循環、江戸崎車庫、江戸崎高校を先とした乗合バスが運行されている。

このように荒川沖駅は、鉄道とバスの交通結節点となっている。

図 4-2 荒川沖駅及び東口・西口駅前広場施設配置図



2. 移動等円滑化に関する現状と課題

(1) 駅・自由通路

① 荒川沖駅

【現状】

○橋上駅舎である荒川沖駅には、改札内に、エレベーター、多機能トイレ、視覚障害者誘導用ブロック等が整備されており、バリアフリー化はされているものの、次のような要望や指摘が利用者から出ている。

- ・防犯性や聴覚障害者の緊急時の対応などのため、エレベーターにガラス窓を設置するなどの対策をしてほしい。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは、歩行しやすく、また、利用者動線が遠回りにならないよう敷設してほしい。
- ・多機能トイレについて、オストメイト専用の水洗装置や温水設備の設置、便座の高さの検討、他の駅や他の多機能トイレ等との水洗ボタンの位置の統一、障害となる洗面器下のパイプの改良をしてほしい。
- ・一般トイレの出入口に段差がある。

【課題】

- エレベーターの改善
- 利用者動線に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの敷設見直しの検討
- 多機能トイレの利用しやすさの改善
- 一般トイレの活用方法・バリアフリーのあり方の検討

② 自由通路

【現状】

○自由通路には垂直移動設備として、東口、西口ともにエレベーターが設置されている。

○駅と連続して、視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。

○なお、利用者から次のような指摘が出ている。

- ・視覚障害者誘導用ブロックが自由通路の南側に寄せて設置しており、視覚障害者の動線が遠回りになる設置の仕方になっている。
- ・通路に手すりが設置されていない。
- ・案内標識がなく駅の施設配置などが分かりにくい。
- ・駅とさんばる長崎屋を結ぶ自由通路の見通しがわるく、防犯性などの面で問題視される。

【課題】

- 適切な視覚障害者の誘導（視覚障害者誘導用ブロックの改善等）
- 案内標識の充実
- 自由通路の利便性・安全性・防犯性の向上

（２）駅前広場

① 西口駅前広場

【現状】

- 車いす対応の一般車乗降場がない。
- タクシー乗り場に段差がある。
- 横断歩道の設置箇所など、歩行者動線上の歩道と車道の段差が大きい箇所がある。
- 視覚障害者誘導用ブロックが黄色とオレンジ色の区間があり、統一されていない。
- 車いす対応トイレに故障箇所がある。
- バス停の視覚障害者誘導用ブロック上にベンチが置かれていることや、エレベーターやトイレの入口前に放置自転車・バイクがある。
- なお、利用者から次のような指摘が出ている。
 - ・駅前広場にバス停や周辺施設の案内図があるが、分かりにくい。
 - ・プランターが歩道上に置かれており、歩行の障害となる。
 - ・上屋が設置されているバス停があるが、駅側に配置されているバス停には上屋がない。
 - ・ノンステップバス等の低床バスの導入を進めるとともに、低床バスの路線固定・時刻固定を進め、バス乗り場の時刻表に低床バスの運行情報を表示してほしい。
 - ・バリアフリー化されたタクシー車両の導入を進めてほしい。

【課題】

- 車いす対応の一般車乗降場の設置
- タクシー乗り場の歩道とタクシー停車位置の段差解消
- 歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善
- 適切な視覚障害者の誘導（視覚障害者誘導用ブロックの補修）
- トイレの利用しやすさの改善
- 案内標識の充実
- バリアフリーの意識の醸成
- 歩行空間の障害物の撤去
- バス停への上屋設置の検討
- ノンステップバスの導入
- バリアフリー化タクシー車両の導入
- 低床バスの路線及び時刻の固定
- バス乗り場における低床バスの運行情報の提供

② 東口駅前広場

【現状】

- 車いす対応の一般車乗降場がない。
- 視覚障害者誘導用ブロックが摩耗していたり、色が統一されていない。また、ジグザグに配置されているところがある。
- 車いす対応トイレに故障箇所がある。
- さんばる長崎屋の前に車止めが設置されているが、幅が狭く、車いすでは通行できない。また、視覚障害者誘導用ブロックの上にその車止めが設置されており、視覚障害者の通行の障害となっている。
- なお、利用者から次のような指摘が出ている。
 - ・駅前広場にバス停や周辺施設の案内図があるが分かりにくい。
 - ・ノンステップバス等の低床バスの導入を進めるとともに、低床バスの路線固定・時刻固定を進め、バス乗り場の時刻表に低床バスの運行情報を表示してほしい。
 - ・バリアフリー化されたタクシー車両の導入を進めてほしい。

【課題】

- 車いす対応の一般車乗降場の設置
- 適切な視覚障害者の誘導（視覚障害者誘導用ブロックの補修）
- トイレの利用しやすさの改善
- さんばる長崎屋の前の車止めの改善
- 案内標識の充実
- ノンステップバスの導入
- バリアフリー化タクシー車両の導入
- 低床バスの路線及び時刻の固定
- バス乗り場における低床バスの運行情報の提供

(3) 道路

① (都)荒川沖駅前西通り線

【現状】

- 歩道が広く通行しやすい道路となっている。
- 一部、ブロックが劣化しているところや凹凸ができてしまったところがある。
- また、横断歩道の設置箇所など歩行者動線上の歩道と車道の段差が大きい箇所がある。
- 視覚障害者誘導用ブロックが駅前広場と統一されていない。
- 沿道駐車場の砂利が歩道に流出しており、障害物になっているところがある。
- なお、利用者から、歩道路面がブロック貼りになっており、車いすでは通行しにくいという指摘が出ている。

【課題】

- 歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善
- 適切な視覚障害者の誘導（視覚障害者誘導用ブロックの補修）
- 沿道駐車場から流出した砂利の撤去
- 歩道の舗装の改善

② （都）荒川沖駅前東通り線**【現状】**

- 基本的には歩道が広く、凹凸が無く、車いすでも通行しやすい。
- 一方で、視覚障害者誘導ブロックが設置されていない区間が長い。
- 歩道上に沿道店舗の看板が置かれており、歩行の障害物となっている。
- なお、利用者から、さんばる長崎屋の前には当該道路を横断する横断歩道が設置されているが、音響式の信号機を設置してほしいという要望が出ている。

【課題】

- 適切な視覚障害者の誘導（視覚障害者誘導用ブロックの設置）
- 沿道商店等のバリアフリーの意識の醸成
- さんばる長崎屋前に音響式信号設置の検討

③ 県道館野荒川沖停車場線**【現状】**

- 沿道には商店街が形成し、（都）荒川沖駅前西通り線が整備される前は、メインの駅へのアクセス道路として利用されてきた。
- 道路幅員が狭いことから、歩道が設置されていない。
- 路面の劣化による凹凸や側溝の蓋のがたつきなどがあり、歩きにくい状況である。また、目の粗いグレーチングが設置されているところがある。
- さらには、電柱やプランターなどが歩行の障害となっているところがある。
- 視覚障害者誘導用ブロックは設置されていない。

【課題】

- 歩きやすい歩行空間の確保
 - 路面の凹凸の解消や側溝の蓋の交換、グレーチングの改善など歩きやすさの向上
 - 歩行空間の障害物の撤去
 - 適切な視覚障害者の誘導
- ④ その他の道路（荒川沖郵便局前道路、荒川沖保育所前道路、南支所接続通路、荒川沖小学校前道路、JR常磐線東側道路）**

【現状】

- 道路幅員が狭いことから、歩道が設置されていない。
- 路面の劣化による凹凸や側溝の蓋のがたつきなどがあり、歩きにくい状況である。ま

- た、目の粗いグレーチングが設置されているところも多い。
- さらには、電柱やゴミ集積所のゴミ、標識のポールなどが歩行の障害となっているところがある。
 - 視覚障害者誘導用ブロックは設置されていない。
 - なお、利用者から、横断歩道や信号機の設置の要望が出ている場所がある。

【課題】

- 歩きやすい歩行空間の確保
- 路面の凹凸の解消や側溝の蓋の交換、グレーチングの改善など歩きやすさの向上
- 歩行空間の障害物の撤去
- 適切な視覚障害者の誘導
- 横断歩道や信号機の設置の検討

(4) 施設

① 土浦市役所南支所

【現状】

- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- 建物内のカウンターが高く、車いす使用者には使いにくい。
- なお、利用者から、入口の段差や透明のガラスが弱視の方などに分かりにくいという指摘が出ている。

【課題】

- 視覚障害者等が道路から入り口まで安全に移動できる構造への改善
- 建物内のバリアフリー化

② さんぱる長崎屋（駐車場）

【現状】

- 利用者から、駐車場へ出入りする自動車と前面道路の歩道の歩行者が錯綜するので安全対策を行ってほしいという要望が出ている。

【課題】

- 駐車場へ出入りする自動車の安全確認対策

③ 郵便局・金融機関等

【現状】

- 入口に段差がある施設が多い。
- 入口にスロープがあっても傾斜が急な施設が多い。
- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない施設が多い。
- 入口のスロープへ自転車が駐輪されている施設がある。

○障害者用の駐車スペースを確保していない施設が多い。

【課題】

- 車いす使用者の動線確保（前面道路から入口、施設内）
- 適切な視覚障害者の誘導
- 来訪者等のバリアフリーの意識の醸成
- 車いす使用者用の駐車スペースの確保

(5) その他（地区全体）

【現状】

- 地区全体に関することとして、次のような指摘が利用者から出ている。
 - ・市民のモラルやマナーの向上が必要である。
 - ・当事者の意見を反映した駅から施設まで連続的な経路の確保
 - ・案内標識の充実・統一
 - ・自転車の運転マナーが悪い。

【課題】

- 市民のバリアフリーに対する理解と協力
- 自転車利用に関するマナーの向上

3. 基本的な方針

(1) 地区のまちづくりの方向

荒川沖駅周辺地区は、上位計画において、本市の南の拠点にふさわしい商業施設等の充実を図るとともに、東京への近接性を活かした住宅地としての住みやすさを備えた市街地づくりを目指すことが、位置づけられている。

(2) バリアフリーまちづくりの方針

地区のまちづくりの方向を踏まえ、地区外から商業施設等へ訪れやすく、周辺住宅地から駅を玄関口として地区外へ行きやすくする。さらに、駅を中心としたエリアにおいて、安全で安心して移動できるまちづくりを目標に、次の方針によりバリアフリー化を進める。

- ・ 荒川沖駅周辺地区では、JR常磐線荒川沖駅を中心に、概ね駅から500m圏内において、面的なバリアフリー化を図る。
- ・ 高齢者、障害者を含む多くの人々が利用する施設を対象として、駅とそれらの施設の間で、少なくとも1つのバリアフリー化された経路を確保する。その際に、車いす使用者や視覚障害者などのそれぞれの立場の人が、利用できる連続的な経路を確保する。
- ・ これらの経路の中では、特に、駅と土浦市役所南支所を結ぶ経路を中心に、荒川沖駅東西自由通路、西口駅前広場、(都)荒川沖駅前西通り線、荒川沖郵便局前道路、荒川沖保育所前道路、南支所接続通路の連続的な経路を確保する。
- ・ その他の施設を結ぶ経路については、現状で歩道がある経路は歩道を活用したバリアフリー化を行う。また、歩道の設置が難しい路線については、「歩行空間の舗装の色を変えるなどによる安全な歩行空間の確保」など、可能な限りの整備内容でのバリアフリー化を図る。
- ・ 施設については、建築物の出入口まで到達できるように、バリアフリー化を図る。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックや案内標識などの誘導案内設備については、統一した仕様による整備を行うとともに、高齢者、障害者等に配慮した表現を用いる。
- ・ 放置自転車や店舗看板の歩道上への配置などを解消する適切な管理とマナーの向上を推進する。

4. 重点整備地区と生活関連施設・経路の設定

(1) 生活関連施設

生活関連施設は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設で、施設相互間を徒歩で移動することが考えられる施設を選定する。

当該地区においては、利用者の意見を踏まえ、生活関連施設として、以下に示す施設を選定する。

種 別	番号	名 称
鉄道駅	施設①	荒川沖駅
官公庁施設	施設②	土浦市役所南支所
商業施設	施設③	さんばる長崎屋
その他の施設	施設④	荒川沖郵便局
	施設⑤	土浦南郵便局
	施設⑥	常陽銀行荒川沖支店
	施設⑦	水戸信用金庫荒川沖支店
	施設⑧	水戸信用金庫荒川沖東支店
	施設⑨	荒川沖小学校

(2) 生活関連経路

生活関連経路は、生活関連施設間を徒歩で移動する際に経路となる道路や通路で、当該地区においては、利用者の意見を踏まえ、以下に示す経路を選定する。

種 別	番号	名 称
自由通路	経路①	荒川沖駅東西自由通路
駅前広場	経路②	西口駅前広場
	経路③	東口駅前広場
道 路	経路④	(都)荒川沖駅前西通り線
	経路⑤	県道館野荒川沖停車場線
	経路⑥	荒川沖郵便局前道路
	経路⑦	荒川沖保育所前道路 (県道館野荒川沖停車場線)
	経路⑧	南支所接続通路
	経路⑨	荒川沖小学校前道路
	経路⑩	(都)荒川沖駅前東通り線
	経路⑪	J R 常磐線東側道路

(3) 重点整備地区の区域

重点整備地区は、生活関連施設・経路を含む範囲とし、次ページに示すとおり、重点整備地区の区域（約46ha）を設定する。

図 4-3 重点整備地区の区域及び生活関連施設・経路等

5. 生活関連施設・経路等の整備方針

荒川沖駅周辺地区のバリアフリー化を図るため、生活関連施設及び生活関連経路等について、次の方針により整備を行う。

(1) 生活関連施設

① 荒川沖駅

- 荒川沖駅は、現状において基準に則したバリアフリー化が完了している。今後も、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえ、さらなる利便性及び安全性の向上をめざし、改修等の機会にあわせて、以下に示すような事項に配慮した整備に努める。
 - ・多機能トイレは、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
 - ・一般トイレについても、すべての人がアクセスしやすい構造とする。
 - ・案内や誘導のためのサインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮して見やすさとわかりやすさを確保するとともに、さまざまな情報コミュニケーション制約を抱える利用者も共通の設備から情報を得られるように工夫する。

② 土浦市役所南支所

- すべての人が安全かつ円滑に施設を利用できるように、敷地の外部から施設入口内までのバリアフリー化された経路を確保するとともに、その経路の適切な管理を行う。
- 施設内の通路については、すべての人が円滑に移動できるよう移動動線を確保。
- 障害者用の駐車ますから施設内までのバリアフリー化された経路を確保。

③ その他の生活関連施設

- すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、敷地の外部から施設内までのバリアフリー化された経路を確保するとともに、その経路の適切な管理を行う。
- 駐車場を有する施設は、障害者が運転又は同乗する車両が駐車し、障害者が円滑に乗降できる、障害者用の駐車ますを設けるとともに、当該駐車ますから施設内までのバリアフリー化された経路を確保。
- 駐車場の出入口には、前面道路の歩行者の安全性に配慮する設備等の設置に努める。

(2) 生活関連経路

① 荒川沖駅東西自由通路

- 自由通路の南側に寄せられて設置されている視覚障害者誘導用ブロックを改善し、視覚障害者等が円滑に移動できるよう移動動線を確保。
- 自由通路の利便性、安全性、防犯性を確保。

② 西口・東口駅前広場

- 歩道は、適切な勾配・段差、平坦ですべりにくく、水はけのよい舗装など、すべての人が安全で快適に移動できる構造とする。
- タクシー乗り場は、車いす使用者や高齢者が円滑に乗降できるように、歩道とタクシー停車位置の段差を解消。
- 駅前広場内において、一般車を利用する障害者が円滑に乗降できるように、障害者用の停車ますを設置。
- バス乗り場やタクシー乗り場までの動線など主要な動線上には、視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるように、統一された視覚障害者誘導用ブロック及びエスコートゾーンを設置する。また、その機能の維持・保全を図る。
- バス乗り場の案内や駅周辺の案内のために必要な案内サインを設置する。また、案内サインには、点字や触知記号、音声による案内を設けるなど、視覚障害者も情報を得られるように配慮する。
- バス乗り場やタクシー乗り場には、上屋を設置。
- 歩道の機能を十分に維持・保全するため、駐輪、看板・商品等の障害物の排除と、適切な管理に取り組む。

③ 道 路

1) 歩道が設置されている、または今後設置する生活関連経路

- 歩道は、適切な勾配・段差、平坦ですべりにくく、水はけのよい舗装など、すべての人が安全で快適に移動できる構造とする。
- 視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるように、利用者の動線を考慮して、必要な箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置。
- 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS の規格に合わせた形状とする。また、色は、容易に識別できる色とし、原則は黄色とする。
- 歩道の機能を十分に維持・保全するため、駐輪、看板・商品等の歩道上の障害物の排除と、適切な管理に取り組む。
- 信号機、道路標識、道路標示は視認性の向上を図り見やすくわかりやすいものにする。
- 歩行者用信号の適切な青時間の確保や歩行者用信号の設置等を進め、道路横断の安全を確保。

2) 歩道と車道を分離せずに歩行空間を確保する生活関連経路

- 歩道と車道を分離せずに歩行空間を確保する道路では、通過する車の速度の抑制や歩行空間と車が通行する部分で舗装の色を変えるなどの対策により、安全な歩行者の通行を確保。
- 路面の凹凸等を解消し平坦性を確保するとともに、側溝の蓋を歩きやすいものにすることや、グレーチングの目は細かいものとするなど、すべての人が安全で快適に移動しやすい構造とする。
- 適切な視覚障害者の誘導を行う。
- 歩行空間の機能を十分に維持・保全するため、駐輪、看板・商品等の歩道上の障害物の排除と、適切な管理に取り組む。
- 信号機、道路標識、道路標示は、視認性の向上を図り、見やすくわかりやすいものにする。
- 歩行者用信号の適切な青時間の確保や歩行者用信号の設置等を進め、道路横断の安全を確保。

(3) その他（地区全体）

① 路線バス等

- バリアフリー化に対応した車両の導入を促進。
- 低床バスの運行の路線・時刻固定を行うとともに、利用者に対し低床バスの運行情報を提供。

② 休憩施設

- 駅前広場などに、ベンチ等の休憩施設の設置を検討。

③ 児童公園等の地域の身近なオープンスペース

- 児童公園等の地域の身近なオープンスペースは、出入口の段差を解消するなど、すべての人が円滑に利用できるようにバリアフリー化を推進。

④ 交通安全に配慮したバリアフリー化

- 当該地区では通学路となっている生活関連経路が多いことを踏まえ、特に、交通安全にも配慮したバリアフリー化を推進。

⑤ ソフト面の取組

- 高齢者、障害者等に対する適切な対応や必要な介助を行うための知識と技術の向上を図るため、公共交通機関や施設の職員の研修や教育・訓練を充実。
- 市民のバリアフリーに対する理解と協力を推進。
- 自転車利用に関するマナーの向上を図る。

6. 移動等円滑化のために実施すべき特定事業及びその他の事業

重点整備地区におけるバリアフリー化の事業（特定事業）は、高齢者、障害者等の円滑な移動の経路等を確保するための事業であり、

- ・ 特定旅客施設等に関する公共交通特定事業
- ・ 道路等に関する道路特定事業
- ・ 一定規模の時間貸し駐車場に関する路外駐車場特定事業
- ・ 公園に関する都市公園特定事業
- ・ 建物のバリアフリー化に関する建築物特定事業
- ・ 信号機等に関する交通安全特定事業
- ・ その他の事業

に分類される。

当該地区における各事業を整理するとともに、以下に示す実施時期を設定する。

短期：概ね5年を目標に推進する事業

中長期：概ね10年を目標に推進する事業

これらの事業については、基本構想の内容に即して、各事業者が計画を作成し、行政、事業者、高齢者や障害者等を含む市民が一体となって事業の推進を図る。

なお、事業の実施にあたっては、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うとともに、関係する事業との整合を図り、移動及び施設の利用の連続性を確保する。

(1) 公共交通特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
乗合バス	・ ノンステップバスの導入の推進	関東鉄道株式会社	○	○
	・ 低床バスの路線・時刻固定の推進		○	○
	・ バス乗り場に低床バスの運行情報の表示		○	○

(2) 道路特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
経路② 西口駅前広場	・視覚障害者誘導用ブロックの補修	土浦市 (施設管理者)	○	
	・歩道とタクシー停車位置の段差解消		○	
	・歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善		○	
	・トイレの利用しやすさの改善		○	
	・案内標識の充実		○	
経路③ 東口駅前広場	・視覚障害者誘導用ブロックの補修	〃	○	
	・トイレの利用しやすさの改善		○	
	・案内標識の充実		○	
	・さんばる長崎屋前の車止めの改善		○	
経路④ (都)荒川沖駅前西通り線	・視覚障害者誘導用ブロックの補修	茨城県 (道路管理者)	○	
	・歩道の舗装の改善		○	
	・歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善			○
経路⑤ 県道館野荒川沖停車場線	・路面の凹凸等の改善	〃	○	
	・側溝の蓋の改善		○	
	・グレーチングの改善		○	
	・歩行空間の障害物の撤去		○	
経路⑥ 荒川沖郵便局前道路	・路面の凹凸等の改善	茨城県 土浦市 (道路管理者)	○	
	・側溝の蓋の改善		○	
	・歩行空間の障害物の撤去		○	
経路⑦ 荒川沖保育所前道路(県道館野荒川沖停車場線)	・路面の凹凸等の改善	茨城県 (道路管理者)	○	
	・側溝の蓋の改善		○	
	・グレーチングの改善		○	
	・歩行空間の障害物の撤去		○	
経路⑨ 荒川沖小学校前道路	・路面の凹凸等の改善	土浦市 (道路管理者)	○	
	・側溝の蓋の改善		○	
	・踏切の安全対策			○
	・安全な歩行空間の確保			○

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
経路⑩ (都)荒川沖駅 前東通り線	・視覚障害者誘導用ブロックの設置	土浦市 (道路管理者)	○	
経路⑪ JR常磐線東 側道路	・路面の凹凸等の改善	〃	○	
	・側溝の蓋の改善		○	
	・グレーチングの改善		○	
	・安全な歩行空間の確保			○

(3) 路外駐車場特定事業 (※該当なし)

(4) 都市公園特定事業 (※該当なし)

(5) 建築物特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
施設② 土浦市役所南 支所	・受付カウンターの改善	土浦市 (施設管理者)	○	
	・インターホンの設置		○	
	・主要通路の幅員の拡幅		○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○	
	・入口の改善 (弱視者対策)		○	

(6) 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
経路② 西口駅前広場	・主要な経路にエスコートゾーンの設置の検討	茨城県 公安委員会	○	
経路⑥ 荒川沖郵便局 前道路	・経路⑦との丁字路交差点において、歩行空間の確保にあわせて、交差点南側への横断歩道設置の検討	〃		○
生活関連経路	・道路標識、道路標示の高輝度化の推進	〃	○	○
重点整備地区	・違法駐車防止等に関する広報活動の実施	〃	○	○

(7) その他の事業

① 自由通路・敷地内通路

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
経路① 荒川沖駅東西 自由通路	・視覚障害者誘導用ブロックの補修	土浦市 (施設管理者)	○	
	・案内標識の充実		○	
	・利便性、安全性、防犯性の高い 自由通路への改善		○	
経路⑧ 南支所接続通 路	・側溝の蓋の設置	土浦市 (施設管理者)	○	
	・適切な視覚障害者の誘導の検討		○	
	・安全な歩行空間の確保			○

② ソフト施策

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
生活関連経路	・駐輪、看板・商品等の歩行空間 の障害物の排除	土浦市等	○	○
公共交通機関	・職員に対する研修や教育・訓練 の実施	公共交通事業者	○	○
重点整備地区	・市民のバリアフリーに対する理 解と協力の推進	土浦市等	○	○
	・自転車利用に関するマナー向上 の推進	〃	○	○

図 4-4 荒川沖駅周辺地区 特定事業及びその他の事業

第5章 神立駅周辺地区の移動等円滑化基本構想

1. 地区の概況

(1) 駅周辺の状況

① 市街地の概況

神立駅周辺は本市の北端部に位置し、駅北側はかすみがうら市に接している。本市の北の拠点に位置づけており、神立駅南東部には、大規模工場が立地し、駅西側に住宅市街地が広がっている。

また、現在、西口駅前において（仮称）神立駅西口地区土地区画整理事業の計画を進めており、この事業の推進により、駅前広場や県道牛渡・馬場山・土浦線などの都市施設を整備するとともに、駅前にふさわしい土地利用の促進を見込んでいる。

② 道路網の状況

南北方向に配置されているJR常磐線と並行して県道牛渡・馬場山・土浦線と、東西方向に神立駅前を通過してJR常磐線と交差する県道戸崎・上稲吉線の2つの県道が地区の骨格的な道路になっているが、幅員が狭いため骨格道路としては不十分な状況である。将来的には、駅西側に計画決定されている、（都）神立停車場線（18m）及び（都）真鍋神立線（16m）が地区の骨格道路となる。

また、道路と鉄道の交差は、駅南側の（都）中貫白鳥線との交差（神立陸橋）は立体交差となっているが、駅南側にある県道戸崎・上稲吉線との交差、駅北側にある県道牛渡・馬場山・土浦線の交差は、平面交差（踏切）となっている。

③ 施設の立地状況

主要な施設としては、駅の南西方向約1kmのところ立地する、土浦市役所神立出張所及び神立地区コミュニティセンター・図書館神立分館がある。またその近くには、スーパーマーケット等が立地している。なお、駅周辺約500m圏には、郵便局、金融機関、幼稚園、保育園が立地している。

④ 歩道の整備状況

県道牛渡・馬場山・土浦線や県道戸崎・上稲吉線などの骨格的な道路には歩道が設置されている区間もあるが、駅周辺部500m圏では、ほとんど歩道を整備していない状況となっている。

図 5-1 神立駅周辺の状況



(2) 駅及び駅前広場の状況

① 駅の利用者数

神立駅の乗降客数*は、約 11,000 人／日となっていることから、バリアフリー新法で駅舎等のバリアフリー化が義務づけられる駅となっている。

※平成 19 年度の 1 日平均乗車人数を 2 倍（乗車・降車分）した値

② 駅の構造

神立駅は、単式ホーム 1 面 1 線と島式ホーム 1 面 2 線の 2 つのホームがあり、合計 2 面 3 線となっている。

駅舎は、下り側ホームに地上駅舎が設置されており、上りホームは跨線橋を渡る必要があるが階段のみとなっておりエスカレーター、エレベーターは設置されていない。また、改札内に設置されているトイレには、多機能トイレが設置されている。

なお、西口駅前計画している（仮称）神立駅西口地区土地区画整理事業の実施に合わせて、駅舎の改築（橋上化）が計画されている。

③ 駅前広場の状況

神立駅西側（西口広場）、東側（東口広場）ともにバス乗り場はあるが、さらに駅前広場機能の充実が望まれている。

なお、西口広場については、（仮称）神立駅西口地区土地区画整理事業において駅前広場を整備する計画となっている。

④ バス路線の状況

西口広場には、土浦駅、安食、湖北高校行きの乗合バス（関鉄観光バス株式会社）がある。

東口広場には、つくば国際大学高等学校行き及び朝夕の通学時間帯には土浦湖北高校行きの乗合バス（関鉄観光バス株式会社）がある他、かすみがうら市のコミュニティバスが乗り入れている。

図 5-2 神立駅及び西口・東口広場施設配置図



(3) 関連計画

神立駅西口地区では、現在、土地区画整理事業の計画を進めている。

土地区画整理事業では、西口駅前広場や（都）神立停車場線等の整備を進め、駅前にふさわしい良好な市街地を形成する。

【事業概要】

事業名称	(仮称) 神立駅西口地区土地区画整理事業
事業主体	一部事務組合 (予定)
区域面積	約 2.19ha (土浦市 1.31ha、 かすみがうら市 0.88ha)
計画概要	都市施設概要 西口駅前広場 約 4,800 m ² (都) 神立停車場線 W=22m (都) 神立駅前西通り線 W=12~15m

【事業区域】



2. 移動等円滑化に関する現状と課題

(1) 駅・自由通路

① 神立駅

【現状】

- 駅のバリアフリー化が遅れており、改札口と上りホームの移動には、乗換跨線橋を渡る必要があるが、エレベーター、エスカレーターは設置されていない。
- 改札口前のホームに傾斜がある、トイレ前の通路が狭いなどホーム上にもバリアが存在する。
- 改札内トイレには、多機能トイレ（ベビーシート、オストメイト）がある。
- ホーム端に転落防止のための柵がある。
- なお、利用者から次のような要望が出ている。
 - ・ 駅舎改築の早期実現（早期実現が困難な場合は、それまで対策をして欲しい）
 - ・ 乗換跨線橋の階段下に誘導チャイムを設置
 - ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、歩行しやすく、また、利用者動線が遠回りにならないよう敷設してほしい。

【課題】

- 駅舎改築の早期実現
- 駅舎改築までの対策（誘導チャイムの設置等）
- 利用者動線に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの敷設見直しの検討

② 神立跨線人道橋（自由通路）

【現状】

- エレベーター、エスカレーターは設置されていない。
- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- 通路幅は十分な広さがある。

【課題】

- 駅舎改築と合わせて自由通路の整備

(2) 駅前広場

① 西口広場

【現状】

- ロータリー内の車両は相互通行となっている上、歩行空間も不明瞭で歩きにくい。
- 駅舎から外側には視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。
- 公衆トイレがあるが、出入口に段差がある。
- なお、利用者から次のような指摘が出ている。
 - ・朝夕の通勤・通学時間帯は、一般車が多くて安心して歩くことができない。
 - ・バス停ポールが歩行の妨げになっている。
 - ・バスの停車位置が上り、下りで異なっているが案内は1か所だけとなっているので、同じ場所に停車するか、案内を2か所にして欲しい。
 - ・横断歩道手前にある電柱が歩行の妨げになっている。
 - ・ノンステップバス等の低床バスの導入を進めるとともに、低床バスの路線固定・時刻固定を進め、バス乗り場の時刻表に低床バスの運行情報を表示してほしい。
 - ・バリアフリー化されたタクシー車両の導入を進めてほしい。

【課題】

- 駅前広場の整備
- 安全な歩行者ルートの確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- バス乗り場の改善
- 公衆トイレ出入口前の段差の解消
- ノンステップバスの導入
- バリアフリー化タクシー車両の導入
- 低床バスの路線及び時刻の固定
- バス乗り場における低床バスの運行情報の提供

② 東口広場

【現状】

- 歩道が整備されていない（白線で歩行空間が区分されている）。
- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。

【課題】

- 駅前広場の整備
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

(3) 道 路

① 県道牛渡・馬場山・土浦線（コミセン前）

【現状】

- 歩道が設置されている。
- 駐車場出入口の切り下げ勾配が急なところがある。
- 横断歩道の設置箇所など、歩行者動線上の歩道と車道の段差が2cm以下（ほぼ0cmですり付けられている）になっている箇所がある。
- 視覚障害者誘導用ブロックが連続誘導されていない。

【課題】

- 歩道の勾配の改善
- 横断歩道の設置箇所など、歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善
- 適切な視覚障害者の誘導（視覚障害者誘導用ブロック、音響式信号機、エスコートゾーン等の設置の検討）

② 県道牛渡・馬場山・土浦線（神立陸橋側道区間）

【現状】

- 歩道が設置されている（神立陸橋側道には歩道はない）。
- 横断歩道の設置箇所など、歩行者動線上の歩道と車道の段差が大きい（勾配もきつい）。
- 視覚障害者誘導用ブロックが連続誘導されていない。

【課題】

- 歩道の勾配の改善
- 横断歩道の設置箇所など、歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善
- 適切な視覚障害者の誘導（視覚障害者誘導用ブロック、音響式信号機、エスコートゾーン等の設置の検討）

③ その他の道路（中央通り、県道牛渡・馬場山・土浦線（駅前区間））

【現状】

- 道路幅員が狭いことから、歩道が設置されていない。
- 路面の劣化による凹凸や側溝の蓋のがたつきなどがあり、歩きにくい状況である。また、歩行空間に目の粗いグレーチングが設置されているところも多い。
- さらには、電柱やバス停、標識のポールなどが歩行の障害となっているところがある。
- 視覚障害者誘導用ブロックは設置されていない。
- なお、利用者から横断歩道や信号機の設置の要望が出ている場所がある。

【課題】

- 歩きやすい歩行空間の確保
- 路面の凹凸の解消や側溝の蓋の交換、グレーチングの改善など歩きやすさの向上
- 歩行空間上の障害物の撤去
- 適切な視覚障害者の誘導
- 横断歩道や信号機の設置の検討

(4) 施 設

① 土浦市役所神立出張所・神立地区コミュニティセンター・図書館神立分館

【現状】

- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、歩道から連続していない。また、白っぽい色のブロックが設置されている。

【課題】

- 視覚障害者等が道路から建物入口まで安全に移動できる構造に改良

② 郵便局

【現状】

- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、歩道から連続していない。

【課題】

- 視覚障害者等が道路から建物入口まで安全に移動できる構造に改良

(5) その他（地区全体）

【現状】

- 地区全体に関することとして、次のような指摘が利用者から出ている。
- ベンチなど休憩できる場所を設けてほしい。
- 市民のモラルやマナーの向上が必要である。
- 自転車の運転マナーが悪い。

【課題】

- ベンチ等休憩施設の整備
- 市民のバリアフリーに対する理解と協力
- 自転車利用に関するマナーの向上

3. 基本的な方針

(1) 地区のまちづくりの方向

神立駅周辺地区は、上位計画において本市の北の拠点として、また、隣接市との交流拠点にふさわしい良好な市街地の形成が求められている。

そのため、駅周辺の拠点性を高め、広域的な利用を視野に置いた魅力ある商業・業務地の形成を図る。

(2) バリアフリーまちづくりの方針

地区のまちづくりの方向を踏まえ、市内・市外から当該地区へ訪れやすくするとともに、神立駅を中心に安全で安心して移動できるまちづくりを目標に、次の方針によりバリアフリー化を進める。特に本地区は、神立駅が本市内他の2駅と比べてもバリアフリー化が遅れており、また、駅周辺道路も歩道が設置されている道路がほとんどなく、歩行者と車が混在している状況となっているため、まず、(仮称)神立駅西口地区土地区画整理事業及び神立駅舎の改築の早期実現を目指す。

- ・ 高齢者、障害者を含む多くの人々が利用する施設を対象として、駅と施設の間で、少なくとも1つのバリアフリー化された経路を確保する。その際に、車いす使用者や視覚障害者などのそれぞれの立場の人が、利用できる連続的な経路を確保する。
- ・ 高齢者、障害者を含む多くの人々が利用する施設については、施設(建築物)の出入口まで到達できるように、バリアフリー化を図る。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックや案内標識などの誘導案内設備については、統一した仕様による整備を行うとともに、高齢者、障害者等に配慮した表現を用いる。
- ・ 放置自転車や店舗看板の歩道上への配置などを解消する適切な管理とマナーの向上を推進する。

また、神立駅周辺地区では、(都)神立停車場線、(都)真鍋神立線の2つの都市計画道路も駅と施設を結ぶバリアフリー化された経路に位置づけ、都市計画道路の整備推進を図るが、都市計画道路の整備には、用地買収や居住者の移転も伴うことから、かなりの時間が必要となることも考えられるため、神立駅周辺地区では、土地区画整理事業、都市計画道路、駅舎改築など整備に時間が必要なものも視野に入れつつ、これらが整備されるまでの対応も含めてバリアフリー化を進める方針とする。

4. 重点整備地区と生活関連施設・経路の設定

(1) 生活関連施設

生活関連施設は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設で、施設相互間を徒歩で移動することが考えられる施設を選定する。

当該地区においては、利用者の意見を踏まえ、生活関連施設として、以下に示す施設を選定する。

種 別	番号	名 称
鉄道駅	施設①	神立駅
官公庁施設	施設②	土浦市役所神立出張所・神立地区コミュニティセンター・図書館神立分館
商業施設	施設③	スーパーマーケット
	施設④	スーパーマーケット
その他の施設	施設⑤	神立駅前郵便局
	施設⑥	茨城県信用組合神立支店

(2) 生活関連経路

生活関連経路は、生活関連施設間を徒歩で移動する際に経路となる道路や通路で、当該地区においては、利用者の意見を踏まえ、以下に示す経路を選定する。

なお、基本的には経路④、経路⑤、経路⑥を主要な経路としてバリアフリーネットワークを構成しているが、経路④、経路⑤は、現況未整備都市計画道路であるため、これらの都市計画道路が整備されるまでの対応も考慮して、経路⑦、経路⑧、経路⑨を選定する。

種 別	番号	名 称
自由通路等	経路①	神立跨線人道橋（自由通路）
駅前広場等	経路②	西口広場
	経路③	東口広場
道 路	経路④	（都）神立停車場線
	経路⑤	（都）真鍋神立線
	経路⑥	県道牛渡・馬場山・土浦線（コミセン前）
	経路⑦	中央通り
	経路⑧	県道牛渡・馬場山・土浦線（駅前区間）
	経路⑨	県道牛渡・馬場山・土浦線（神立陸橋側道区間）

(3) 重点整備地区の区域

重点整備地区は、生活関連施設・経路を含む範囲とし、次ページに示すとおり、重点整備地区の区域（約 63ha）を設定する。

図 5-3 重点整備地区区域及び生活関連施設・経路等

5. 生活関連施設・経路等の整備方針

神立駅周辺地区のバリアフリー化を図るため、生活関連施設及び生活関連経路等について、次の方針により整備を行う。

(1) 生活関連施設

① 神立駅

1) 駅舎の改築（橋上化）に伴う整備方針

○駅舎の改築にあたっては、以下に示す整備方針を十分認識の上、法に基づく移動等円滑化基準に沿った整備を実施する。

- ・駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずるバリアフリー化された経路（移動等円滑化された経路）を1ルート以上確保し、券売機には、車いす使用者や視覚障害者が円滑に操作できるものを1か所以上設置。
- ・自動改札機の1か所以上は、車いす使用者が利用できる幅員を確保。
- ・有人改札口には、車いす使用者との対話に配慮した高さのカウンターを設置。
- ・プラットフォームは、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保。
- ・トイレは、多機能トイレを1か所以上設置する。また、一般トイレについても、出入口の段差を解消するなど、すべての人がアクセスしやすい構造とする。
- ・案内や誘導のためのサインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮して見やすさとわかりやすさを確保するとともに、さまざまな情報コミュニケーション制約を抱える利用者も共通の設備から情報を得られるように工夫する。

2) 駅舎の改築（橋上化）までの対応方針

○駅舎改築が2～3年で実現困難な場合は、それまでの対応として誰にでも円滑に移動できるような対策を講じる。

② その他の生活関連施設

- すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、敷地の外部から施設内までのバリアフリー化された経路を確保するとともに、その経路の適切な管理を行う。
- 駐車場を有する施設は、障害者が運転又は同乗する車両が駐車し、障害者が円滑に乗降できる、障害者用の駐車ますを設けるとともに、当該駐車ますから施設内までのバリアフリー化された経路を確保。

(2) 生活関連経路

① 自由通路

- 神立跨線人道橋は、駅舎改築（橋上化）に合わせて自由通路として再整備する。
- その整備にあたっては、次の整備方針を踏まえ、法に基づく移動等円滑化基準に沿った整備を実施する。
 - ・自由通路は、駅前広場等（西口・東口）と改札階を結ぶバリアフリー化された経路を確保するため、西口と東口のそれぞれにエレベーターを設置。
 - ・階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。
 - ・視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるように、利用者の動線を考慮して、必要な箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置。
 - ・視覚障害者誘導用ブロックは、JIS の規格に合わせた形状とする。また、色は、容易に識別できる色とし、原則は黄色とする。

② 駅前広場

1) 駅前広場の整備方針

- 西口駅前広場は、(仮称) 神立駅西口地区土地区画整理事業において整備する計画となっている。また、東口広場についても、駅前広場機能の充実を図る。
- その整備にあたっては、次の整備方針を踏まえ、法に基づく移動等円滑化基準に沿った整備を実施する。
 - ・歩道は、適切な勾配・段差、平坦ですべりにくく、水はけのよい舗装など、すべての人が安全で快適に移動できる構造とする。
 - ・タクシー乗り場は、車いす使用者や高齢者が円滑に乗降できるように、歩道とタクシー停車位置の段差を解消。
 - ・駅前広場内において、一般車を利用する障害者が円滑に乗降できるように、障害者用の停車ますを設置。
 - ・バス乗り場やタクシー乗り場までの動線など主要な動線上には、視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるように、視覚障害者誘導用ブロック及びエスコートゾーンを設置する。また、その機能の維持・保全を図る。
 - ・バス乗り場の案内や駅周辺の案内のために必要な案内サインを設置する。また、案内サインには、点字や触知記号、音声による案内を設けるなど、視覚障害者も情報を得られるように配慮する。
 - ・バス乗り場やタクシー乗り場、または、そこまでの動線など主要な動線上には、できるだけ傘をささなくても雨にぬれることなく移動及び乗降ができるように、連続的に上屋を設置。

2) 西口駅前広場整備までの西口広場の対応方針

- 歩行空間と車が通行する部分で舗装の色を変えるなどの対策により、安全な歩行者の通行を確保。
- バス乗り場やタクシー乗り場までの動線など主要な動線上には、視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるように、視覚障害者誘導用ブロック及びエスコートゾーンの設置を検討。
- バス乗降場まで歩行の妨げとなる障害物等のない歩行者動線を確保し、バス停車位置と乗り場案内を一致させ乗降場を明確化するなど、高齢者、障害者等が利用できるバス乗り場に改善。

③ 道 路

1) 歩道が設置されている、または今後設置する道路

- 歩道は、適切な勾配・段差、平坦ですべりにくく、水はけのよい舗装など、すべての人が安全で快適に移動できる構造とする。
- 視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるように、利用者の動線を考慮して、必要な箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置。
- 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS の規格に合わせた形状とする。また、色は、容易に識別できる色とし、原則は黄色とする。
- 歩道の機能を十分に維持・保全するため、駐輪、看板・商品等の歩道上の障害物の排除と、適切な管理に取り組む。
- 信号機、道路標識、道路標示は、視認性の向上を図り、見やすくわかりやすいものにする。
- 歩行者用信号の適切な青時間の確保や歩行者用信号の設置等を進め、道路横断の安全を確保。

2) 歩道と車道を分離せずに歩行空間を確保する道路

- 経路④、経路⑤の都市計画道路が整備されるまでの対応としては、以下の方針により高齢者、障害者等の移動に配慮した歩行空間を確保する。
 - ・路面の凹凸等を解消し平坦性を確保。
 - ・側溝の蓋は、がたつきや滑りづらさに配慮し、歩きやすいものとする。
 - ・歩行空間にあるグレーチングは、目が細かく滑りづらいものを採用。
 - ・駐輪、看板・商品等の歩行空間の障害物を排除。
 - ・信号機、道路標識、道路標示は、視認性の向上を図り、見やすくわかりやすいものにする。
 - ・歩行者用信号の適切な青時間の確保や歩行者用信号の設置等を進め、道路横断の安全を確保。

(3) その他（地区全体）

① 路線バス等

- バリアフリー化に対応した車両の導入を促進。
- 低床バスの運行の路線・時刻固定を行うとともに、利用者に対し低床バスの運行情報を提供。

② 休憩施設

- 土地区画整理事業の実施に合わせて、ベンチ等の休憩施設の設置を検討。

③ 児童公園等の地域の身近なオープンスペース

- 児童公園等の地域の身近なオープンスペースは、出入口の段差を解消するなど、すべての人が円滑に利用できるようにバリアフリー化を促進。

④ ソフト面の取り組み

- 高齢者、障害者等に対する適切な対応や必要な介助を行うための知識と技術の向上を図るため、公共交通機関や施設の職員の研修や教育・訓練を充実。
- 市民のバリアフリーに対する理解と協力を推進。
- 自転車利用に関するマナーの向上を図る。

6. 移動等円滑化のために実施すべき特定事業及びその他の事業

重点整備地区におけるバリアフリー化の事業（特定事業）は、高齢者、障害者等の円滑な移動の経路等を確保するための事業であり、

- ・ 特定旅客施設等に関する公共交通特定事業
- ・ 道路等に関する道路特定事業
- ・ 一定規模の時間貸し駐車場に関する路外駐車場特定事業
- ・ 公園に関する都市公園特定事業
- ・ 建物のバリアフリー化に関する建築物特定事業
- ・ 信号機等に関する交通安全特定事業
- ・ その他の事業

に分類される。

当該地区における各事業を整理するとともに、以下に示す実施時期を設定する。

短期：概ね5年を目標に推進する事業

中長期：概ね10年を目標に推進する事業

これらの事業については、基本構想の内容に即して、各事業者が計画を作成し、行政、事業者、高齢者や障害者等を含む市民が一体となって事業の推進を図る。

なお、事業の実施にあたっては、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うとともに、関係する事業との整合を図り、移動及び施設の利用の連続性を確保する。

(1) 公共交通特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
施設① 神立駅	・ 駅舎改築（橋上化）	東日本旅客鉄道株式会社 土浦市等	○	○※1
乗合バス	・ 低床バスの路線・時刻固定の推進	関鉄観光バス株式会社	○	○
	・ ノンステップバスの導入の推進			○
	・ バス乗り場に低床バスの運行情報の表示			○
駅前広場整備 までの対応	・ 西口広場のバス乗降場の改善		○	

※1 短期（概ね5年以内）での事業着手を目指す、関連する事業（（仮称）神立駅西口地区土地区画整理事業等）の進捗にもよるため、実施時期が中長期を超える可能性がある。

(2) 道路特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
経路④ (都) 神立停車場線	・都市計画道路の整備	土浦市 (道路管理者)	○	○※2
経路⑤ (都) 真鍋神立線	・都市計画道路の整備	茨城県 (道路管理者)		○※2
経路⑥ 県道牛渡・馬場山・土浦線 (コセ前)	・歩道の勾配の改善 ・歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善 ・都市計画道路の整備に合わせて視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置	〃		○ ○ ○
経路⑦ 中央通り	・安全な歩行空間の確保	土浦市 (道路管理者)		○
周辺の都市計画道路整備までの対応	・路面の凹凸等の改善 ・側溝の蓋の改善 ・グレーチングの改善		○ ○ ○	
経路⑧ 県道牛渡・馬場山・土浦線 (駅前区間)	・路面の凹凸等の改善 ・側溝の蓋の改善 ・グレーチングの改善 ・歩行空間の障害物の撤去		茨城県 (道路管理者)	○ ○ ○ ○
経路⑨ 県道牛渡・馬場山・土浦線 (神立陸橋側道区間)	・路面の凹凸等の改善 ・側溝の蓋の改善 ・グレーチングの改善 ・歩道の勾配の改善 ・歩行者動線上の歩道と車道の段差の改善	〃	○ ○ ○	○ ○

※2 できる限り早期の事業着手を目指す。都市計画道路の整備には用地買収や居住者の移転も伴うため、事業実施が中長期を超える可能性がある。

(3) 路外駐車場特定事業 (※該当なし)

(4) 都市公園特定事業 (※該当なし)

(5) 建築物特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
施設② 土浦市役所神立出張所・神立地区コミュニティセンター・図書館神立分館	・前面道路から施設内まで視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置	土浦市 (施設管理者)	○	

(6) 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
経路⑥ 県道牛渡・馬場山・土浦線 (コミセン前)	・経路⑨(都)中貫白鳥線との交差点(神立陸橋西側交差点)での音響信号機・エスコートゾーン等の設置を検討※3	茨城県 公安委員会	○	
経路⑦ 中央通り	・経路⑧県道牛渡・馬場山・土浦線との丁字路交差点において県道手前に横断歩道の設置※4	〃		○
経路⑧ 県道牛渡・馬場山・土浦線 (駅前区間)	・駅前横断歩道(2か所)に音響信号機・エスコートゾーン等の設置※4	〃		○
生活関連経路	・道路標識、道路標示の高輝度化の推進	〃	○	○
重点整備地区	・違法駐車防止等に関する広報活動の実施	〃	○	○

※3 周辺環境に配慮し、視覚障害者誘導用ブロックの設置に合わせて音響信号機・エスコートゾーンの設置を検討する。

※4 西口駅前広場、経路⑦及び⑧の歩行空間の確保に合わせて設置する。

(7) その他の事業

① 自由通路等

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
経路① 神立跨線人道 橋(自由通路)	駅舎改築と合わせて自由通路を整備	土浦市 (施設管理者)	○	○ ^{※5}

※5 短期(概ね5年以内)での事業着手を目指す、駅舎改築と一体的に実施するため、事業実施が中長期を超える可能性がある。

② 駅前広場等

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
経路② 西口広場	駅前広場整備	土地区画整理 事業施行者	○	○ ^{※6}
経路③ 東口広場	駅前広場整備	土浦市 (施設管理者)	○	○ ^{※7}

※6 短期(概ね5年以内)での事業着手を目指す、(仮称)神立駅西口地区土地区画整理事業の実施には、多くの関係権利者との調整が必要なため、事業実施が中長期を超える可能性がある。

※7 西口駅前広場及び自由通路の整備に合わせて、駅前広場機能の充実を図る。

③ ソフト施策

整備対象	事業内容	事業主体	短期	中長期
生活関連経路	駐輪、看板・商品等の歩行空間の障害物の排除	土浦市等	○	○
公共交通機関	職員に対する研修や教育・訓練の実施	公共交通事業者	○	○
重点整備地区	市民のバリアフリーに対する理解と協力の推進	土浦市等	○	○
	自転車利用に関するマナー向上の推進	〃	○	○

図 5-4 特定事業及びその他の事業

7. その他移動等円滑化のために必要な事項

(1) (仮称) 神立駅西口地区土地区画整理事業

神立駅西口地区では、土地区画整理事業により、西口駅前広場や神立停車場線等の都市施設の整備を計画している。

土地区画整理事業の実施にあたっては、これらの都市施設及び高齢者、障害者を含む多くの人を訪れる施設を整備する際は、本基本構想に位置づけた特定事業等との整合を図るとともに、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準に適合した整備を行う必要がある。

また、この土地区画整理事業の実施に合わせて、駅舎の改築（橋上化）及び自由通路の整備が計画されているが、これらの施設を整備する際にも、本基本構想に位置づけた特定事業等との整合を図るとともに、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準に適合した整備を行う必要がある。

(2) 白鳥道踏切

白鳥道踏切は、重点整備地区内にある踏切道ではあるが、駅と生活関連施設とを結ぶ経路上にはなっていないため、生活関連経路には指定していない。しかし、この踏切を日常的に利用する人が多く、地元からも安全対策に関する要望が出されている。

したがって、重点整備地区である神立駅周辺地区のバリアフリー化に合わせ、踏切道拡幅等の安全性向上などのバリアフリー化を促進する必要がある。

第6章 重点整備地区以外のバリアフリー化の推進

重点整備地区以外でも、バリアフリー新法に基づき、道路等の都市施設の整備や官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等の主要な施設の整備（段差解消や車いす使用者用駐車施設の確保等）など、個々の施設のバリアフリー化を推進する。

特に、以下に示す地区については、高齢者、障害者等を含む多くの人々が利用する施設が集積している地区であるので、重点整備地区に準じた一体的なバリアフリー化の推進を図る。

1. 市民会館・協同病院、市役所周辺のバリアフリー化

市民会館や協同病院がある周辺には、これらの他に、ハローワークやシルバー人材センターなど、高齢者、障害者等を含む多くの人々が利用する施設が集積している。同様に、市役所周辺にも、保健センターや霞ヶ浦医療センターなどの施設が集積している。

これらの地区は、土浦駅から1km以上離れており、駅からの徒歩圏ではないが、主要な施設が集積する地区であることから、駅周辺と同様に、公共交通と連携した面的なバリアフリー化が必要である。

そのため、土浦駅と当該地区を結ぶバス路線にノンステップバスの導入を推進するなど、バリアフリー化された公共交通を確保するとともに、バス停留所と主要な施設を結ぶ経路において、連続的に、段差や勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行い、主要な施設とその周辺道路を一体的にバリアフリー化することにより、重点整備地区である土浦駅周辺地区と合わせたバリアフリー化を促進する。

2. 神立病院周辺のバリアフリー化

神立病院周辺には、病院以外にもグループホーム、調剤薬局、デイ・ケアセンターなど、高齢者、障害者等を含む多くの人々が利用する施設が集積している。

この地区は、神立駅から1km以上離れており、駅からの徒歩圏ではないが、主要な施設が集積する地区であることから、駅と同様に、公共交通と連携した面的なバリアフリー化が望まれる。

そのため、神立駅と当該地区を結ぶ路線バスに低床バスの導入を推進するなど、バリアフリー化された公共交通を確保するとともに、当該地区内道路における歩行者の安全性の向上（通過交通の排除や車の速度抑制策などについて、地区周辺道路も含めて対策を検討するなど）を図り、主要な施設とその周辺道路を一体的にバリアフリー化することにより、重点整備地区である神立駅周辺地区と合わせたバリアフリー化を促進する。

3. 大規模商業施設周辺のバリアフリー化

大規模商業施設は、高齢者、障害者等を含む多くの人々が利用する施設であることから、大規模商業施設が立地する地区については、当該施設とその周辺の道路等の一体的なバリアフリー化の推進に努める。

あわせて、大規模商業施設の新設や改修時には、建物や駐車場のバリアフリー化とともに、公共交通の配置及び車両やバス停等のバリアフリー化を促進する。

第7章 心のバリアフリー化の推進

高齢者、障害者等の移動における安全性、利便性の向上を図るためには、特定事業計画に示したハード面の整備とともに、ソフト面の取り組みが重要である。

1. 市民への普及・意識醸成

高齢者、障害者等をはじめあらゆる人が安心して街の中を移動でき、自立した日常生活を送るためには、ハード面の整備に合わせ、市民の理解・協力・連携が必要である。

そのためには、「困っているときにどのような支援をすればよいのか」など、接し方や支援の方法をPRし、広く市民に知ってもらうことが有効である。

例えば、パンフレットの作成・配布、行政・事業者・障害者・大学等の連携による体験型のPRイベントの開催、小中学校における教育などを実施し、広く市民の意識醸成に努める。

2. 情報の提供及び共有

高齢者、障害者等をはじめあらゆる人が安全で安心な公共交通機関を利用した移動を実現していくためには、必要な情報を適切に提供するというソフト面の対応が重要であることから、バリアフリーマップの作成等により、バリアフリー化している経路や内容等の情報を積極的に提供する必要がある。

また、その情報は、利用者が日頃バリアフリーに関して困っている点やアイデア等の利用者の視点が反映されていることが重要である。

そのためには、ホームページなどを活用し積極的に市民等から情報を収集するとともに、市民どうしの情報交換の場・機会をつくり、それを行政が適切に管理・運営することにより、市民のバリアフリーに係る情報の共有化に努める。

3. 基本構想の周知・PR

バリアフリー化を進めるうえでは、施設整備に合わせて、市民や商店街の理解と協力が必要である。

全市的に心のバリアフリーをPRするとともに、特に、重点整備地区については、高齢者、障害者等へ配慮するエリア、経路、施設の周知徹底を図り、放置自転車対策、商店の看板の置き方のルール、自動車運転者による歩行者への配慮などの理解を求めていくこととする。

4. 協働によるバリアフリーの実現

心のバリアフリー化のためには、先に示した行政や事業者の取り組みに加えて、広く市民の協力が必要である。

歩道がバリアフリー化されていても、歩道上の駐車や駐輪があると、歩行者の通行の障害となることから、市民の一人ひとりの配慮が必要である。また、ハードの整備が十分でない場合でも、ほんの少しの支援や心配りがハード整備を補うこともあることから、市民一人ひとりができることから始めることが重要である。

そのためには、高齢者、障害者等の移動の制約となるバリアの体験や学習の場に参加したり、行政や事業者に対する情報提供やまちづくりへの参画など、市民一人ひとりが自発的にバリアフリーへ取り組むことを促進する。

第8章 今後の事業展開

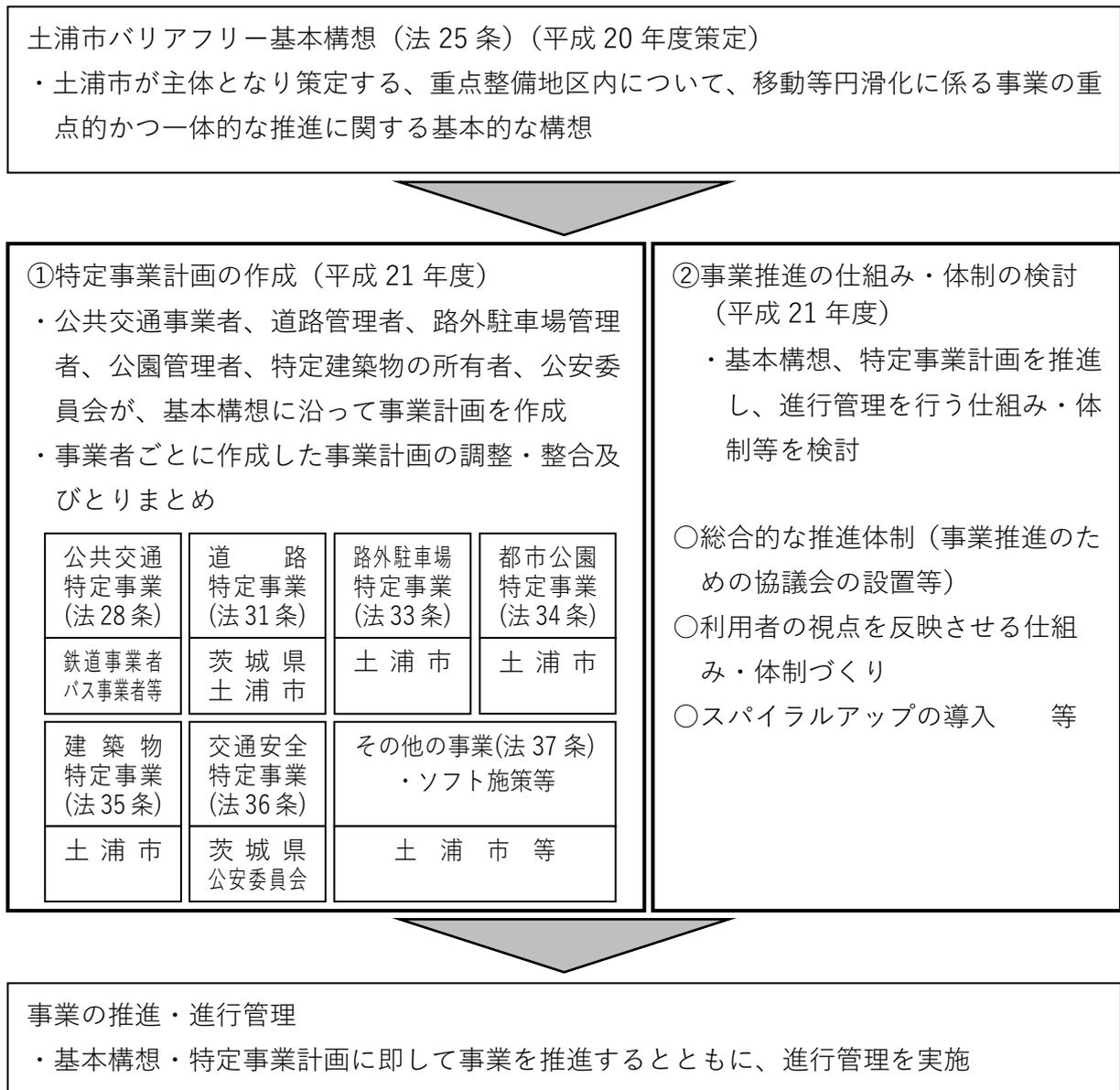
誰もが楽しく、暮らしやすいまちを目指して、3地区の基本構想で示すハード事業、心のバリアフリーのソフト事業を総合的に推進する体制・仕組みづくりを行う。

1. 特定事業計画の策定・事業の推進

基本構想に定められた特定事業を実施していくため、各事業者は本構想に従って特定事業計画を作成し、事業を実施する。

なお、特定事業計画の立案にあたっては、利用者にとって最も使いやすい整備を実現するため、高齢者、障害者等から具体的な整備内容や配慮すべき事項等についての意見を聴き、反映させるように努める。

図 8-1 特定事業計画の策定・事業の推進の流れ



2. 総合的なバリアフリーまちづくりの展開

本市を誰もが移動・活動できるまちにするためには、重点整備地区内の公共空間のバリアフリー化にあわせて、目的施設となる建物のバリアフリー化、重点整備地区まで来ることができる公共交通の確保が求められる。

3地区の基本構想では、重点整備地区において、駅や路線バス等の公共交通機関と生活関連経路に位置づけた道路等の歩行空間のバリアフリー化を一体的に行うとともに、高齢者、障害者等を含む多くの人々が利用する施設（建築物）を生活関連施設に位置づけ、生活関連経路から当該施設の出入口までを連続的にバリアフリー化することにより、すべての人が目的の施設へ到達でき利用できるような環境の実現を目指している。

あわせて、生活関連施設等の建築物のバリアフリー化について、各施設管理者がバリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準に照らした整備に努めることとする。

また、公共交通の確保については、市が主体となり全市的な公共交通体系のあり方の施策の検討を行い、市民や事業者等との協力のもと、維持・新設を図ることとする。

さらに、“移動・活動できる”に留まらず、より質の高い“楽しめる”まちをめざし、都市計画マスタープランや地区を単位とした計画など、他のまちづくり分野との整合・調整を図り、様々な場面でバリアフリーの視点を加えた検討を行うこととし、総合的なバリアフリーまちづくりの展開を図る。

3. 総合的な推進体制の整備

基本構想策定後、特定事業計画の策定・事業の実施については、事業者が各々進めていくこととなるが、基本構想の実効性を高め、効果的なバリアフリー化を推進していくためには、事業の適切な進行管理を行う必要がある。したがって、事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を行うため、協議会を設置し、基本構想の総合的な推進体制を整備する。

4. 利用者の視点を十分反映したバリアフリー化

バリアフリー化は、以下の流れによって進めることとなる。

- ①バリアフリー基本構想の策定（本報告書）
- ②特定事業計画の策定
- ③個別施設の設計等
- ④事業の実施
- ⑤事後評価

バリアフリー化を推進するにあたっては、各段階において、高齢者、障害者等の利用者が意見を言えるような体制づくりが重要であり、利用者の視点を事業へ反映させ

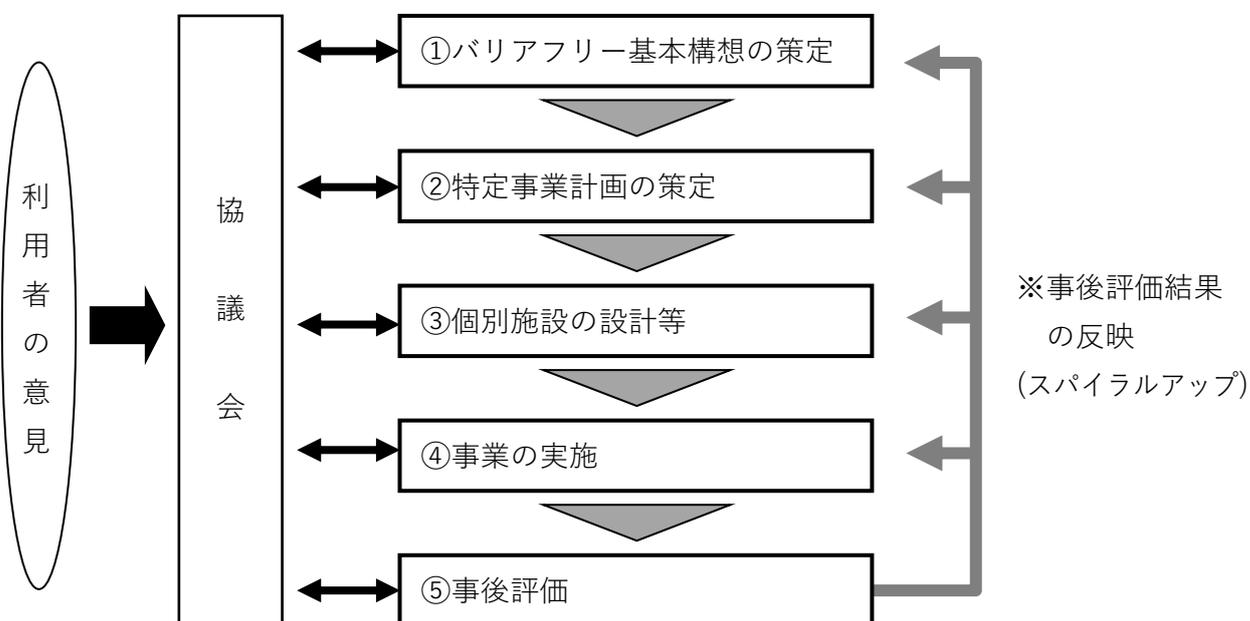
る仕組みが必要である。

官民の役割分担のもと、利用者はニーズの提供の役割を担い、移動しやすさや使いやすさについての意見を提案する。一方で、市・事業者は実施主体の役割を担い、利用者ニーズを踏まえて、設計・計画を決定し、施行、改良を実施する。

また、利用者ニーズの反映を行ううえでは、高齢者、障害者等をはじめあらゆる人の意見を公平に反映されることが求められる。

これらのことを踏まえ、総合的な推進体制として設置する協議会を活用し、利用者の視点を十分反映したバリアフリー化を進める仕組み・体制づくりを行う。

図 8-2 利用者の視点を反映させる仕組み



5. スパイラルアップの導入

高齢者、障害者等の利用者を含めた市民の参加のもと、整備後の利用状況等のチェックを行うことにより、より使いやすい施設等への改善策を検討・実施する。

計画 (Plan)、事業実施 (Do)、確認 (Check)、改良 (Action) のPDCAサイクルを導入して、スパイラルアップ (段階的かつ継続的な発展) を図ることにより、より質の高いバリアフリー化を推進する。

6. 移動等円滑化基準に則した都市施設等の整備推進と地域にあった仕様の検討

移動等円滑化基準及びガイドラインに即した都市施設等の整備推進を図るとともに、さらなる利用のしやすさの向上を図るためには、地域の特性に合わせた整備が必要なものもある。

例えば、歩道と車道の段差については、車いす使用者と視覚障害者で意見が分かれるところであり、かつ少なくとも地域では統一されることが望まれることから、利用者が意見を出し合って、利用者が実際に使いやすい統一した仕様にする必要がある。

また、必要に応じて、仕様の統一の他に、移動等円滑化基準及びガイドラインに示される基準よりも、高い水準の仕様を設定することも考えられる。

これらを実現するための仕様及び体制を検討する。

7. 社会状況の変化等に応じた基本構想の見直し

今後、高齢化のさらなる進展や高齢者、障害者等の社会参加の機会が増加することにより、バリアフリー化に対する要求は、ますます高まっていくことが予想される。一方、高齢者、障害者等の新しい移動手段や移動を支援するシステムの開発など、バリアフリー化に関する技術開発も進められている。このような社会状況の変化や新たな技術の開発に合わせ、基本構想の見直しが必要な場合、見直しを行う。

1. 土浦市バリアフリー基本構想策定協議会設置要領

(土浦市告示第100号)

土浦市バリアフリー基本構想策定協議会設置要項

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条の規定に基づき、同法第25条に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想として土浦市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定することに関し必要な事項を協議するため、土浦市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する22人以内の委員をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 基本構想に係る施設設置管理者
- (3) 茨城県公安委員会の指定する者
- (4) 高齢者及び障害者団体等の代表者
- (5) 地域住民の代表者
- (6) 市議会議員
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 市の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想の策定が終了する日までとする。ただし、補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2号から第8号までに掲げる委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を1人置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会の会議（次条において「会議」という。）の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、協議会の事務を補佐させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。

3 代表幹事は、都市整備部長をもって充てる。

4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会は、代表幹事が招集し、幹事会の会議の議長となる。

(庶務)

第8条 協議会及び幹事会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第7条関係）

市長公室長，総務部長，市民生活部長，保健福祉部長，産業部長，建設部長，都市整備部長，教育次長，消防長，政策企画課長，総務課長，管財課長，市民活動課長，生活安全課長，社会福祉課長，障害福祉課長，高齢福祉課長，商工観光課長，道路課長，住宅営繕課長，都市計画課長，建築指導課長，公園街路課長，土浦駅北開発事務所長，教育総務課長，消防本部総務課長

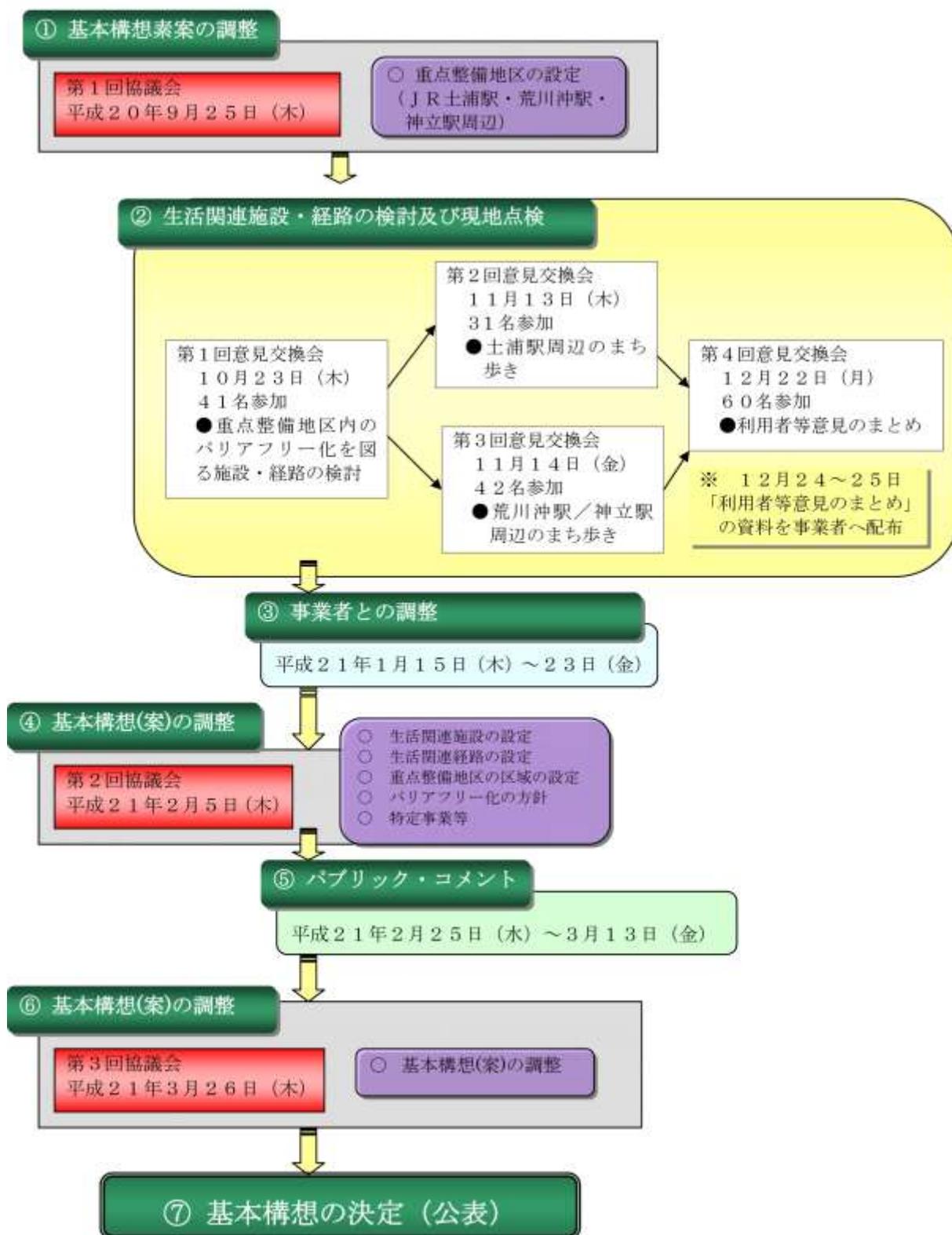
2. 土浦市バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

	組 織	役 職	氏 名	備 考
市民公募			伊藤 宏	
			橋本 剛	
地域住民	土浦市地区長連合会	副会長	今井 孝治	
関係団体	土浦市高齢者クラブ連合会	副会長	星 末雄	
	土浦市障害者(児)福祉団体連合会	会長	村山 一人	
	土浦市身体障害者友の会	会計	濱崎 時政	
	茨城青い芝の会	会長	里内 龍史	
学識経験者	筑波大学 大学院 人間総合科学研究科	教授	蓮見 孝	会長
	つくば国際大学 産業社会学部 社会福祉学科	講師	椎名 清和	副会長
事業者	J R東日本 水戸支社 企画室	室長	高畑 治	
	関東鉄道 自動車部	部長	酒寄 新一	
	J Rバス関東 土浦支店	課長	大野 誠	
	土浦地区タクシー協同組合	監事	小島 賢次郎	
	NPO 法人まちづくり活性化土浦	理事長	勝田 達也	
国	常陸河川国道事務所 道路管理第二課	課長	小林 正一	
県	都市計画課	課長	上遠野 和夫	
	建築指導課	課長	内藤 初男	
	土浦土木事務所 事業調整課	課長	十八公 伸昌	
	県警本部 交通規制課	課長	岡崎 洋治	
	土浦警察署 交通課	課長	関 晃	
市議会	市議会議員	文教厚生委員	柏村 忠志	
市	土浦市	副市長	瀧ヶ崎 洋之	
計			22名	

オブザーバー

	組 織	氏 名	備 考
住民提案団体	バリアフリー新法にもとづく基本構想の策定を実現させる会	滝野 嘉津子	
	〃	今福 義明	DPI 日本会議常任委員 交通問題担当

3. 土浦市バリアフリー基本構想策定の検討経過



土浦市バリアフリー基本構想

平成21年3月 発行

編集・発行 土浦市 都市整備部 都市計画課
〒300-8686 茨城県土浦市下高津1丁目20番35号
TEL029-826-1111

調査協力 株式会社 アルメック
〒153-0042 東京都目黒区青葉台1丁目19番14号
TEL03-5489-3211